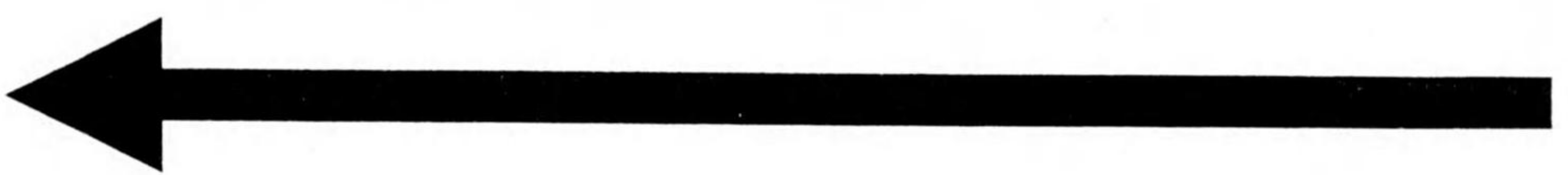


14.5

14.5-93
1200501213816



始



調査資料第三十六輯

民間信仰
第三部 朝鮮の巫覡



民間信仰
部

朝鮮の巫覡

朝鮮總督府

調査資料第三十六輯

發行所寄贈本



14.5-93

序

調査資料第三十六輯「朝鮮の巫覡」は囑託村山智順をして調査せしめた朝鮮民間信仰の一部をなすものであつて、現在朝鮮の民間に行はるゝ崇神巫俗の主要を述べたものである。之等の民間信仰、就中巫覡信仰は、朝鮮民間大衆の精神生活を支配すること大なるものであるから、本調査書は朝鮮の文化、殊に朝鮮民衆の生活意識並にその思想傾向を窺ふ上に多少の参考となるであらう。

朝鮮總督官房文書課長 萩原彦三

序

調査資料第三十六輯「朝鮮の巫覡」は囑託村山智順をして調査せしめた朝鮮民間信仰の一部をなすものであつて現在朝鮮の民間に行はるゝ崇神巫俗の大要を述べたものである。之等の民間信仰就中巫覡信仰は朝鮮民間大衆の精神生活を支配すること大なるものであるから、本調査書は朝鮮の文化、殊に朝鮮民衆の生活意識、並にその思想傾向を窺ふ上に多少の参考となるであらう。

昭和七年三月二十日

朝鮮總督官房文書課長 萩原彦三

凡例

一、本書は朝鮮の文化中その民間信仰に属するもの的一部分たる巫及び之に對する信仰を調査したもので、さきに發刊した『朝鮮の鬼神』(調査資料第二十五輯)及び『朝鮮の風水』(調査資料第三十一輯)に次ぐものである。

一、本書は朝鮮の巫覡信仰と共に朝鮮の占卜習俗をも併せて發表する豫定であつたが、印刷の都合に依り別冊として次に發刊することとした。

一、本調査の資料は大部分各地の警察署の手を煩はして得たる報告に依つたものである。

民間信仰
第三部

朝鮮の巫覡

朝鮮總督府囑託 村山智順

附

緒言

朝鮮民間信仰界に斷然有勢の地位を占め、朝鮮民庶の生活に大きな働きかけをなして居るものに巫禱の信仰がある。この巫禱信仰は悠久なる往昔より朝鮮文化の根幹を成し來り、現在に於ても殆ど朝鮮全道の人々に意識的に又無意識的に支持要求せられ、確實に大衆の精神生活を支配して居るものであるから、朝鮮文化の特質が如何なるものであるかを窺ふが爲にも、將また朝鮮民衆の生活意識、思想傾向等の精神生活を了解する上に於ても極めて重要な資料たることは言ふ迄もない。殊にこの巫禱信仰が、やゝもすれば盲信に陥り、その結果反社會的な行爲や、非衛生的な所業を敢行し、或は冗費遊惰依頼等の不生産的な氣風を煽動して、愈々民衆を生活苦のどん底に押し込み、呻吟せしめむとする傾向ある今日の世相に於ては、之を單なる一部愚民の迷信に過ぎざるものとして看過するを許さないのである。

朝鮮の巫覡はその多くが世襲的であり、全鮮至るところ之あらざるなく、全道を通じてその數萬餘を算するのである。而して之等巫覡のなすところは、主として病氣祈禱、災厄禳祓、運命占卜及び神樂舞踊などであるが、之等の巫覡は日本内地の巫と異なり、大部分は神社に所屬することなく、往昔には神社に所屬して居たものであつた。今でも濟州島の如き神祠ある處では神社所

屬の巫がある。民間に雜居し人々の依頼に應じて巫禱をなすものである。かく多數の巫覡が全道の民間に散布してよくその生活を維持して居ることは、朝鮮の民衆が今猶ほ除災招福即ち病災を除き惡運を祓つて幸福を求むる事は巫覡に依つてのみ效されるものであると確信し、尙ほ巫覡に依つて成される禱樂即ち神樂舞踏を民間娛樂の有力なる一機關として歓迎するに職由するものである。

處が之等民間に力強く支持せられて居る除災招福の確信は、一つには未だ理智の發達少く、禍福に對して正しき判斷をなし得ざるが爲であり、二つには溺れるものは藥をも掴むが如く、生活苦に切迫するの餘り盲目的に何かに縋らむとする要求に依つて培はれて居るのであり、而して巫樂の歓迎は朝鮮の民間にその心情を和樂せしむるが如き民間娛樂の乏しきが爲に外ならない。従つて之等朝鮮の巫覡がその存在を確立して居る朝鮮民間の生活には無智非衛生生活苦及び娛樂の缺乏等の諸相が生々しく描かれて居ることをも觀察し得るのである。

それであるから朝鮮の巫覡は、一方朝鮮古來の文化を窺ふところのものとして考究の對象たるのみならず、一方やゝもすれば陥り易き反社會的な出來事を如何に監視すべきかと共に、この巫覡信仰を通じて表現せられる朝鮮社會の生活相に顧みて、如何に之が對策を講究すべきかの問題を呈示して居るものであるから、之に對して充分なる講究と慎重なる考慮を拂ふべきものであることを忘れてはならない。

民間信仰
第三部 朝鮮の巫覡目次

序

凡例

緒言

第一章 巫覡の分布

第一節 巫覡の數

第二節 身分、性、年齢

第三節 分布狀況

第二章 巫覡の稱呼

第一節 巫稱の種類

目次

第二節 巫稱の分布……………二六

第三節 記録上の巫稱……………四

第四節 巫稱巫堂に就て……………四

第三章 成巫の動機と過程

第一節 成巫の動機……………五

第二節 靈感成巫の過程……………三

第三節 世襲成巫の過程……………二六

第四節 生業成巫の過程……………一五

第五節 其他成巫の過程……………一四

第六節 成巫の機關……………一七

第四章 巫行神事

第一節 神事の種類……………一五

第二節 古來の神事……………一七

第三節 現行の神事……………三四

第五章 巫禱の儀式

第一節 巫儀の觀念……………二五

第二節 巫儀の次第……………二六

第三節 各地現行の巫儀……………三六

第六章 巫覡の需要

第一節 巫の需要と信賴……………三五

第二節 現在の信巫狀況……………四九

第三節 タンゴル制……………四五

第七章 巫覡の影響

第一節 巫覡の好果……………四九三

第二節 巫覡の弊害……………五〇〇

第三節 全鮮の巫弊……………五〇六

第八章 巫具と巫經

第一節 巫具……………五六一

第二節 巫經……………六二八

附 録

巫覡用祈禱經文……………一七〇

附圖寫真……………一七三

民間信仰
第三部

朝鮮の巫覡

第一章

巫覡の分布

第一節

巫覡の數



朝鮮の巫はその起源極めて古く三國新羅高麗李朝を通じて少なからざる影響を社會生活の上に及ぼしたものであるから、その員數も各時代を通じ相當の數に上つて居たものであると想はれる。殊に高麗に代つた李朝はその五百年の長年月高麗に至つて極盛を致した佛教を排斥し、深く民間に浸潤せる宗教的信仰をその根底より拔除して、之に代ふるに中華の名に負ふ儒教を以てしたので、朝鮮の民間信仰界は表面全く無宗教の状態に變じたが、大衆の間に自づから存在する宗教的要求は、こゝに原始宗教の傳統たる巫信仰にその満足を求め來り、佛教が衰微すればする程巫禱は歓迎せられ、佛寺と僧侶が山林に隱退すればする程巫業者の街頭進出を見たのである。従つて巫業をなす者の員數も亦この趨勢につれて増加を來したであらう事は自明の

理であるから、巫覡の員數は高麗よりも李朝に入つて著しくその數を増した筈に相違ない。然しながら之等の巫を業とする者は、社會上賤民として遇せられたが爲に、當時の爲政者乃至學者にとり、之を記録すべき程の價値を認められなかつたので、何れの時代に於てもその當時に於ける巫數を明確に記録したものがなく、従つて巫業の盛なりし事を以ておぼろげながら之を想像する以外、その確數を明知することが出来ないものである。

今僅に存する記録類に頼つてこの臆げな推想を試むれば、往時に於ける朝鮮の巫數は凡そ次の如くである。即ち李朝純祖時代(一八〇一—一八三三)王命に依つて撰した萬機要覽財用編巫稅條に、各道の巫稅額を載せてあるが、それに依れば巫稅を其道の財源に充當した黃海道、平安道及び咸鏡道北關を除き、各道の巫稅は

慶尙道一〇同二二匹、全羅道八同一五匹、京中五八〇兩、公忠道三同二六匹、

咸鏡南關二同二九匹、江原道一同一匹、京畿道三二匹、

而して英宗二十年の續大典戶典雜稅に於て規定した巫稅は、巫女一名につき木綿一匹であり、五〇匹が一同、一匹の代納錢三兩五錢(一兩は二五錢)であつた。従つて右諸地方の巫數は次の如く換算して知ることが出来る。即ち

慶尙 五二二名、全羅 四一五名、京中 一八一名、公忠 一七六名、咸南 一二九名、

京畿 三二名、江原 六二名

合計一五一七名、これに黃海、咸北、平安三道の分(不確數ではあるが)を加へたならば約二千名に近いものであつたらう。

猶ほ是よりさき世宗の八年(一四二六)戶曹が上啓して江原、咸吉後の咸鏡道兩道の神稅布貢を減額し、且つその收納法の改正を請申したが、それは次の如く、

『世宗八年夏五月戊午戶曹啓、敬つて傳旨を奉じ、江原咸吉兩道神稅布の貢、他道無き所、其弊を除かん」と欲し、磨勘して以て聞す。今詳査するに兩道の俗淫祀を尙び各戶布を用て神弊と爲し、巫覡の徒愚民を誑誘して以て其利を專にす、誠に痛禁すべし、然れども習俗已に久しくして一時に禁じ難に似たり。請ふ、民戶よりの收斂を除き、巫覡の通ふ所の民戶を悉く簿に置かしめ、殘々戶寡孤獨の外、其餘の各戶につき毎戶其一匹を巫覡の家當て、その四分の三を收めん。

(中略)今將に江原道歲貢元額二千匹、咸吉道二千五百匹、各一千匹を減すべし。之に従ふ。(世宗實錄)と云ふことであつたから、これから察すれば從來江原咸吉兩道では巫稅布として一年に江原道二千匹、咸吉道二五〇〇匹の木綿を收納して居たものであるが、以後は一律に民戶から收納することを止め、巫覡の出入する民戶を調査記録して置き、その家から巫覡に與ふる一匹の木綿の貢を稅貢として納めしめることとしたのである。従つて改正後の神稅布は、江原一〇〇〇匹、咸

吉一五〇〇匹。而してこれは江原一三三三餘戸、咸吉二〇〇〇戸に巫覡が出入するものとして收納したのである。然しながらこの戸數は貧民乃至孤獨者を除いたものであるから、實際に巫覡の出入する民戸は貧民の戸數を税貢を納める戸數の約半數と見て、江原二〇〇〇餘戸、咸吉三〇〇〇戸に上つたものと想定してよろしいであらう。

さて之等の民戸は巫覡の出入する民戸の概數であるが、この民戸と巫覡との關係はタンゴル制度に依つて結合されて居たであらうから、なぜならば、若しかうした關係でなければ従來の徵税が巫覡の負擔でなくて一般民戸の負擔であり、且又改正後の徵税も民戸の負擔に屬するものである筈がない譯である。一巫戸は必ずや幾戸かのタンゴル家を有つて居たものであらう。

然れば江原の一三三三餘戸、咸吉の二〇〇〇戸は最も明確に巫覡とお得意關係をなして居たものと云はねばならぬ。そこで若し一巫の出入する民戸を平均二十戸とすれば、江原咸吉の巫數はそれ〴〵一〇〇名、一五〇名となり、現在南鮮のタンゴルには百戸以上もあるが、此附近のタンゴルは人口稀薄なるに依り一巫二十戸内外のタンゴル家を有するに過ぎない、この數は前掲「萬機要覽」の巫稅條から割出したものと殆ど近似したものであるから、咸南一二九に對し咸吉一五〇であるが、咸吉とは咸即ち咸南吉即ち咸北の事であり、咸北は人口極めて稀薄であつたから、この兩道を合せたものが一五〇なれば、左程相異した數ではない。又前者の江原六二に對して後

者は一〇〇であるが、これは前者が巫女のみなるに對し、後者は巫と覡との數であることを注意しなければならぬ。純祖朝時代に於ける朝鮮の巫數は、慶尙(南北)五二二、全羅(南北)四一五、京中(京城)二八一、公忠(忠清)一七六、咸吉(咸南、北)一二九、京畿三二、江原六二、黃海(平安、南北)合せて約二千名近くのものであつたと察せねばならぬ。

處がこれは巫女のみ數であつて右の數字中には覡の數を入れて居ない。なぜなれば右萬機要覽の巫稅では巫女のみものを擧げたのであつて、覡は普通の男丁と等しく課税せられたから別段にとりたて、云ふ必要がなかつたのである。(なぜ巫女だけを擧げたか。それは元來本則として婦女の無税なるにも拘らず、巫女だけは巫業に依つて收入の途があるので、その巫業所得を基として之に課税したのである。従つて巫業者總數から云へば、右巫女二千名の外に男巫即ち覡が若干名之に加はらなければならぬのである。然るに巫女に對する覡の比例は現在のところ、三十二パーセンであるが、若しこの比例を時代に依つて大した變動なきものとして、之を適用すれば、純祖當時の覡數は巫女二千名の三割二分即ち六百四十名となるから、當時の巫數は巫覡合計二千六百餘名となる譯である。

然し右二千六百餘名も亦巫覡の全部と云ふことが出來ない。それは右の巫數は巫稅を納付すべきものとして録籍された者だけに限られて居ることである。處が巫の中には巫籍に登録

されてなかつた者も決して少くなかつたのであるから現在に於ても巫女の中には主巫と従巫とがあつて、主巫以外は祈禱の補助者、助手として働く者で、その數は主巫よりも寧ろ多數に上るのであるから之等の未登録巫女をも合すれば當時の巫數は五千名近くであつたと推考されるであらう。

然らば上述純祖朝の時代より凡そ百年を經過した今日に於ける巫數は幾許であるか。現在に於ける朝鮮の巫業者總數は、昭和五年八月現在凡そ一萬二千三百餘人(凡そと云ふのは、この統計は全鮮の警察から調査報告を受けて作つたものであるが、報告なき處が十二箇所あつたからである)。而してその道別總數計は左の如くである。

(備考)報告なき地方

全羅南道	一、九四五	一
京畿道	一、八六五	一
平安北道	一、二三六	一
忠清南道	一、二二六	一
黃海道	一、〇〇九	一
江原道	八八七	一
慶尙南道	八八三	一
平安南道	八三三	一

慶尙北道	七二一	二
全羅北道	七一三	三
咸鏡南道	五九八	一
忠清北道	二九二	一
咸鏡北道	一七二	一
合計	一、三、三八〇	

第二節 巫覡の身分、性、年齢

巫業をなす者の身分に就ては、普通巫業者は悉く賤民であると謂はれて居るが、これは巫業を賤視して居る慣習から、兩班又は常民の階級にはそんな賤業に従事する者がないと云ふ階級的自尊から出た誇りの言葉であつて、事實に於ては各階級からこの巫業者を出して居るのである。之を數の上から觀察すれば常民出最も多く、賤民出之に次ぎ兩班出身が最も少ないと云ふ状況である。左に昭和五年八月現在に於ける之等の身分別割合を示すであらう。

常民出が第一位を占める地方	一四八箇所(警察管内)即ち全體の五七パーセント
賤民出が第一位を占める地方	七三箇所(同上) 二八パーセント
兩班から出た者のある地方	三九箇所(同上) 一五パーセント

第一章 巫覡の分布 第二節 巫覡の身分、性、年齢
之を道別にして觀れば次の如くである。

巫業身分統計表

道名	常民最多地方	賤民最多地方	兩班出ある地方	備考
京畿道	二〇	三	七	兩班出には盲人のみの處あり
忠清北道	四	三	六	同上
忠清南道	二	一	七	同上
全羅北道	一	二	三	同上
全羅南道	一	二	一	同上(三人の内盲人一人)
慶尙北道	一〇	一〇	七	同上盲人のみの地五
慶尙南道	〇	一	二	同上全部盲人
黄海道	一六	二	二	同上(内盲人一)
平安南道	一三	二	一	同上(内盲人一)
平安北道	二	一	四	同上(内盲人一)
江原道	一五	一	一	同上(三人の内盲人一人)
咸鏡南道	一五	一	一	同上(三人の内盲人一人)
咸鏡北道	一	一	一	同上(三人の内盲人一人)

總計	百分比
一四八	五七
七三	二八
三九	一五
一〇〇	

以上の身分統計表に依つて見れば、賤民のみの處は全羅南道たゞ一道だけで、その他の道は皆常民出、兩班出の兩者又はその何れかゞ混在して居ることが窺はれるであらう。而してこの身分別に従つて巫業者の分布状態を察すれば、兩班巫は全羅南道、平安南北兩道及び咸鏡南道の四道を除いた他の九道には悉く存在し、賤民巫は全羅南北、慶尙南北を中心とした南鮮に多く、漸く北進するに従つてその數を減じ、北鮮には咸鏡南道の如く全く之を缺く處さへあるのである。次に常民巫に就て云へば、忠清兩道、京畿道即ち中鮮地方から北鮮西鮮にかけて増加し、平安北道に於て最もその多數を示して居るのである。

巫業に従事する者は巫女、覡男の兩者であつて、昭和五年八月現在の調べに依れば、巫女の數六千九百餘人、男巫の數三千四百餘人、その割合は巫女が六十七パーセント、男巫が三十三パーセントであり、而して巫女の數より多き地方、全鮮にて百六十餘箇所、男巫の數より多き地方二十七箇所、この比例前者七十三パーセントに對して後者二十七パーセントである。今之を道別に表はせば次表の如し。

道名	女	男	巫の覡よりも多き地	覡の巫よりも多き地
京畿道	一、二〇四	一三四	二三	四
忠清北道	一〇一	八六	六	四
忠清南道	五五七	四八八	八	六
全羅北道	五三七	一四六	一二	六
全羅南道	一、一六八	七三四	二一	六
慶尙北道	三三九	二〇六	一六	三
慶尙南道	三九八	二七三	一四	六
黄海道	七〇八	八六	一四	二
平安南道	四四一	七九	一四	一
平安北道	七七九	三八五	一二	二
江原道	三〇五	四九一	七	二
咸鏡南道	三八一	一六九	一五	三
咸鏡北道	二三	一二六	四	三
合計	六、九四一	三、四〇三	一六六	六二

百分比	六七	三三	七三	二七
-----	----	----	----	----

(備考) この表中には盲人を除いて居る。

即ち女巫の最も多きは京畿道、次が全羅南道、次が平安北道の順であり、男巫の最も多きは全羅南道、次が江原道、次が忠清南道と云ふ順序であつて、女巫の数の覡よりも多き地方、即ち女巫の有勢なる地方は京畿道が最も多く、全羅南道に次ぎ、男巫の数の女巫の数よりも多くしてその有勢なる地方は咸鏡北道を首位に、平安北道、江原道が之に次ぐ順である。總じて女巫の有勢地の多きは女巫多き道であり、男巫の有勢地多き道は覡の数が巫女の数よりも多きか又は之と伯仲する道である。即之を前表に就いて見るに巫女数の絶対多數なる京畿、全南兩道に於ては巫女の有勢なる地方のみであつて、男巫の有勢な地方は一つもなく、之に反して覡の有勢なる地方の多きは男巫の数の絶対多數を占める咸鏡北道及び巫數と覡數との相伯仲せる江原道に於て見出だされるのである。

次に巫業者の年齢に就て之を觀察するに、男巫女巫を通じて三十歳以上五十歳以下の者が絶対多數を占め、五十歳以上の者之に次ぎ、三十歳以下の者が最も少ないのであつて、その順位は次の如くである。

三十歳より五十歳までの者、第一位 絶對多數 (男女とも)

五十歳以上の者、第二位 (同)

三十歳以下の者、第三位 (同)

いまこの順位の基礎を各道に於ける年齢別に見た有勢地方數に依つて求むれば次の如くである。

年齢別有勢地方表

道名	三十歳以下最多の地方	三十歳以上五十歳以下最多地方	五十歳以上の最多地方
京畿道	一	一四	九
忠清北道	一	四	二
忠清南道	一	二	一
全羅北道	一	二	一
全羅南道	一	九	二
慶尙北道	一	八	三
慶尙南道	一	一六	二
黄海道	一	一六	一

道名	三十歳以下最多の地方	三十歳以上五十歳以下最多地方	五十歳以上の最多地方
平安南道	一	一五	一
平安北道	一	二一	二
江原道	一	一八	三
咸鏡南道	一	九	六
咸鏡北道	一	六	八
合計	一	一九〇	三六
百分比	一	八四	一六

(備考) この表には盲人を除いて居る。

即ち三十歳以下の巫業者の最も多數を占める地方は全鮮に唯一箇所あるのみであつて、三十歳以上五十歳以下の者の最も多數なる地方は百九十箇所多きに達し、八十四パーセントと云ふ絶對多數を占めて居り、全道到る處この地方のない處はない有様である。五十歳以上の者の多數なる地方も各道に散在するが、その總數十六パーセントだけに全羅南道、忠清南道及び平安南道に於てはその存在を見ない處もあるのである。

第三節 巫覡の分布

前節に於て述べたるが如く、朝鮮に於ける巫業者の總數は一萬二千三百餘、その身分は常民最

も多く、性別では女巫が絶對多數を占め、而してその年齢は三十歳以上五十歳までの者が最も多いのであるが、いまこの巫業者の分布状況を窺ふに、人口十萬に對して巫業者約六十四人の割合を以て全鮮に普及して居るが、之を道別に表示すれば次の如くである。

人口と巫業者との割合

道名	人口	巫業者	人口十萬人に對する比率
京畿道	一、九七〇、八一五	一、八六五	九五人弱
忠清北道	八三九、〇三〇	二九二	三五人弱
忠清南道	一、二九三、五七四	一、二二六	九五八弱
全羅北道	一、三八三、七八四	七一三	五二人弱
全羅南道	二、二二九、八五八	一、九四五	九一人強
慶尙北道	二、二六三、九七八	七二一	三二人弱
慶尙南道	一、九六三、七五一	八八三	四五人弱
黄海道	一、四〇四、一七五	一、〇〇九	七二人弱
平安南道	一、二七八、八七六	八三三	六五人強
平安北道	一、四二八、一八六	一、二三六	八七人弱
江原道	一、二九八、〇七四	八八七	五八八強

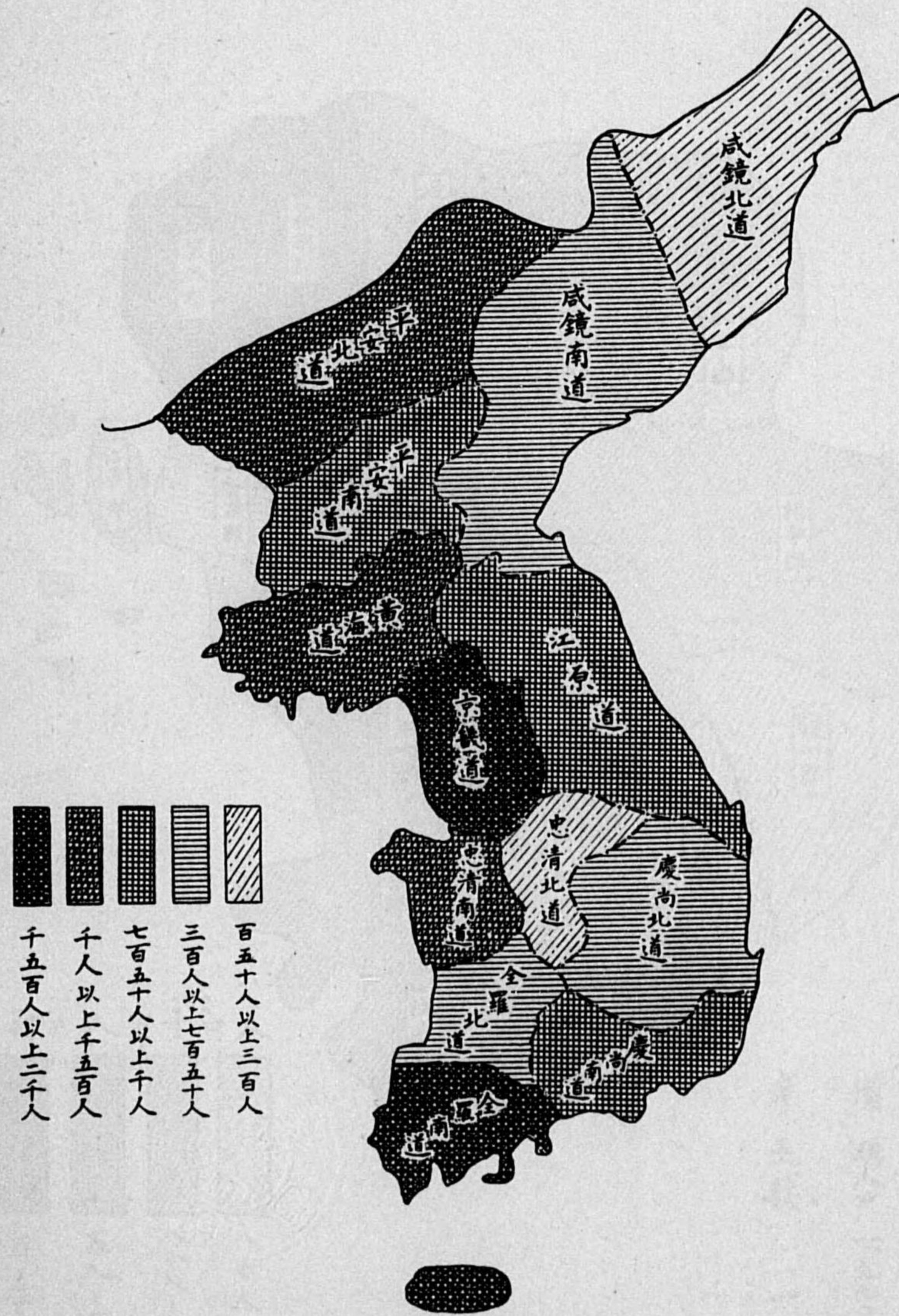
道名	人口	巫業者	人口十萬人に對する比率
咸鏡南道	一、四〇一、九八三	五九八	四三人弱
咸鏡北道	六七四、九七七	一七二	二五人強
總計	一九、三三一、〇六一	一二、三八〇	六四人弱

(備考) 人口数は昭和四年末現在、巫数は昭和五年八月現在

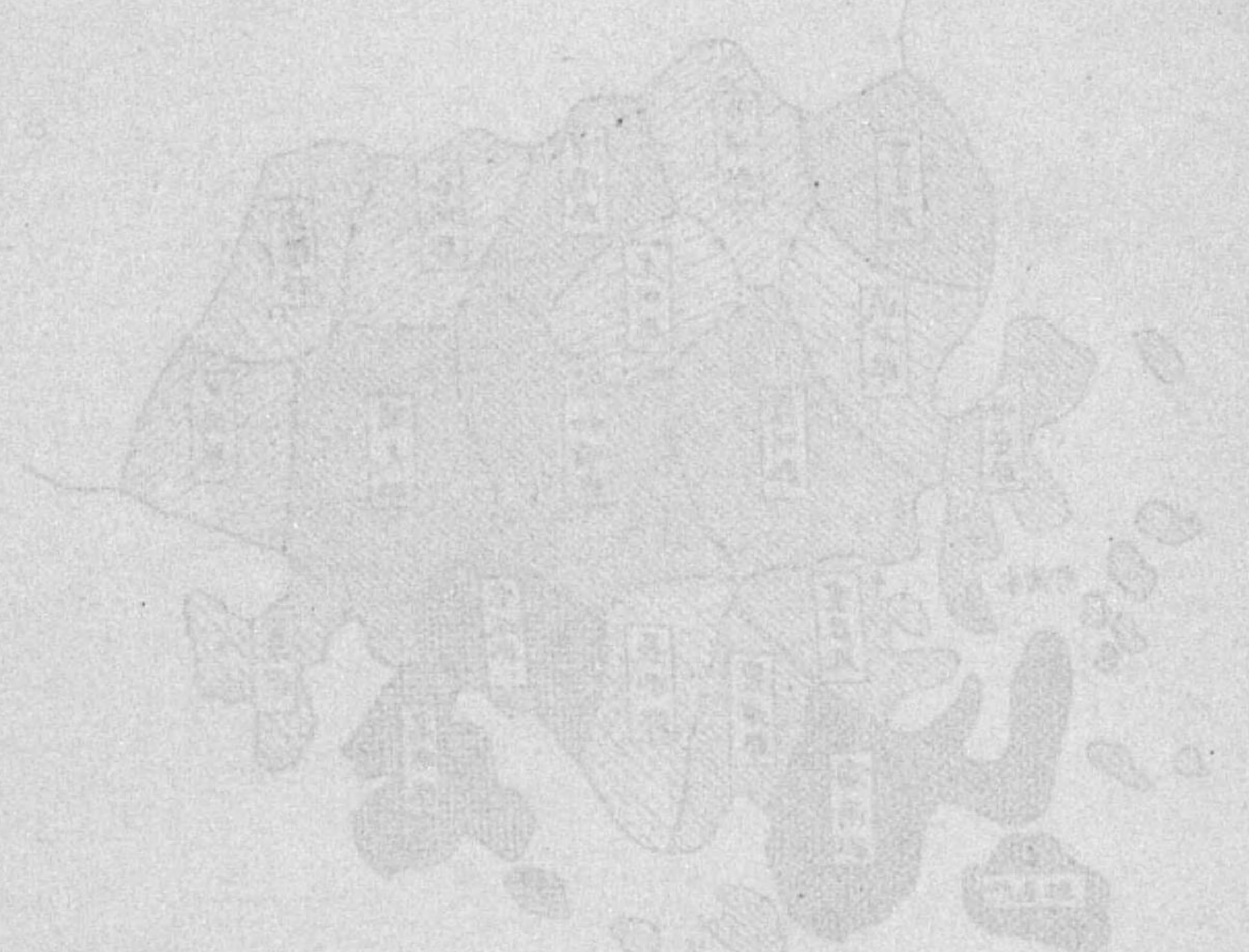
即ち、之を全體に觀たときは人口十萬に對して巫數約六十四人であるが、之を道別に見れば、京畿、忠南の九十五人を筆頭に、全南の九一人之に次ぎ、以下次第にその數を減じ、咸北の二十五人をその最下數として居るのである。

次にこの分布状況を巫の道別人數別に依つて觀察すれば、次の圖表第一に於けるが如く、巫の百五十人以上三百人まで存在する處は咸北、忠北の兩道であり、三百人以上七百五十人までの處は全北、慶北、咸南の三道であり、七百五十人以上千人までの處は慶南、江原、平南の三道であり、千人以上五百人までの處は忠南、黄海、平北の三道であり、而して千五百人以上二千人の處は全南と京畿二道である。

(別道) 圖布分者業巫



Faint vertical text columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is illegible due to fading and low contrast.



郡	巫覡密度
高陽	100以上
長湍	80以上
始興	60以上
四府	40以上
安城	20以上
金浦	10以上
加平	10以下
利川	10以下
富川	10以下

上述の如く巫業者数の最も多き道は京畿と全南とであるが、今この最も多き兩道に於ける巫業者密度を、地方別分布の状態から觀察すれば、次圖表に示すが如く、人口十萬につき百五十人以上の密度を有する地方は、京城一圓、高陽をも含むを初めとし、開城、長湍及び始興の四府郡であり、百人以上百五十人までの密度を有する地方は、安城の一郡、而して八十人以上百人以上までのものは、楊州、廣州、龍仁、水原、振威、江華、漣川、抱川、楊平の九箇郡を數ふべく、八十人以下のものに至つては僅かに仁川（富川を含む）、利川、驪州、加平及び金浦の五箇府郡に過ぎないのである。

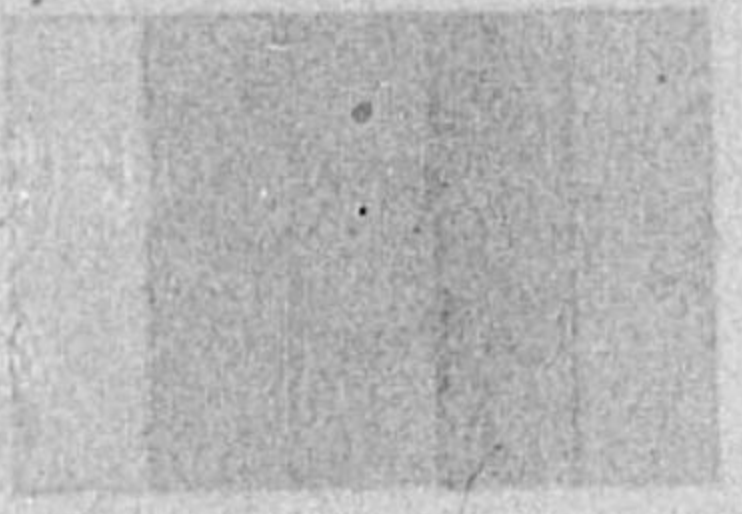
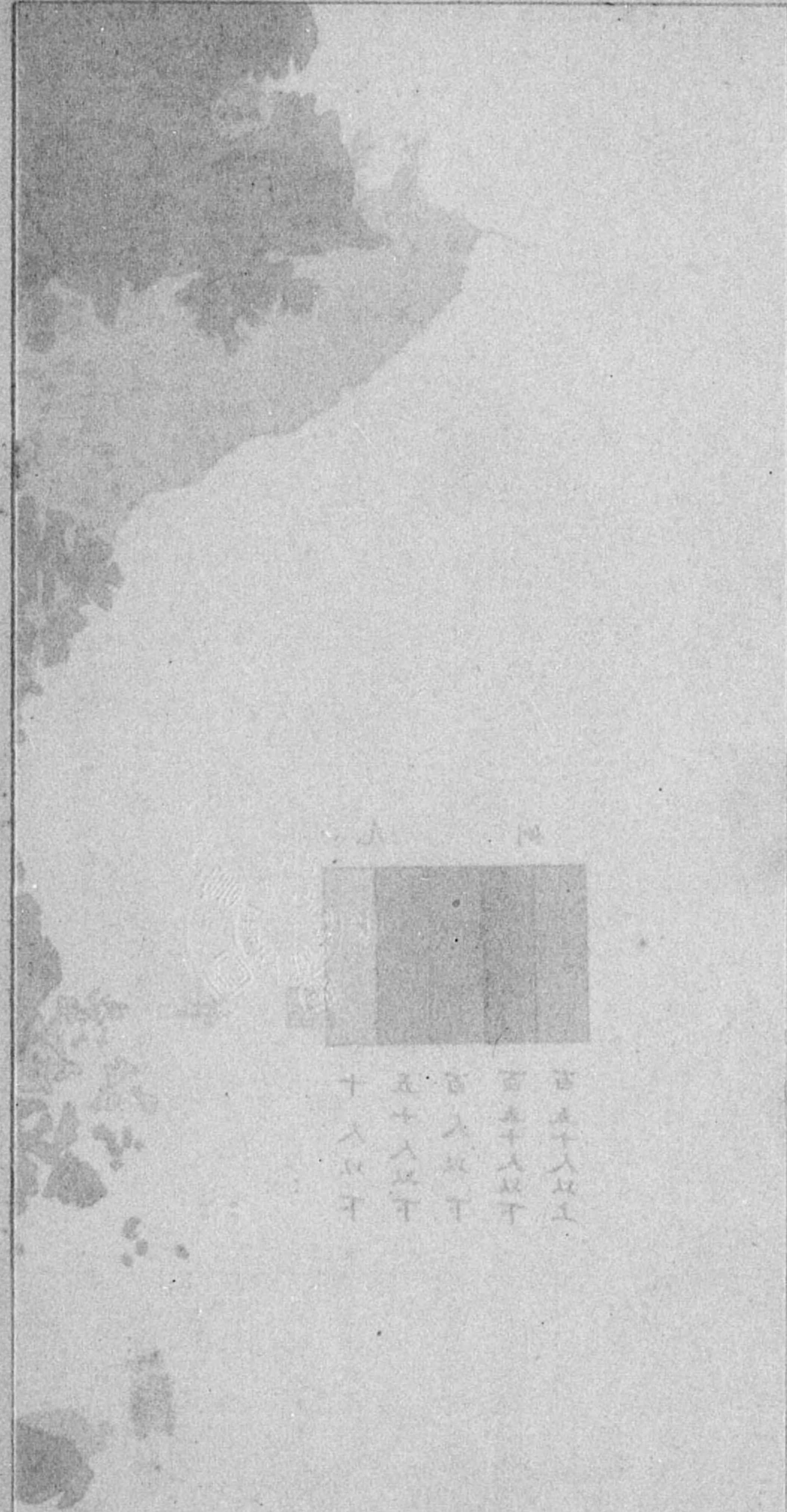
次に全南の巫覡密度は人口十萬につき百五十人以上の處、木浦、海南、珍島の二府二郡を算し、百人以上百五十人以下の處、濟州島、寶城、高興の一島二郡を數へ、八十人以上百人以上以下の處は、羅州、順天、潭陽、靈光、康津、務安、莞島の六郡一島であり、而して八十人以下の處は、光州、長城、咸平、和順、長興、谷城、求禮、光陽、麗水の九箇郡である。

右二道の分布状態から窺はれることは、京畿道に於ては巫覡密度の高きものが概して發達せる都市郡邑を中心とせる地域であることであり、全羅南道では概して海岸島嶼地域にその密度高きを見ることである。

次に全鮮に於ける巫覡の密度を府郡島の地域的に觀察すれば、その分布状況は次第三府郡島別巫覡分布圖に於けるが如くであり、概して氣候的にも經濟的にも良好なる地域にその密度高

く、従つてその密度は人口密度と比例して居るやうに見受けられる。

（Faint, illegible text in the right column, likely bleed-through from the reverse side of the page.)

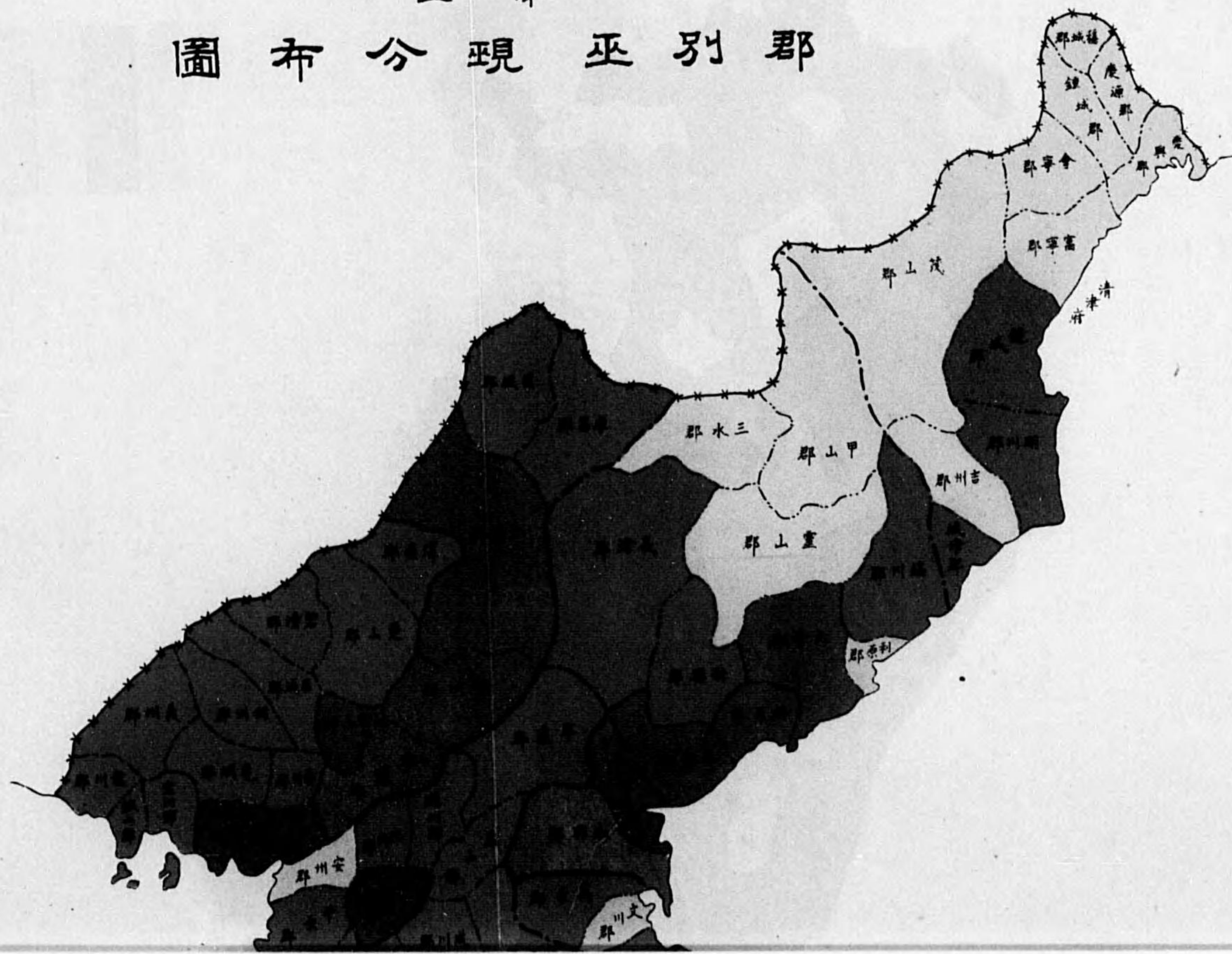


百五十八以上
百五十八以下
百八以下
五十八以下
十八以下

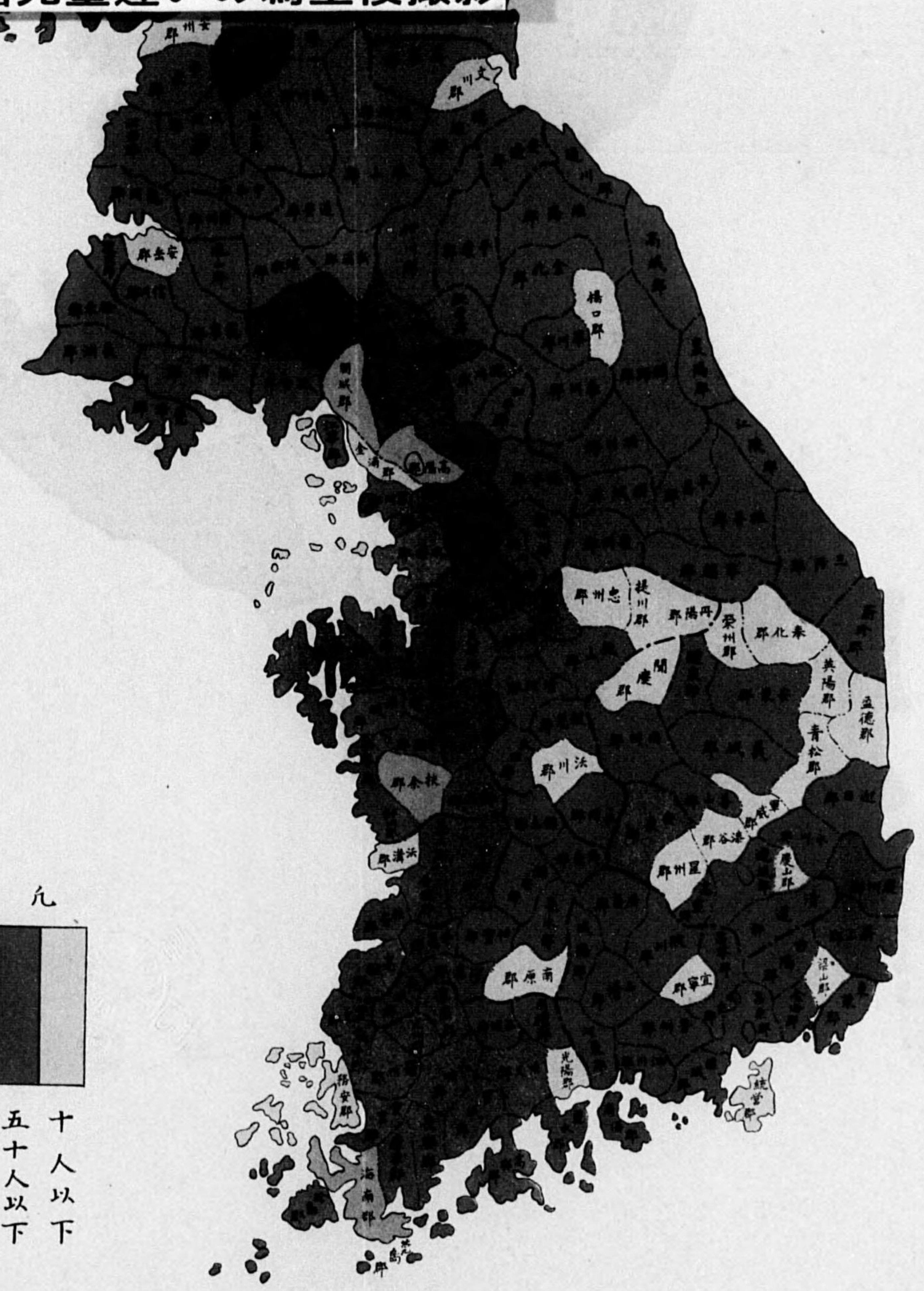
露光量違いの為重複撮影

三第

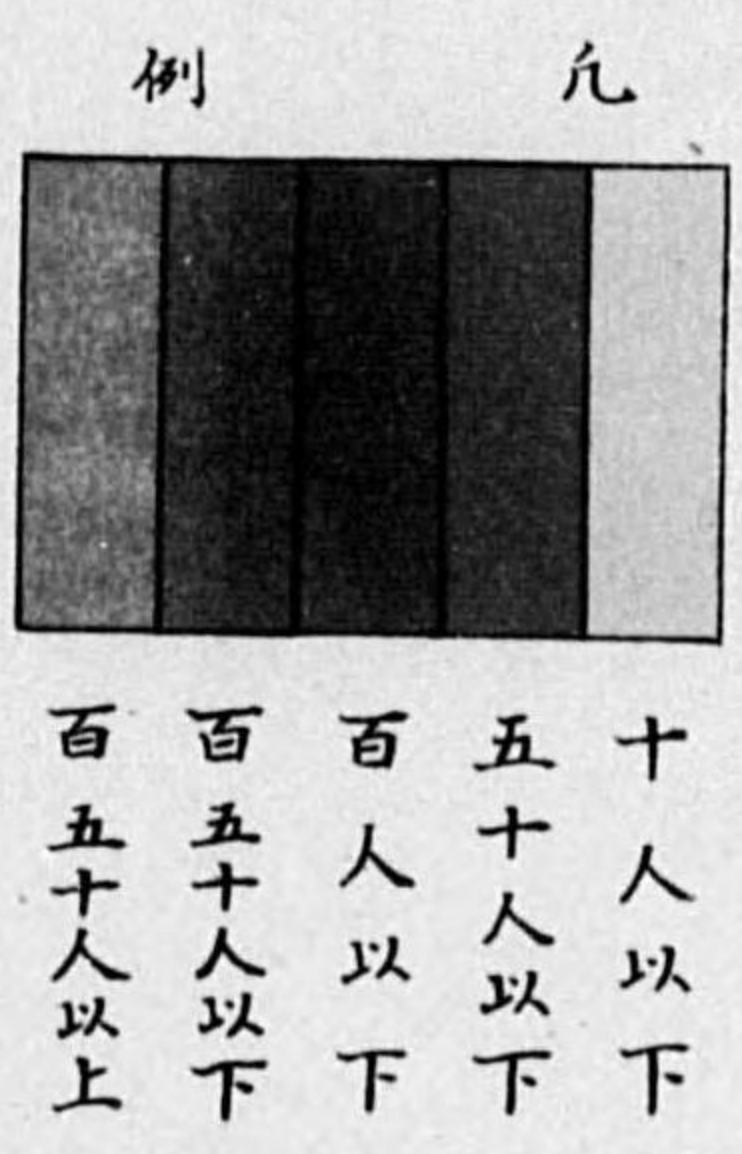
郡別巫現分佈圖



露光量違いの為重複撮影



島根県



島州清



第二章 巫覡の稱呼

第一節 巫稱の種類

朝鮮では巫業者を通稱して巫(ムーダン)と云つて居るが、この巫稱にも地方に依り、巫の性別に依り、巫業の種類に依り、身分に依り、巫の地位に依り、乃至一般民との關係に依りてその名稱を異にして居るのである。今左にその種類を擧げ各稱號の意義を略述するであらう。

早堂(Moo tang) 女巫の通稱。巫堂又は巫黨の字を當てゝ用ゐる。この稱呼に就て「朝鮮巫俗考」の著者李能和氏は、女巫の神を祀る所を堂と云ふからそれで巫堂と稱するに至つたものであると云つて居る。

만신(Man shin) 女巫の稱呼。萬神、滿神、萬信、萬身等の字を當てゝ用ふる。之に就ても李能和氏は巫の賽神は神として祭らざるものなきあらゆる神萬づの神を祭るところから萬神と稱するのであらうと云つて居る。しかし黃海道、平安南道等では滿神の文字を當て居る所が少くないから、或はよろづの神でなくて薩滿(シャマン)から由來したものとも考へられる。

仙官(Sun kwan) 女巫の稱。もと高麗の故都開城の兩班出身巫女に限り使用したもの、現在にても

この稱呼は、京畿道開城及長湍、江原道鐵原の二三箇所が存在するだけである。

法師(Pup sa)女巫の稱。京畿道開城にて常民出身の巫女を指稱したもの、これも現在開城、長湍及び忠清北道の永同、慶尙南道蔚山の數所に殘存するのみ。(永同では法司の字を當てゝ居り、蔚山では奉史の字を當てゝゐる)

巫女(Moo nyu)女巫の稱。この分布範圍は廣い。但し、開城では賤民巫に限つて使稱する。

巫子(Moo cha)女巫の稱。全羅南道、海南、慶尙南道、晋州、陝川、平安南道、平壤等に用ゐられて居る。

神仙(Shin sun)女巫の稱。平安北道地方(新義州、龍岩浦)に使用せられる靈感巫女の稱呼である。

舞女(Moo nyu)女巫の稱。平安北道義州地方に用ゐられて居るもので、之に對して男巫を舞男と稱して居る。これは舞と巫との意が同じく「ム」であるのと、巫の祈禱には必ず舞踊を伴ふので巫女と云ふべきを舞女と誤つたのかとも考へられる。

칠녀(Chul nyu)女巫の稱。これは今から三十年程前、閔妃の寵を受けた巫女神靈君の流を汲む京城の巫女の一派に屬する巫女を指して云ふ。主神を關帝とし、關帝を殿内神と云ふところから、かく稱呼されるのである。

승길(Seun gil)女巫の稱。祈禱のみをなす巫女、忠清南道、洪城にあり、又同道瑞山では승우(Seun moo tang)とも稱す。

神巫(Shin moo)女巫の稱。忠清南道、太田地方に於ける靈感巫の稱。

靈神(Yung shin)女巫の稱。忠清南道、扶餘地方。

讀經者(Tok kyung cha)女巫の稱。主として經文を讀んで祈禱する巫女。

巫人(Moo in)女巫の稱。全羅北道、高敞地方の女巫別稱。

明道(Myung to)女巫の稱。忠清北道、陰城地方の女巫別稱。

占匠(Chun ching yi)女巫の稱。巫女にして主に占トを業とするもの。

당골(Tang kol)女巫の稱。これはタンゴル・ムーダンの略。タンゴルとは巫とその巫の出入する家とが專屬關係を有すること、従つてタンゴル・ムーダンは專屬せるお得意巫の意。かゝる風習のある處では轉じてタンゴル・ムーダンを巫女の通稱としたのである。

卦介(Pak su)男巫の稱。博手、博數、博士等の文字を當てる。李能和氏の說、朝鮮巫俗考に依れば、巫書に卜師を博士と云つて居るから、博士は卜師(Pok sa)の轉であらうと云ふ。しかしこの卦介は寧ろ次稱卜術(Pok sul)に由來したものではなからうか。

卦會(Pok sui)男巫の稱。卜術の音、福術等の文字を當てることがある。卜術は吉凶を占ふ方法であるが、これがやがて占トを事とする男巫の稱呼となつたのである。

卜師(Pok sa)男巫の稱。占トをなす者の意。

卜禱 (Pok to) 男巫の稱。占卜と祈禱をなす者の意。

經師 (Kyung sa) 男巫の稱。經士の文字を當てる處もある。男巫が主として經文を讀誦して祈禱をするから。

經客 (Kyung kaik) 男巫の稱。同上。

讀經者。同上。

誦經者。同上。

경장이 (Kyung chang yi) 男巫の稱。經を讀む者の意。經匠の文字を當てる處がある。

참장이 (Chum chang yi) 男巫の稱。占匠、占長等の文字を當てる。占をなす者の意。

巫夫、巫男 (Moo poo, Moo nam) 男巫の稱。何れも巫女に對して男の巫の意。

才人 (Chai in) 男巫の稱。輕業師の意味にも用ゐられるが、輕業師は元來男巫から出たもの、如く、現に藝能男巫の通稱となつて居る。

工人 (Kong in) 巫樂を奏し得、且つソリ(祝詞)ソリ歌謠及び踊りを悉くやれる男巫の稱。

花郎 (Pha rang) 又は華郎、何れも男巫の稱。藝人の意にも使用される。この名稱はその昔、新羅時代に容姿の優れた男子を選び、華衣粉飾して歌舞嬉遊せしめ、その中から品行正しき者を選抜して官に任じた、この仲間を花郎と云つたのであるがこの花郎と云ふ巫稱もこれに由來するか。

廣大 (Kwang dai) 男巫の稱。之も唱歌して雜技を演ずる倡優の稱呼で、男巫に限つたものでないが、この倡優の意義も男巫から由來したものであるべく、才人の一種として認められて居る。神長神將 (Shin chang) 男巫の稱。神將は甲冑を著けた鬼神の事であるが、男巫の鬼神を神降しする時は、よく神將杖と云ふものを用ゐることがある處から、轉じて、覡の名稱となつたものである。神長は神將の普通當字である。

神客術客 (Shin kaik, Sul kaik) とともに男巫の稱。神術に通じ、卜筮の術に通じた人の意。

神房 (Shin pang) 男巫の稱、女巫にも用ゑ。これは僧房 (Sung Pang) 即ち尼寺から轉じた名稱であるらしく思はれる。神の音は僧の音に近く、而してこの名稱の使用される地方(咸北、濟州島等)では巫術を寺又は僧侶に依つて修めて居り、又巫俗は寺僧に依つて傳播されたと云ふ傳説がある處からの二點から考へて。

巫長 (Moo chang) 男巫の稱。これは巫堂の堂音タンをチャンと發音する處に於て(北鮮地方)長の字を誤り當てたものであらう。

神廳 (Shin chung) 男巫の稱。神廳はもと巫覡の修道機關であつたが、常に其處に出入する處から轉じて巫稱となつたのである。

卜術先生 (Pok sul seung) (Pok sul Seu seung) 男巫の稱。巫術に長じ先生たり師たるもの意。

巫丈任(모부) (Moo chang nim) 男巫の稱。任は尊敬語。丈任(창님) (Chang nim) 男巫の稱。多く盲覡に用ふる。これは前掲巫丈任の巫を略して丈任としたものであらう。

經文件 (Kyung moon pan) 男巫の稱。これは經文房であつたものに、房の音と伴とが終聲の差異あるだけの處から誤用されたものであらう。

經丈占丈 (Kyung chang, Chum chang) 男巫の稱。(女にも用ふ)これは經匠、占匠と字音相通から誤用されたものであらう。

鳴頭 (Myung to) は明道を名徒と誤ると同じく「明圖」の誤用であらう。この明圖は、新羅の花郎から大功臣となつた金庾信の母萬明神の神體とした銅鏡を云つたものであるが、この神を賽神とする巫女が萬明の明圖と誤り、或は明道、鳴頭と誤り轉じて遂に巫稱となつたものであらう。돌팔이 (Tol pal yi) 女巫の稱一定の住居なく、處々を渡り歩いて賣卜をなす巫の意味。

太師 (Tae sa) 巫稱。もと僧階から出たもの。普通から泰史、太司など、用ふる處もある。

승길巫堂 (Seun gil Moo tang) 승무당 (Seun moo tang) と同じく合掌祈禱を主とする巫を云ふ。

訓長 (Fun chang) 男巫の稱。訓長はもともと私塾の教師の意味であるが、巫が地方人から先生、師と尊敬せられる處から、それに相當するこの訓長の敬稱を用ゐるに至つたものであらう。長

の字音を誤つて당と云ふ處では訓堂の字を當てゝ居る。

碩士 (Suk sa) 男巫の稱。碩士はもと官職なき人士の敬稱であるが、之を覡を呼ぶ敬稱に用ゐる處に巫稱となつたものであらう。

菩薩(보살리) (Po sal) 女巫の稱。これは祈禱をする時主として佛菩薩を賽神とする巫を云ふのである。

祝邪 (Chook sya) 男巫の稱。祝禱して邪鬼を祓ふ人の意。平安南道成川に「蕃産」の巫稱があるが、これは「祝産」で、神に祈祝してお産の祈禱をする巫を云つたものであらう。

祈手 (Ki soo) 女巫の稱。これも前掲승무당(ソムムーダン)の如く合掌を以て祈禱する巫女の稱であらう。

善乞侶 (Sun kul nyi) 女巫の稱。善は乞即ち立つの音使、乞侶は門づけをして貰ひ歩く^{고니}乞尼から由來したものであらう。そこでこれは合掌祈禱をしながら村々を廻り家の前に立つて賽物を乞ふ巫女の稱に他ならぬ。

宣巫堂(소눔무더간)之も右に同じ。

侶員 (Ryu In) 德 (Tok) これは何れも僧家から出た稱呼であらう。侶員は僧侶仲間の意、德は僧階の德から由來したものであらう。

尋訪 (Shin pang) は神房の訛り。

第二節 巫稱の分布

昭和五年八月現在に於ける全鮮の巫稱分布状況を調査すれば次の如くである。

京畿道

- 京城本町(警察署管 内以下同) ムーダン(巫堂)
- 京城鍾路 尊禮君비(巫女)巫堂(巫堂)占ト家관수장님봉사
- 京城東大門 ムーダン(神將房)
- 京城龍山 巫女覡
- 京城西大門 舞堂萬身博手
- 仁川 同上
- 廣州 巫堂拍手
- 楊州 萬神ムウダン
- 漣川 ムダン・マンシン・パクス
- 抱川 ムーダン・パクス祈禱者
- 加平 巫堂(巫堂)巫女卜術

- 楊平 萬信(만신)
 - 驪州 巫堂博手
 - 利川 巫堂(巫堂)
 - 龍仁 ムダン(通稱)
 - 安城 ムダン(巫堂)タンコル(단골)정장이
 - 平澤 巫女巫夫タンゴルムーダン(世襲巫)ソンムーダン(靈感巫)
 - 水原 ムーダン(巫堂)
 - 永登浦 巫黨巫女기다仕黨神様ノ弟子첫무당들과리무당(巫堂)
 - 江華 巫女又は巫黨
 - 坡州 巫女(巫堂)
 - 長湍 巫黨滿神法師仙官占匠
 - 開城 仙官法師巫女
- 忠清北道
- 清州 巫堂(巫堂)占者卜者
 - 報恩 經客(巫黨)

永 同 巫子占卜家法司巫夫經匠假巫

鎮 川 唐骨巫堂觀客(화랭이)

槐 山 占師(通稱)

陰 城 經匠逐鬼祝邪단골舞堂明道

堤 川 巫女무당觀占卜者讀經師

丹 陽 巫黨才經

忠清南道

大 田 巫黨神巫經客才人經匠침밧치

江 景 讀經者巫女占卜業者經文伴占文伴

扶 餘 讀經者卜術者タンゴル靈神經匠

舒 川 才人(단골)讀經師(침쟁이)광대무당

保 寧 讀經者巫子

青 陽 무당침쟁이祈禱師

瑞 山 침쟁이巫女讀經者巫堂善乞促는거리祈禱者단골은무당經者經軍

禮 山 經客讀經師巫

洪 城

巫黨은질침쟁이

唐 津

讀經者

溫 陽

ムウダン經匠占匠

天 安

침쟁이巫黨宣巫黨무당經者침쟁이巫女術客

全羅北道

全 州

才人단골巫堂침쟁이神人占張鳴頭山祭客山神占經文法師

錦 山

巫女巫黨占者明頭經匠才人樂工人

茂 朱

丹骨무당선무당(素人巫)明祈賣卜者

長 水

才人(通稱)巫黨巫夫占卜者

任 實

占者巫僮タンコル(女)才人(男)四柱長トルバリ(女)

淳 昌

才人(男)問卜人(男、女)巫女당골(通稱)

井 邑

當骨(通稱)巫黨巫女才人(男)祈手(女)

高 敞

巫人タンゴリ(通稱)經客침쟁이

萬 浦

巫(女)才人(男)(단골)巫當무당

金 堤

巫女才人(男)占者賣卜者

全羅南道

裡 巫女・巫黨・才人・丈任・讀經者(盲覡)卜者・經長

木浦

堂骨・巫子・堂乞・巫女・巫黨・才人名徒

光州

象人(兩班出の男巫)才人(常賤民出の男巫)당골(タンコル)(女)

潭陽

ムウダン(通稱)・タインコルネー(女)・タインコル(男)・經丈・占丈

谷城

巫鞏・巫黨・黨骨・才人・祈禱者・占卜者

求禮

당골(通稱)

麗水

巫子・巫黨・당골(通稱)・巫女・匠人(男)

順天

巫黨・당골(通稱)

寶城

當骨・巫鞏・巫黨(通稱)

和順

巫(무당)

長興

才人(男)・무당(女)

康津

堂骨(당골)(通稱)

海南

巫子(男女トモ)

靈岩

才人(男)・巫女

慶尙北道

羅州

巫女・覡男

咸平

丹骨・才人・巫黨・巫子

長城

당골(女)・정인(男)

莞島

巫黨(通稱)

珍島

當骨・神廳(男)・巫(女)

濟州島

巫者(通稱)・巫黨・神房(通稱)・三神女(女)・侶員(男)・德(女)・巫堂・尋訪・讀經者・占者

大邱

巫・巫堂・占卜(침장이)・무당(通稱)

永川

무당・巫夫・화랭이(男)・賣卜者・침쟁이

慶州

ムダン(通稱)占卜者・占相者

浦項

巫女・巫黨(女)・巫夫・華郎(男)

盈德

巫女・巫男

英陽

巫擅・무당(通稱)・침쟁이

青松

占卜者

咸陽

巫女巫夫

居昌

巫當(早堂)·早宮(通稱)·占匠

陝川

巫子(女)

黃海道

海州

巫堂(通稱)·短時

延白

巫女萬神(女)·舞堂(通稱)·神丈(男、女)·太子巫(女)

金川

巫女早堂

南川

巫黨搏手卜術

新溪

巫女巫男舞黨占卜

松禾

早堂(通稱)·神將·神長(男)·萬神(女)

長連

滿神(女)·花男(男)·占匠

安岳

巫黨(女)·バクシヌム、ムーダン(男)

載寧

巫黨(通稱)·神長(男)·巫女

黃州

博士·萬神(男)·萬神·巫女

兼二浦

巫黨滿神(通稱)



平安南道

沙里院

巫女(早堂)·神將(女)

瑞興

巫黨(通稱)·巫女滿神

遂安

巫堂(通稱)

谷山

巫女卜術(男)

平壤

巫子卜術(男)

鎮南浦

巫女(早堂)

大同

巫女博士

順川

巫女卜術菩薩(女)

孟山

巫女訓長(男)卜術(男、女)

陽德

早堂(女)·早堂(男)卜術(男)

成川

巫黨祈禱者卜術(占卜者)·普産訓長卜術

江東

巫長·博士·巫長(男)

中和

滿神(通稱)

龍岡

巫女(早堂)

江西

巫長(通稱)

平原

バククセームータン・ムータン・タンゴル

价川

巫黨(通稱)博士迷迷女

德川

ムータント術

寧遠

무당卜術·훈당경쟁(盲)

平安北道

新義州

神仙무당(通稱)

義州

舞男舞女訓堂術師·經師(皆男)

龍岩浦

ムーダン·神仙(巫女の尊稱)·博士訓長(盲)

鐵山

무당·청쟁이(男)·占匠·聖人

定州

大巫堂(男)·大巫(女)·卜禱(男)·무당(女)·훈당訓長(男)·제인(女)

龜城

무당(通稱)

泰川

巫女·무산

寧遠

巫女·聖人(女)·博士巫長卜術(男)

北鎮

巫女·巫長卜術卜師(男)

熙川

巫女卜術

前川

巫長卜術

江界

巫女卜術

厚昌

무당(通稱)

東興

巫黨(通稱)·碩士(盲男)

中江鎮

ムーダント術經者

慈城

卜術·무당

滿浦

무당·복술

渭原

巫堂卜術

楚山

巫

碧潼

巫女·ムダン

昌城

무당·經子(男)

朔州

무당

江原道

春川

巫女·巫黨(女)·福術(男)·占匠

咸鏡北道

羅南	經師卜術(男女)
明川	讀經者禮經者卜術者(男女)
城津	卜術術客(男、女)
富寧	卜術(男)
茂山	卜術先生(男)
三長	卜術籤占(男)
延社	卜術神長神客(男、女)
會寧	福術ボサリ、占術、卜術(男、女)
穩城	卜術(男)
雄基	巫黨(女)
漁大津	卜術經師(男、女)

以上の如く朝鮮に於ける巫稱はその種類數種に止まらず、且つその分布雜然混交、地方的にその分野を定めること困難であるが、之を概観すれば、早豆(ムーダン)が巫稱の通稱であり、南鮮地方に於ては女巫をタンゴル、ムーダン、男巫を才人と稱する處多く、中部地帯では概して女巫をムーダ

ン、男巫をバクスーと稱し、而して西北鮮に至るに従つて概ね、女巫を巫女(ムニョ)と稱し、男巫を卜術と稱する處多きを見るのである。然しながらこの分野は極めて概観しての事であつて北鮮のものが南鮮にない譯でもなく、又南鮮のものが、中部乃至西北鮮に於ても發見せられるのである。

第三節 記録上の巫稱

以上は主として現在各地に用ゐられて居る巫稱に就いて述べたのであるが、文獻記録の上に載せられて居る朝鮮の巫稱にはどんなものがあつたか、本節に於てはこれを瞥見する事としよう。

巫。三國史記高句麗本記に、瑠璃王が病氣になつた時、巫がその病原は人の怨鬼の祟りであると云つた事を載せてあるが、その時の巫は巫と記載してある。次はその本文

瑠璃王十九年秋八月、郊社稷の祀りをした、豕逸、その祀に供する牲逐が逸走した、王使託利、斯卑追之。至長屋澤中得之。以刀斷其脚筋。王聞之、怒曰、祭天之牲豈可傷也。遂投二人坑中殺之。九月王疾病、巫曰、託利、斯卑爲祟。王使謝之、即愈。

師巫。これも同じく三國史記高句麗本記に出て居るのであるが、王が平儒原と云ふ處で狩りを

して居ると一匹の白狐が出た、それつと射たが中らない、そこでその理由を巫にたゞした、この時の巫は師巫と記載されて居る。曰く、次大王三年秋七月、王賦于平儒原。白狐隨而鳴、王射之不中。問於師巫。曰、狐者妖獸、非吉祥、況白其色、尤可怪也。然天不能諱々其言、故示以妖怪者、欲令人君恐懼、修省以自新也、君若修德、則可以轉禍爲福。王曰、凶則爲凶、吉則爲吉、爾既以爲妖、又以爲福、何其誣也、遂殺之。神巫。同書同記に唐の太宗が遼東城を攻めた時、人力盡き救を神冥に祈つたが、その時高句麗の始祖である朱蒙神に美女を奉ればよいと神意を傳へた巫があつたが、それは神巫とされて居る。即ち

寶臧王四年夏五月、唐將李世勣攻遼東城。晝夜不息旬有二日。帝(唐の太宗)引精兵會之、圍其城、數百重、鼓噪聲振天地。城有朱蒙祠、祠有鎖甲、銛矛、妄言前燕世天所降。方圍急、飾美女以婦神。巫言朱蒙悅、城必完。

次々雄慈充。新羅王の第二代は南解次々雄と稱したが、三國史記新羅本記に金太問が之を解して、これは巫の方言である、世人が神に仕ふる巫を尊畏して居たので、その稱呼をそのまま王の敬稱としたのであると云つて居る。だから新羅の上代では、巫を次々雄、又は慈充と云つて居たと想はれる。

第二代南解次々雄。次々雄或云慈充。金太問云、方言謂巫也、世人以巫事鬼神、尙祭祀、故畏敬之、遂稱尊長者爲慈充。

女巫。高麗ではよく早魃の時に巫を聚めて雨祈りをして居たが、その一例に高麗史五行志、仁宗條下には、その十一年(一一三三)五月庚午、女巫三百餘人を都省廳に集めて雨を禱つたことが記されて居る。他の場合では聚巫、禱雨と記録するのが例であるのに、この時ばかりは女巫を集めると特に女と記してあるから巫と云ふ稱呼は男巫、女巫に通じたものであつたことが窺はれるであらう。

巫女。高麗史列傳安珣傳に、忠烈王の元年(一二七五)安珣が尙州の判官となつて赴任した時、尙州に妖神を奉じて衆を眩惑した巫が居たので、之を捕へて杖刑に處した事が載せてあるが、その記事中には巫女三人と稱して居る。

忠烈王元年。安珣出爲尙州判官。時有巫女三人、奉妖神惑衆。自陝州歷行郡縣、所至作人聲呼、空中隱々若鳴道、聞者奔走、設祭莫敢後、雖守令郡縣の長官亦然。至尙州珣杖而械之、禁錮した。巫托神言、悚以禍福、州人皆懼、珣不爲動、後數日、巫乞哀、乃放。

神堂巫。高麗史列傳沈諷傳中には、羅州錦城山の山神が長城縣の女に降つて彼女を神堂巫たらしめたことを載せて居る。之に依つて見れば、當時には神堂巫なるものが存在したと同時に

神堂巫なる巫稱もあつたことが窺はれる。

忠烈王初。沈諤爲公州副使。有長城縣女言。錦城大王降我云。爾不爲錦城神堂巫。必殺爾父母。我懼而從之。

巫匠。高麗史に依れば「忠惠王後四年(一一三二)。或徵巫匠業中貢布。」とあるから、巫稱に現今使用されて居る巫匠(ムチャン)なるものが既に行はれて居たことを知ることが出来る。

巫覡。「高麗史列傳、崔沆傳、同文德秀傳、同忠肅王條等には巫覡の文字を幾多使用して居る。

崔沆黜巫覡于城外。」

文德秀爲安南部護副使。惡淫祀禁令甚嚴。巫覡不得入境。忠肅王後五年(一一三六)八月監察司榜示禁令。一巫覡之輩。妖言惑衆。士大夫歌舞祀神。汚染莫甚。舊制。巫覡不得居城內。仰各部盡行推刷。黜諸城外。」

國巫。李朝實錄、太宗實錄には太宗の十八年(一一八四)戊戌春二月、刑曹司法官が誠寧大君の病氣を治療し得なかつたからとて巫女二名を罪せむと啓請して居るが、この巫女の一人は名を加伊と云ふ國巫であつた。又燕山君日記には權憲が星宿廳に居る國巫を治罪しなければ風教上よろしくないと啓議して居る事が載せてある。

太宗十八年戊戌春二月。刑曹請巫女之罪。啓曰。誠寧大君之病。國巫加伊不能祈禱。免禍巫女

實文不察病勢。淫祀雜神於宮闈。以致不測。請致於法。(太宗實錄)

燕山君九年(一一五〇)癸亥二月。持平權憲啓曰。星宿廳置國巫。其來已久。臣等亦非欲革國巫也。此巫覡非と云ふ巫女で今の明圖に類した多術な巫であつた多以妖妄惑愚民心。請治其罪。

(燕山君日記)

卜師。肅宗實錄には妖巫莫禮を配島に處すべきを論じた儒臣朴世采の疏文がのせてあるが、その中に「近世禱祀風を成し。閭里の小民及び諸宮家。尤も最も崇信し。遂に巫卜師。尼の屬。宮掖に入し。恣行誑詐するに至る。」と云つて卜師の名稱を擧げて居るが、これが現今使用されて居る博師、博手などの語源であらう。

主巫。李朝英祖時代の人李瀾の著、星湖隱說には「自大内而至州邑。皆有主巫。出入隨意。民風靡然矣。」と載せてあるが李能和氏は、この主巫を解して大内に入出入する者が國巫で、州邑に入出入する者が内巫堂であると云はれて居る。(同氏著、朝鮮巫俗考)

都巫女、隨從巫女。「燕山君日記」所載、同君十二年(一一五〇)丙寅三月乙未條、傳曰。星宿廳都巫女及隨從巫女。除雜役。」とある。これは國巫の内の階級名であらう。

師。李朝正祖時の人洪良活の著「耳溪集、北塞謠」に云く「北俗好鬼神。男巫謂之師。師者衆所尊。爾名焉取斯。替師教。下筮。禪師教。念佛。」と、北塞とは咸鏡北道を指すのであるから、北鮮では當時男

巫の稱呼に師の敬稱を用ゐて居たことが窺はれる。現行「術先生」、「經師」など云ふ巫稱の先
生及び師はこの名残りであらう。

巫夫。一日省録に、高宗李太王九年（一八七二）五月忠清水營に砲科を設けた時道内の男巫を召集し
て欄後砲手としたことが載せてあるが、それには男巫を巫夫と稱して居る。即ち

高宗九年壬申五月、許施忠清水營設砲科之請。議政府啓言、即見忠清水使李奎顔所報、則精
抄道内巫夫。中精砲者三百名、名以欄後砲手設廳立番事、請依報許施。允之。

要巫。世宗實錄二十六年（一四四四）秋七月丁未、議政府の淫祀を禁ずる條文の一に曰く、「一不付
巫籍、號爲要巫。雜處京城者頗多、並出城外、隱匿者、以不應爲事理、重律科罪、皆錄巫籍。これは大
内に出入する國巫、州邑に出入する主巫にならつて各權勢ある者が御用巫となしたものであ
らう、この要巫こそ實に今のタンゴル巫に他ならぬものである。

絃首。「成宗實錄」成宗二年（一四七二）五月己酉條には、大司憲韓致京等が巫覡の城中雜居を禁ずる
上疏がのせてあるが、その中に絃首と云ふものがある。それは「招集少艾（少艾とは年若き美
女のこと、名曰絃首、叢酒肉之場、恣歌舞之樂、喧咽閭閻、以誨淫爲事者」と云ふ歌舞淫樂を主と
して行ふ年若き美女であるから、現在でも北鮮地方にあるホセミに類する者であつたに相違
ない。

花郎。これも右上疏にあるもの、「有男人號稱花郎者、售其誑詐之術、漁取人財貨、略與女巫同而
爲術益幻。其他悖理而背道、愚弄士女」とそのやり方巫女と同じくして而かもその術幻妙
なる男、これは覡中の術にすぐれたものであつたことが察せられる。

游巫。「肅宗實錄」に依れば、同二十七年（一七〇一）に宮女等の國母を呪咀する疑獄事件が起つたが、
その時之に參與した巫女。中に游巫と云ふものがあげてあるが、これは現今のソナムーダン、ゾ
ンコルネーに類したものであつたらう。

太子。「備齊叢話」に云く、「今有空唱聲、惡巫覡能知往事而言之者、謂之太子」と、これは現今で
もこの空唱巫を太子巫と云つて居ると同一であらう。

才人。丁若鏞の「牧民心書」中に安東の烏金簪神祭祀の狀をあげて居るが、それに「毎年五月五日、巫
覡才人、率其神、數十爲群、官吏周行境内、謂之端午使、閭民奔走恐後」と、述べて巫覡と才人とを
並べて居る。之に依つて見れば、才人は巫覡と同類ではあるが、巫覡そのものではないやうだ。
或は覡の中で才藝に長じた者を云つたものとも考へられる。

郎中。「李朝實錄」に燕山君九年二月、經筵御前講演の時、侍講鄭麟仁が「聞下三道忠清、全羅慶尙の三
道祀神、必用男巫、號爲郎中、出入士族家、頗有醜聲、甚者至有變女服而出入、安琛爲觀察使、痛
革其弊、其習稍衰、然猶未殄、請申諭下三道痛加禁斷」と云ふに對して、王は答へられなかつた

事がのせてある。

兩中。「李朝實錄」中宗八年(一一一三)十月條に、全羅觀察使權弘の狀啓がのせてあるが、これに依れば全羅道には男子の居、士と稱し、女子の回、寺と稱する放逸者が縱淫橫行を極めて居るが、最も傷風敗俗の甚しき者は兩中である。と云ひ、「凡民之家祀神之時、雖女巫多在、必使兩中主席、主家及參人等、虔恭迎慰、終夕達朝、歌舞娛神、男女相雜、情慾之話、淫褻之狀、無所不爲、令人竦聽、擘嘖、以爲快樂、間有弱冠無髻者、則變著女服、塗粉施粧、出入人家、昏夜與女巫雜坐、堂室、乘間伺隙、奸人妻女、形迹隱神、難於摘發、恐士族人家亦復如是。」とその狀況を述べて居るが、これは全く前掲の郎中と同一なもので、郎中の音が兩中と相近きところから、郎を兩と誤られただけである。(以上の文献資料は主として李龍和氏著「朝鮮巫俗考」に録載されたものである。)

第四節 巫稱「巫堂」に就て

朝鮮に於ける巫の通稱が現在に於ては「巫堂」(巫堂)であること、及びこの巫稱の分布が朝鮮全道に普ねきことは、前第二節に於て之を述べた。然るに前第三節に挙げた代表的文献記録中には、この巫堂なる巫稱は一つも見當らぬ。これはたとひ資料の蒐集が廣汎に渡らぬ點はあつても、しかしこの蒐集は現在朝鮮に於て普通に見られる信憑すべき文献を大抵涉獵した

ものであるから、若し巫稱「巫堂」なるものが他の未涉獵の文献にあるとすれば、之等の文献にも散見せられなければならぬ筈である。然るに代表的な文献にそれを見出すことが出来ないのであるから、この巫堂なる巫稱はその發生近頃にあるか、又は全くの土語俗語であつて、記録語としては別に立派な巫覡等の文字が使用されて居た爲に、文献の上には措いて顧みられなかつたものかも知れなう。

然し前者の推想は之を確めるだけの資料を充分に見出し得ないが、後者の推想を進めて行くならば、この推想には相當の確からしさがあるやうに思はれる。然らば巫稱「巫堂」は如何にして發生したのであらうか。これは日本内地に於て寺僧を僧侶又は尼僧等立派な稱呼の文字あるに拘らず民間では普通に「お寺様」「お坊さま」「ほんさん」等と、僧尼の人的稱呼の代りに、僧尼の住所又は祈禱所である建物たる寺坊を以て僧尼の稱呼としたと同様に、朝鮮でも巫覡等の立派な稱呼があるにかゝはらず、彼等の住所又は祈禱所たる巫堂をそのまま、巫覡の稱呼として俗稱したものではなからうか。

然らば巫覡の住所又は祈禱所を呼ぶに「巫堂」の稱を以てしたであらうか。僧侶の住所又は祈禱所たる佛宇、道場に對して巫覡のそれを「巫堂」と呼んだことは既に高麗時代に於て之を見出すことが出来る。高麗の末葉、恭讓王の三年、政堂文學鄭道傳の上疏中には、次の如く、殿下即位以來、

道場高時於宮禁、法席常設於佛宇、道殿之醮無時、巫堂之事煩瀆、〔高麗史〕と正しく巫堂の文字を使用して巫覡の祈禱所乃至住所の意味をあらはして居るのである。又同じく恭讓王の朝に上疏した金子粹の疏文に據れば、國中設立巫堂、既爲不經、所謂別祈恩之處又不下十餘所、四時之祭以至無時別祭、一年糜費不可殫記、當祭之時、雖禁酒之令方嚴、諸巫作隊、托稱國行、有司莫敢詰焉、故崇飲自若、九街之上鼓吹歌舞、靡所不爲、風俗不美、斯爲甚矣、乞明勅有司、除祀典所載外、一禁淫祀、用斷諸巫、〔高麗史〕と國設の巫堂あり、且つ別祈恩所を定むる等、國が巫祭を重んじたので諸巫横行禁酒令すら顧みることなく、鼓吹歌舞爲さざる所なき程の盛況であつた。ところがその横行は實は諸巫作隊、托稱國行、するので有司も手の下しやうがなかつた爲めである。この國行に托稱すれば有司の詰責を免れ得た、事こそ實に諸巫がその名を國立巫堂、巫に藉るの風を生じ、巫堂と稱すれば天下御免に横行することが出来たものであらうと推想せしむるに充分である。高麗の諸制度を殆んどそのまゝ襲承した李朝でも、國行祭祀の中に巫祭を交へ、且つ星宿廳に國巫堂を立て國巫を置いて祈祭に當らせた。而して李朝に於て、亦巫風の盛行を見たが、それは世宗の朝に司諫院が上疏して、その自所を厚づぬるに、豈國家既に國巫黨を設け、而して又名山に巫を遣はし祭を致すの故に非らざる歟、人皆藉口して縱意逞情、略ば忌憚なし、實に盛治の累たり、〔實錄〕と論じて、巫風盛行の原由を國巫堂に歸し、人々之に藉口して縱意逞情忌憚するところなし

と云つて居るがこの國巫堂の存在と、而して國行祭に藉口することとの二事實も、亦高麗に於けるが如く、國巫、國巫堂、巫堂、巫の名稱を普及せしめる有力な動機となつたものであると考へられる。のみならず國巫堂が重んぜられると同時にそこに居る巫堂巫が尊敬せられるれば、巫堂なる言葉はやがて巫の敬稱として通用せられるに至ることも想像に難くないことであらう。

朝鮮の巫稱「巫堂」はかくして國巫堂から巫堂、巫としての藉名に、一轉して巫の敬稱に、而して遂に巫の通稱として普及さるゝに至つたものであらう。

この推想を裏書するものとしては可なり薄弱であるが、現に汎く巫の賽神となす場所は祠堂なくとも壇と云はずして堂と呼んで居ること、及び江原道平康地方に覡が祈禱依頼の宅に往きその室内に祭壇を設ける時、この祭壇を一般に覡堂と稱して居ることなどは、巫堂の稱呼が祭所祈禱所から由來したものでないかの推像を助くる有力な支援であると言はねばならぬ。

第三章 成巫の動機と過程

第一節 成巫の動機

現在朝鮮に於ける巫覡業者の巫覡と成つた動機を調査するに、次表に(成巫動機別統計表)に示すが如く、生活を維持せむが爲に巫覡業者となつた者が第一位を占め、祖先父母より世襲的に之を業とするものが第二に、神秘的な靈感に依つて成つたものが第三に位し、この外尙ほ勧誘に依り、或は巫になれば除災招福が出来ると信じ、又は遊惰な者が眞面目な労働を嫌忌してこの仲間に入つた者なども少なくないのである。

成巫動機別統計表

順位	動機		地方													
	世襲	靈感	全南	全北	慶南	慶北	忠南	忠北	京畿	黄海	江原	咸南	咸北	平南	平北	計
一	生業	業	一一	一〇	一八	二〇	一四	八	二二	一八	一九	一五	二〇	一五	一二	二〇二
二	世襲	製	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
三	靈感	感	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
計			一一	一〇	一八	二〇	一四	八	二二	一八	一九	一五	二〇	一五	一二	二〇二

四	五
其他	放逸
一	一
一	一
一	一
三	四
二	二
二	二
一	一
三	三
二	二
三	六
二	六
六	三
八	一
三	三〇
四	〇

一、材料は昭和五年全道警察署報告に依る
 一、数字は地方数
 一、「其他」は結婚、勧誘、模倣、巫になれば子女を設ける、巫となれば病が治る、離婚の目的で賤業に入る、將來の悪運を免れる等を含む

右統計表の材料たるべき動機を地方別に列挙し併せてその修業方法を略述すれば次の如くである。

成巫の動機(数字は人数の順位を示す以下同じ)		修業	
1	世襲 祖先傳來家業として繼承せるもの	1	父母より祈禱占トを修得す
2	生業 生活に窮し之に依つて衣食を得んとするもの	2	他の巫に従ひ修業す
3	靈感 崇神から靈感を受けてなるもの	3	他の巫に就き二三箇月間修業す
4	放逸 輕佻浮薄な者が農業を忌み諸方を徘徊して巫の群に投ずるもの	4	模倣に依りて修得す

- | | | | |
|---|--|---|-------|
| 1 | 世襲 | 1 | 家庭にて |
| 2 | 生業 | 2 | 師事 |
| 1 | 世襲 | 1 | 家庭にて |
| 1 | 賤民の内職として世襲 | 1 | 父母につき |
| 2 | 生業(盲) | 2 | 師につき |
| 1 | 數百年前よりの慣習として、巫輩は賤民として義務的に祈禱を卒業しなければならぬので、皆之を代々世襲とした。従つて家庭には家實として書籍(諺文)があり、此書に依つて父母から傳授するのである | 1 | 父母より |
| 2 | 生業(盲) | 2 | 先輩より |
| 1 | 賤民のなす業として屠業をしなければ巫業をなしたもので世襲 | 1 | 家庭見習 |
| 2 | 生業(盲)多く常民出 | 2 | 先師につく |
| 1 | 世襲 | 1 | 父母より |

(木浦) (光州) (潭陽) (谷城) (求禮) (靈光)

- | | | | |
|---|-------|---|-------|
| 1 | 世襲 | 1 | 同右 |
| 1 | 世襲 | 1 | 同右 |
| 2 | 生業(盲) | 2 | 師につき |
| 1 | 世襲 | 1 | 父母により |
| 1 | 世襲 | 1 | 家庭にて |
| 1 | 世襲 | 1 | 家庭にて |
| 1 | 世襲 | 1 | 同右 |
| 1 | 世襲 | 1 | 同右 |
| 2 | 生業(盲) | 2 | 師につき |
| 1 | 世襲 | 1 | 同 |
| 1 | 世襲 | 1 | 家庭にて |
| 2 | 生業(盲) | 2 | 師につき |
| 1 | 世襲 | 1 | 父母から |
| 2 | 生業(盲) | 2 | 先輩につき |

(麗水) (順天) (高興) (寶城) (和順) (長興) (康津) (海南) (靈巖) (羅州)

- 2 生業(盲)
- 1 世襲
- 2 生業(盲)
- 1 生業(盲)
- 1 世襲
- 2 生業(盲)
- 1 世襲
- 2 生業(盲)
- 1 世襲
- 3 生業(盲もこれ)
- 1 生業(盲も)
- 2 靈感
- 1 世襲
- 2 生業
- 1 生業(盲も)

- 2 師につき (清道)
- 1 幼兒より父母に習ふ (善山)
- 2 他につき (鬱陵島)
- 1 師につき七年 (以上慶北)
- 1 父母につき六年位 (釜山)
- 2 師につき數年間
- 1 父母につき
- 2 師につき (馬山)
- 3 同右 (晉州)
- 2 同右 (宜寧)
- 1 以前は専門の修業堂ありて教授した
- 2 先輩につき
- 1 數箇月乃至數年間師事す (咸安)

- 2 靈感
- 3 勸誘
- 1 世襲
- 2 生業(盲も)
- 3 靈感
- 1 世襲
- 2 生業
- 3 靈感
- 1 世襲
- 2 生業(盲)
- 1 世襲
- 2 病氣治癒に依り發心

- 2 數箇月乃至數年間師事す (咸安)
- 3 父母より
- 2 見習修業
- 3 神の啓示に依り (昌寧)
- 1 家にて
- 2 同業者につき
- 3 先輩につき (密陽)
- 1 家庭にて
- 2 先輩につき (梁山)
- 1 家庭
- 2 崇神組合員の下に修男修女の名義にて約三四年修業し、後組合員多數の目前にて試験をしたる後、組合に加入し初めて祈禱占卜業者となる

3	生業 (盲)	3	先輩に七八年つく	(蔚山)
1	世襲	1	父母につき	
2	生業 (盲も)	2	先輩につき	(東萊)
1	世襲	1	父母につき	
2	生業	2	同業者につき	(金海)
3	靈感	3	別に修業せず	
1	世襲	1	父母より	(鎮海)
2	生業 (盲)	2	先輩につき	
1	世襲	1	父母より先輩につき	(巨濟)
2	生業 (盲の爲)	2	先輩につき	
1	世襲	1	父母につき	(固城)
3	靈感	3	同業者につき	
2	生業	2	僧又は同行者につき	(南海)
1	世襲	1	家庭で	(河東)
3	生業 (盲)	3	家庭で	
2	生業 (盲も)	2	同先輩につき	
1	世襲	1	別に修業なし	(山淸)
2	靈感 (病氣)	2	他巫につき	
1	世襲	1	父母につき	

病弱にて生活困難のもの(盲も)
健全なるも生活困難のもの(盲も)

1	生業	1	生活困難から	(以上慶南)
1	世襲	1	父母親族に見習ふ	
2	生業 (盲)	2	先輩につき一二年	(咸陽)
3	靈感	3	恢復後公表するのみ	(居昌)
1	世襲	1	家庭にて習得	(陝川)
2	生業	2	傳承から	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1	1	
2	生業	2	2	
1	世襲	1	1	
2	靈感	2	2	
1	世襲	1		

- 2 勧誘に依るもの
- 3 靈感 子なき爲、不具等から無常を感じて發心してなるもの
- 1 世襲 (賤民に限る)
- 2 靈感 身體虛弱、不妊娠等により山籠をして會得す。病氣を祈禱に依つて治療してから
- 3 生業 愚民を籠絡して生計を立てる目的で
- 1 生業 同業者から救助せられて
- 2 靈感 壯年(三十五六歳)の頃神夢に依りてなつたもの
- 1 世襲
- 2 生業 (盲)
- 1 世襲
- 2 見習
- 3 見習
- 1 父母から
- 2 同業者につき
- 3 同業者につき
- 1 同業者につき
- 2 自然に習得
- 1 先輩に同伴して
- 2 他につきて
- 1 家庭で
- 2 漢文を習ひ、卜術を修得す
- 3 見習
- 4 先輩につき修業
- 1 家庭で
- 2 一二年修業す
- 1 家庭にて
- 2 他の巫につき
- 1 先輩につき三年乃至六年修得す
- 2 神啓に依る
- 1 他の巫につき修業す
- 3 家庭で
- 1 他のものを見做つて
- 2 他の者につき

(公州)

(大田)

(天安)

(舒川)

(扶餘)

(鳥致院)

(江景)

(溫陽)

(青陽)

(唐津)

- 2 労働を嫌つて
- 3 靈感 病氣で祈つて貰つてから
- 4 生業 (盲)
- 1 世襲
- 2 生業 漢文の素養あり、労働を嫌つて
- 1 世襲 (賤民)
- 2 生業 (常民)
- 1 生業 生活困難、不具から
- 2 靈感
- 1 靈感 病氣、巫に依り治すに依り之を動機として
- 2 生業 貧困、労働がいらぬ所から
- 3 世襲 (賤民)
- 1 模倣
- 2 生業 身體虛弱、不具
- 2 漢文を習ひ、卜術を修得す
- 3 見習
- 4 先輩につき修業
- 1 家庭で
- 2 一二年修業す
- 1 家庭にて
- 2 他の巫につき
- 1 先輩につき三年乃至六年修得す
- 2 神啓に依る
- 1 他の巫につき修業す
- 3 家庭で
- 1 他のものを見做つて
- 2 他の者につき

- 1 生業 生活難不具
- 2 靈感 病氣
- 1 靈感
- 2 生業
- 3 世襲
- 1 世襲
- 2 生業 (盲も)
- 3 靈感
- 1 生業 貧困から
- 1 世襲
- 2 生業 不具、労働を厭ひて
- 1 生業
- 2 世襲
- 3 靈感 病氣全快から

- 1 先輩につき
 - 2 自宅にて工夫
 - 1 他の者につき
 - 3 家庭にて
 - 1 先輩につき
 - 2 自修(經文を習ふ)
 - 3 自修
 - 1 先輩につき
 - 1 傳統
 - 2 他につき修得
 - 1 先輩につき數月間修得す
 - 2 先輩につき
 - 3 先輩につき
- (禮山)
- (保寧)
- (瑞山)
- (洪城)
- (以上忠南)
- (清州)
- (陰城)

- 1 世襲
- 2 靈感 罹病
- 3 生業 (盲)
- 1 世襲
- 2 靈感
- 3 遊逸
- 4 興味を感じて
- 5 生業 (盲)
- 1 世襲
- 2 生業
- 3 靈感
- 1 生業 貧困、不具
- 2 靈感
- 1 靈感 病氣治癒、斯業に入れば子女を設ける(兩班に多し)

- 1 家庭にて
 - 2 別になし
 - 3 先輩につき
 - 1 家庭で
 - 2 自修
 - 3 見習ひ
 - 4 同右
 - 5 同右
 - 1 傳統
 - 2 先輩につき
 - 3 自修
 - 1 家庭
 - 2 先輩につき
 - 1 先輩につき
- (堤川)
- (永同)
- (鎮川)
- (丹陽)

- 3 生業 (盲も)
 - 1 靈感
 - 2 世襲
 - 3 生業 (盲も)
 - 1 世襲
 - 2 靈感
 - 3 生業 (盲)
 - 1 靈感 病氣神示
 - 2 生業 (盲も)
 - 3 手傳中感巫
 - 1 之を好んで弟子入
 - 2 生業 (盲)
 - 1 世襲
 - 2 生業 (盲も)
 - 3 靈感 (病氣)
-
- 3 見習
 - 1 別になし
 - 2 父母より
 - 3 先輩につき修得
 - 1 家傳
 - 2 先輩につき修業
 - 3 同右
 - 1 先輩に師事
 - 2 修業
 - 3 見習
 - 1 二三年間老巫につき傳習す
 - 2 同右先輩につき
 - 1 母親より習得
 - 2 暫く修業盲は一二年先輩につき
 - 3 同右
- (加平)
- (永登浦)
- (水原)
- (漣川)
- (坡州)
- (安城)

- 1 世襲
 - 2 靈感 巫となれば病氣が全治す、靈夢、神示に依る
 - 3 生業
 - 1 世襲 親族に巫あれば、傳統的に巫になる
 - 2 靈感 (病治し、謝恩的に)
 - 3 生業 (盲)
 - 1 生業 (盲も)
 - 2 靈感 (病氣)
 - 1 生業 (利慾からのもの大部分)
 - 2 世襲 數ふるに足らず
 - 1 世襲 (最多シタンゴル制あり)
 - 2 靈感
 - 3 生業 (盲も)
 - 1 世襲 (最多)
-
- 1 一年乃至三年見習
 - 2 同右修業
 - 3 同右
 - 1 數年間親族につき見習
 - 2 先輩につき
 - 3 同右
 - 1 他の巫につき一二年
 - 2 同右
 - 1 同業者より修得、獨學もあり
 - 2 家庭にて
 - 1 他の先輩につき習得
 - 2 師事して
 - 3 一二年修得(盲は數年師事す)
 - 1 家にて見習
- (江華)
- (廣州)
- (抱川)
- (驪州)
- (龍仁)

- 2 靈感
 - 3 生業 (盲も)
 - 1 世襲 死んだ母(巫女の靈神が娘に遺傳して)
 - 2 靈感 病氣不幸から
 - 3 生業 (盲)
 - 1 靈感 (不幸の後)
 - 2 世襲 母親の業を系統的につぐ
 - 3 生業 (盲)
 - 1 靈感 神啓病氣治癒に依り
 - 2 生業 (盲も)
 - 1 世襲
 - 2 生業 (盲も)
 - 3 靈感 精神病になり巫女にならなければ
-
- 2 數年間見習として修得
 - 3 數年間同業者につき
 - 1 父母から
 - 2 先師につき
 - 3 二三年師事
 - 1 他に師事
 - 2 同右
 - 3 同右
 - 1 先師につき
 - 2 先輩の助手となり二三年修業
 - 1 父母から
 - 2 先輩につき二三年修業
 - 3 先輩につき二三年修業
- (長湍)
- (楊平)
- (楊州)
- (以上京畿)
- (海州)
- (延白)

全治せずとて

- 1 靈感
 - 2 生業 (盲も)
 - 1 靈感
 - 2 生業
 - 1 靈感
 - 2 生業 (盲も)
 - 1 靈感
 - 2 生業 (盲も)
 - 1 生業 (貧困(盲も))
 - 2 靈感 (病氣)
 - 1 生業
 - 2 模倣
 - 1 靈感 (神物を授けられた)
 - 2 模倣
-
- 1 先師につき
 - 2 先輩につき見習
 - 1 先輩につき見習
 - 2 先輩につき二三年間
 - 1 數年見習
 - 2 他に見習
 - 1 一二年修業
 - 2 先輩につき見習
 - 1 他に見習
 - 2 先師につき
 - 1 先輩につき暫時
 - 2 模倣にて習得なし
 - 1 先師につき
 - 2
- (金川)
- (南川)
- (新溪)
- (薺津)
- (長淵)
- (松禾)



3	生業 (盲)	3	先輩につき三—七年修業す。	(長連)
1	靈感	1	先輩につき	(安岳)
2	生業	2	先輩につき	(信川)
1	生業	1	先輩に二三年見習	(載寧)
1	靈感	2	同右	(黃州)
2	生業 (盲)	1	先輩に一二年	(兼二浦)
1	靈感	2	同右	(沙里院)
2	生業 (盲)	1	二三年先輩につき	(瑞興)
1	生業 (盲も)	1	同右	
3	放逸	2	同右	
2	生業	3	先輩につき二三年見習	
1	放逸	1		
3	靈感			
1	放逸			

2	靈感	2	先輩につき修業	(遂安)
3	生業 (盲)	3	他の巫女につき修業	
1	世襲	1	同右	
2	放逸 労働を厭ひ	2	同右	
3	生業 獨身なる爲め(盲)	3	同右	(谷山)
4	模倣	4	同右	(以上黃海)
1	靈感 夢感、病氣、巫神憑依	1	他巫につき二三年修業す	
2	生業 男巫、營利を目的として(盲も) 女、獨身になつて生計困難から	2	同右	
3	巫になれば幸福とて	3	同右	(春川)
1	世襲 (多くは賤民)	1	家庭にて	
2	生業 (盲)	2	他につき習得	(麟蹄)
1	世襲 (主として賤民)	1	家庭にて見習	
2	靈感 (病氣)	2	先輩につき修得	

- | | | | | |
|---|-------------|---|----------------------|------|
| 3 | 生業 (盲) | 3 | 先輩につき七箇年 | (淮陽) |
| 1 | 靈感 (神告) | 1 | 獨修感得 | |
| 2 | 生業 | 2 | 先輩につき習得 | (通川) |
| 1 | 世襲 (遺傳に依る) | 1 | 先輩に付き數年見習ふ、多くは模倣(高城) | |
| 2 | 生業 (盲も) | 2 | 家庭見習 | (襄陽) |
| 3 | 靈感 | 3 | 家庭にて見習 | |
| 1 | 世襲 | 1 | 他につき修得 | (江陵) |
| 2 | 生業 | 2 | 父母、親族から傳授 | |
| 1 | 世襲 | 1 | 自宅又は寺にて師につき數年修業 | |
| 2 | 靈感 (病氣全治) | 2 | 同右 | (三陟) |
| 1 | 世襲 | 3 | 同右 | |
| 2 | 生業 (盲も) | 4 | 同右 | |
| 3 | 靈感 | 1 | 父母につき | |
| 4 | 好奇心から | | | |
| 1 | 世襲 (タンゴルあり) | | | |

- | | | | | |
|---|---------------------|---|---------|------|
| 2 | 生業 (盲) | 2 | 祈禱者につき | (蔚珍) |
| 1 | 世襲 | 1 | 先輩につき見習 | |
| 2 | 生業 | 2 | 同右 | (旌善) |
| 1 | 世襲 | 1 | 家庭にて見習 | |
| 2 | 靈感 | 2 | 他につき修得 | (平昌) |
| 3 | 生業 (盲) | 3 | 他につき一二年 | |
| 1 | 世襲 (副業主として農業) | 1 | 親につき修業 | (寧越) |
| 2 | 生業 (盲) | 2 | 多くは獨修 | |
| 1 | 靈感 病に依る、崇神に依る | 2 | 一年以上修業 | |
| 2 | 生業 (盲も)資本いらず、勞少きに依り | 3 | 家庭にて | |
| 3 | 世襲 | 4 | 一年以上見學 | (原州) |
| 4 | 好みに依つて | 1 | 先輩につき | |
| 1 | 靈感 崇神 | 2 | 先輩につき | (横城) |
| 2 | 生業 不具等にて自活出來ぬ爲(盲も) | 1 | 家庭にて | |
| 1 | 世襲 | | | |

- 2 生業 (盲も)
- 1 生業 生活困難、老弱の爲め
- 1 靈感 神告
- 2 生業
- 3 勧誘されて
- 1 世襲
- 2 生業 生活困難(盲)
- 1 生業 病弱、貧困(盲)
- 2 靈感 病氣に依る
- 1 靈感 病、神告
- 2 生業 (盲)
- 1 靈感 病治、神異
- 1 世襲
- 2 生業
- 1 親につき二三年見習
- 2 先輩につき二三年修業
- 1 自修
- 2 先輩に師事す
- 1 自修
- 2 先師につき
- 1 他につき見習
- 2 四五年師事
- 1 家庭にて傳習
- 3 同伴にて
- 2 他につき見習
- 1 先輩につき修業
- 2 先輩につき
- 1 自修
- 2 他につき修得
- 3 獨りで研究して
- 1 他に倣つて
- 2 師につき

(洪川)

(華川)

(金化)

(金城)

(鐵原)

(平康)

(伊川)

(以上江原)

(平壤)

- 1 靈感
- 2 生業 (盲)
- 1 靈感 病氣不幸
- 2 生業 (盲)
- 1 靈感 病氣
- 2 生業 (之をなせば收入ありとて)盲
- 1 世襲
- 2 生業 貧困が爲め、子なき爲め(盲)
- 3 好んで
- 4 病氣を治する爲め
- 1 靈感 夢に神告あり、病氣中神告あり
- 2 生業 貧困から(盲)
- 3 好んで(男巫)
- 1 放逸
- 2 生業 (盲)貧困
- 1 先輩巫につき、獨修
- 2 補助者として見習
- 1 先輩につき二年位
- 2 同右
- 1 祈禱の際見習
- 2 同右
- 1 三箇年位隨從して習得す
- 3 盲は卜術につき修業
- 4 自修
- 1 他につき修得
- 3 獨りで研究して
- 1 他に倣つて
- 2 師につき

(鎮南浦)

(大同)

(順川)

(孟山)

(陽德)

(成川)

- 1 靈感 靈が己に宿る
- 2 生業 (盲)
- 1 放逸
- 2 生業 (盲)
- 3 離婚の爲め 夫の賤行を嫌忌離婚する
目的で巫女となつた。
- 1 靈感 巫の神がつく
- 2 生業 (盲)
- 1 靈感
- 2 放逸 淫賣行爲をなしつゝ
- 3 生業 (盲)
- 1 生業 (盲) 貧困
- 2 靈感 病氣夢に神告
- 1 靈感 神憑
- 2 生業 (盲)

- 1 自修
 - 2 巫に同行見習つて
 - 1 同行模倣
 - 2 二三年見習
 - 3 古巫につき一年位
 - 1 先輩につき習得
 - 2 先輩につき數年間修業
 - 1 自修
 - 2 數箇月修業
 - 3 先輩につき數年
 - 1 先輩につく、陰陽書を研究す(男巫)
 - 2 獨修
 - 1 同右
 - 2 先輩につき
- (江東) (中和) (龍岡) (江西) (平原) (价川)

- 1 生業 盲不具(男、寡婦女)
- 2 靈感 病治
- 3 放逸
- 1 世襲
- 2 生業 生活難、病弱
- 3 家運回復
- 1 靈感 病氣不具
- 2 生業
- 1 靈感 病治
- 2 生業
- 1 靈感
- 2 生業 (盲)
- 1 生業 貧困、虚弱(盲)
- 2 遊逸

- 1 先輩卜術につき一二年見習 (徳川)
- 2 先輩につき
- 3 女は他に見習、男は書籍を研究す
- 2 同右
- 3 同右 (寧遠)
- 1 先輩につき二三年 (以上平南)
- 2 先輩につき (新義州)
- 1 獨習もあり (義州)
- 2 先輩につき (龍岩浦)
- 1 先輩に見習ふ
- 2 先輩につき一年位
- 1 二三年師に通ひ或は同居し
- 2 他に摸倣して (鐵山)

- | | | | | |
|---|----|--------------------------------|---|----------------------|
| 1 | 靈感 | 病氣 | 1 | 先輩につき方法を習ふ |
| 2 | 生業 | (盲) | 2 | 二三年弟子として習ふ |
| 1 | 生業 | 貧困、虚弱(盲) | 1 | 先輩につき三四年見習 |
| 2 | 靈感 | | 2 | 同右 |
| 3 | 放逸 | 労働を嫌ひ、貞操を守ることが出来ず、且つ放浪生活をしたき爲め | 3 | 同右 |
| 1 | 生業 | 副業として、盲、寡婦となりたる爲め | 1 | 相等の見舞をなす |
| 2 | 靈感 | | 2 | 自修 |
| 3 | 遊惰 | 収入多く、遊んで暮せる | 3 | 自修 |
| 1 | 靈感 | 夢神告、病治 | 1 | 自修 |
| 2 | 遊逸 | 若き者が放縱生活を欲し | 2 | 樂手見習として |
| 3 | 生業 | (盲) | 3 | 先輩につき |
| 1 | 生業 | 不具、貧困 | 1 | 幼時より先輩につく、又貧困者は一時修業す |
| 1 | 生業 | 貧困(盲) | 1 | |

- | | | | | |
|---|--------------|-------------------|---|-----------------|
| 2 | 放逸 | 男は怠惰、女は淫奔 | 2 | 二三年見習ふ |
| 3 | 靈感 | | 3 | 巫につき見習 |
| 1 | 世襲 | | 1 | 同右 |
| 2 | 生業 | 病弱、相等くらしが出来るので(盲) | 2 | 同右 |
| 1 | 靈感 | 病治 | 1 | 自修 |
| 2 | 生業 | 利益から(盲) | 2 | 師に見習 |
| 1 | 世襲 | | 1 | 自修 |
| 2 | 放逸 | 好奇心、労働を厭ふて | 2 | 見習 |
| 3 | 靈感 | | 3 | 見習 |
| 4 | 生業 | (盲) | 4 | 見習 |
| 1 | 世襲 | | 1 | 家庭見習 |
| 2 | 生業 | (盲) | 2 | 他巫見習 盲は先輩寺院にて修業 |
| 3 | 巫女となれば病が治すとて | | 3 | 同上 |
| 1 | 靈感 | 厄災 | 1 | 同行につき修得 |
| 1 | 世襲 | 賤民として扱つたので | 1 | 幼時より見習 |

1	靈感 厄を免れて	1	他に見習	(中江)
2	世襲	2	同右	
1	靈感 病治	1	同右	(慈城)
2	生業 不具	2	同右	
1	靈感	1	先輩から傳授	(滿浦)
2	生業 副業的に	2	他に見習	
1	靈感	1	自修	
2	世襲	2	隨行見習	(渭原)
3	生業 (盲)	3	巫に付き三年修業	
1	靈感	1	同行者につき	
2	生業 (盲)	2	同右	(楚山)
1	靈感	1	先輩につき	(碧潼)
1	靈感 病治	1	他につき二年以上	
2	悪運を免る爲め	2	同右	(昌城)
3	生業	3	同右	

1	靈感	1	先輩に師事	(朔州)
2	世襲	2	他に見習	
3	生業 虚弱(盲)	3	師につき	(以上平北)
1	世襲	1	修業經歷不明	
2	靈感 不幸病治	2	同右	
3	生業 (盲も)	3	同右	(元山)
1	靈感	1	先輩につき習得	
2	世襲	2	同右	
3	將來の厄運を免れる爲	3	同右	
4	生業 (盲)	4	同右	(咸興)
1	靈感	1	先輩につき修業	
2	生業 (盲も)	2	同右	(安邊)
1	世襲	1	一二年見習	
2	靈感	2	同右	

- 3 生業 (盲)
 - 1 生業 (盲も)
 - 2 靈感
 - 3 巫になれば長壽を得るとて
 - 1 靈感 病治
 - 2 遊逸
 - 3 巫となれば長命を保つとて
 - 4 生業 (盲)
 - 1 生業 (盲も)
 - 1 靈感
 - 2 將來無病の爲に
 - 3 生業 (盲)
 - 1 靈感 大病をなし巫禱に依り奇蹟的に治す、以後神靈のりうつる
 - 2 生業
-
- 3 數年修業
 - 1 先輩につき修業、見學
 - 2 同右
 - 3 同右
 - 1 先輩につき一二年習得
 - 2 同右
 - 3 同右
 - 4 同右
 - 1 先輩につき
 - 1 先輩につき見習
 - 2 同右
 - 3 同右
 - 2 知人の先輩より修得
- (文川)
- (高原)
- (永興)
- (定平)
- (新興)
- (洪原)

- 1 世襲
 - 2 生業 病弱他に業なき爲め(盲)
 - 3 子供を授かる爲に
 - 4 好み
 - 1 世襲
 - 1 世襲
 - 2 生業 (盲)
 - 1 生業
 - 1 生業
 - 1 幸福になれるとて
 - 2 安逸を貪りて
 - 3 生業 (盲)
 - 1 靈感
 - 2 生業 醫療機關なく、信賴、尊敬されるので
 - 1 靈感 神占に依り巫となれと示されて
-
- 1 他巫につき修得
 - 2 書籍を研究したもの
 - 3 他につき
 - 4 他に倣つて
 - 1 先輩に見習
 - 1 家庭にて
 - 2 先輩に修業
 - 1 同行者につき
 - 1 自修
 - 1 先輩につき
 - 2 同右
 - 3 他につき修得
 - 1 先輩につき修業
 - 2 經文若干を習得す
 - 1 先輩につき習得
- (北青)
- (利原)
- (端川)
- (甲山)
- (三水)
- (好仁)
- (長津)
- (下碓)

- 1 靈感 病治
- 2 世襲
- 3 生業 (盲)
- 1 生業
- 2 靈感
- 3 世襲
- 1 生業 (盲も)
- 1 興味から
- 2 生業 (盲)
- 1 悪運を免れる爲め
- 2 生業 (盲)
- 1 神占に依り將來の悪運を免れる爲に
- 2 生業 (盲)
- 1 巫とならねば運悪るしと占はれて

- 1 獨修又は他につき習得
 - 2 先輩につき習得
 - 3 先輩につき七八年
 - 1 先輩につき
 - 2 同右
 - 3 同右
 - 1 山間修業又は先輩につき
 - 1 寺にて修學
 - 2 寺にて修業先輩につき
 - 1 先輩につき
 - 2 同右
 - 1 先輩につき二三年
 - 2 各地の先輩につき
 - 1 先輩につき
- (以上咸南)

- 1 生業
- 1 靈感
- 1 靈感
- 2 悪運を免る爲め
- 3 子を産む爲め
- 4 生業
- 1 病氣治癒の爲
- 2 勧誘
- 3 生業
- 1 生業 一般から尊敬せられるので(盲)
- 1 慰安
- 2 生業
- 1 生業
- 1 靈感
- 2 世襲

- 1 先輩につき
 - 1 自修
 - 1 先輩につき
 - 2 同右
 - 3 同右
 - 4 同右
 - 1 先輩につき
 - 2 同右
 - 3 同右
 - 3 同右
 - 1 先輩につき習得
 - 1 寺で習得
 - 2 先輩につき
 - 1 寺で習得
 - 1 先輩につき
 - 2 同右
- (三長)
- (延社)
- (會寧)
- (鍾城)
- (穩城)
- (慶源)
- (新阿山)
- (雄基)
- (以上咸北)

以上の如く巫に成る者の動機及びその修業方法期間には、各地方に於てそれぞれ差異あるのであるが、今江原道原州地方に於ける巫女十七名、觀二十名に就き、その實際を調査するに、此の地方の成巫動機及び修業期間の長短は、凡そ次の如くである。

- | | | | |
|----|-----|--|-----|
| 動機 | (a) | 久しく病患に悩める者、巫の祈禱を受けて全快その時神宿りたる故に巫となるべしと勧められて成りしもの | 一〇名 |
| | (b) | 斯業は資金及勞力を要せざる業なるが故に巫と成りたる者 | 一七名 |
| | (c) | 崇神の結果成りたるもの | 四名 |
| | (d) | 世襲 | 三名 |
| | (e) | 趣味に依つて成つたもの | 三名 |
| 修業 | (a) | 三年修業のもの | 三名 |
| | (b) | 二年修業のもの | 七名 |
| | (c) | 一年修業のもの | 一〇名 |
| | (d) | 見學に依るもの | 六名 |
| | (e) | 書物に依るもの | 六名 |
| | (f) | 獨習に依るもの | 五名 |

これは只成巫の動機及び修業期間を示す一例を挙げたものに過ぎないが、朝鮮に於ける巫觀業者の成巫状態一斑は、之に依つてほとと察せられるであらう。

第二節 靈感巫の成巫過程

前節に於て述べた如く、現在朝鮮に於ける巫觀は、之を成巫の動機から觀て、生活の爲のものがその第一位を占めて居るが、巫觀本來の性質から考察すれば、神靈の感應に依つて神意を受け、神と人との媒介者となるのが成巫の本源的なものであるから、本節に於ては先づ靈感巫觀の成巫過程に就て之を述べるであらう。

一般に靈感に依つて巫道に入つた者は、現人以上の存在物と信ぜられる神明、鬼神に選ばれたる者となり、即ち神の選民として巫道に引導せられたものであることは、どの靈感巫にも共通な現象であるが、その神明、鬼神の引導方法に於ては自づから多少の相違があるので、その成巫過程にも亦幾らかの種類がある譯である。

然らば靈感巫觀に於けるその成巫過程の種類如何。之には大別して次の三者となすことが出来る。即ち、神明の憑依に依つて引入られたもの、神明のお告げに依つて神物靈物を得たる

もの及び神明鬼神ののりくらとなり、常に神明鬼神の代人として役使せられるもの、の三つである。以下各地に於て見出される之等の成巫過程を、實例に依つて説明するであらう。

(一) 神明の憑依に依るもの

先づ各地に存在して居る此種の成巫例二三を列挙する。

1、巫女と成るには自己の意志からでなく神の啓示に依るものであると云ふのが古來朝鮮に於ける成巫の常規であるが當地に於ける巫女の多くも、先づその初め病氣になつて狂人の如くなり、已往の事實を語り、未來を豫言する。(世人は之を成巫の兆と稱して居る)。是に於て家人が關雲長、金萬壽、玉皇上帝、南九萬等の神將を祭る神壇を家内に設けて與ふる時は、その發作は忽ち納まり病氣も回復して常人の如くなる。その後暫く先輩の巫について修業して巫となつたものが眞正な巫女であると云ふ事になつて居る。(京城、本町)

2、平南江西地方で巫となる者の大部分は、俗に「巫の神様に侵犯された状態」と云つて無暗に崇神熱が高まり、自分でも如何ともすることの出来ない幻境に陥るので、之は巫神の所爲であるから數月間山川の神靈に祈禱しなければ治療しないと、その祈禱をして居る内に自然に巫覡となつてしまふのであると。(平南、江西)

3、巫となる者の多くは自分から巫とならうと思つてなつたのではなく、不意に發病し、數日間臥床して居ると、其後俄に精神に異狀を呈し來り、恰も失神者の如く、諸方を徘徊し、氣分旺盛となり、恥辱心を失ひ、發作的に歌舞を演ずるやうになる。かゝる状態が數日つゞいた後は心機一轉して正氣に戻る。が今迄の行動は悉く鬼神の暗示と下命とに依つたものであると信じて遂に巫となるのである。(黄海、海州)

4、平南龍岡地方で巫女になつた者の大部分は、次の如き成巫の經過をとつたものである。即ちこの地方では昔から世の中に巫の鬼神なるものが居つて病氣をしたものとか、崇神心の強い者にとり、つく、そしてこの鬼神にとりつかれた者は將來巫とならなければならぬと云ふ信仰がある。ので、病氣になつて仲々治癒せず、巫の鬼神のついた時は他の病氣と異つて患者は暫くも靜止せず一見狂人の如く精神異狀の様子を呈し、太鼓をたゞき、舞を舞ひたくなつて來るので、本人も亦家族も、これは成巫の兆であると信じ、このついた巫女の鬼神を崇拜し、先輩の巫に就いて幾回か祈禱と占卜との方法を修業するのである。(平南、龍岡)

以上の諸例に見るが如く神憑に依る成巫の過程には、巫覡になつた者が自分から神の啓示を受けて巫覡にならうと希望した、自己の意志からでなく、神明から所動的に巫覡とされる、即ち選ばれらるゝと云ふ事が重要な要件となつて居る。而して第二に注意せられることは神明に選ばれ

た者は世人の所謂成巫の兆たる病氣になり精神に異状を來し、恰も神の如く行爲をすること、神に選ばれたものが、その任に堪えるや否やの試練とも目すべき、或は凡身を神聖なる者に靈化すべき精進、修業、難行苦行とも見なすべき過程を経ることであり、而して第三に之等の試練に堪へ修行に精進し、神明の靈感を受けて病氣も治り、爾後は普通の凡人でなくて神聖な者と化し、是に於て初めて巫覡として甦生することとなり、第四に已に巫覡の生涯に入つたのであるから俗事を捨て、一意巫覡の行事を習得すべく先輩巫覡に就て修學する。以上神選、試練、救濟、及び修學の四過程を経るのが靈感巫の第一種に屬する神憑巫の巫になる標準型である。

然しながら神憑巫の中には、以上の如き四過程を順序正しく経ないものもないではなく、又右四過程を明確に全部經過せずして成るものも決して少くないのである。今次にその二三例を示すであらう。

5、永年の病氣で四肢の自由を失つたとか或は若年の頃から病弱で苦しんで居る者が、いつしか自然に、神が自己の心中に宿つたかの感を懐くに至り、冥々の間に神が吉凶禍福を指摘するが如き心持になり、遂にこれは神様が自分に憑つてかうさせるのだと確信し、それから祈禱占トを公然とする巫覡になつた者もある。(平北、新義州)

6、平南江東地方では巫を巫長、博士などと稱して居るが、之等の巫女の多くは、自分の体内に祖

先の靈魂又は他の巫女の靈魂が入つた爲めに惹起されるのであると稱する、精神病の如き症状を暫くの間つゞけ、之が平癒するや遂に祈禱占ト業者になつたものである。

7、巫となつた者の中には、病氣又は信仰から發作的に巫神を迎へたと稱し、自ら巫の如く装ひ、精神統一の方法に依りて神に接觸し、遂に祈禱占ト法を自得するに至る者もある。(江原平康)

8、巫女某(56)は十七歳の時中風の如き病氣に罹り、十九歳の時精神病となりて家出し、平安北道成川郡張某と云ふ覡の許に行き、三箇年間祈禱を修業したものである。(咸北、雄基)

9、巫覡^オ早^オ早^オ(ソナムーダン)と稱する方は、熱病其の他の重病に罹り精神に異状を來した者が自から佛菩薩、神將、山神、七星神等の神佛を呼び祈禱をすると、やがて快復した後、これは信仰した神佛に祈禱した効果が顯はれたものであると信じ、この神佛に自分が祈禱すればきつとその効顯があると思ひ込んで、遂に他人に向つても祈禱をしてやる處の者となつた者であつて、別段の修業すると云ふことはなく自己の體驗から祈禱業者となるのである。(京畿、平澤)

又この神憑巫の中には、神靈を夢に見、この神靈の告げに依つて巫と成ることを慫慂されたもの、或はこの夢中の神に祈つて救はれた爲めに、または夢中の神に巫女となれば幸福を享受することが出來ると教へられて成つた者なども存在する。即ち次の例の如し。

10、一巫女は年三十五歳の時、或夜神の宿つた靈夢を受け、その後その靈夢に顯れた神を祈つて

居た處、自然に他人の吉凶を知り得るやうになり、別段の修業もせず、巫女となつた。(忠南、天安)

11、巫女の中には夢に神靈を受けてなつた者がある。例へば夢に神があらはれて「汝は巫女となれば成功すべし」と告げられたので、他の巫女に就いて修業するとか、或は久しき間病氣に苦しんで居ると、一夜神が夢枕に立たれて「將來巫女となれば汝の病氣を全快すべし」と告げられたので、巫女となつた者などはその適例である。(京畿、加平)

12、巫に成つた者の中には、精神病其他重病に罹つた際、夢に神様があらはれ、その神が自分を深く信すれば病氣が全癒すると告げたので、このお告げに遵つて専心この神様を崇拜すると病氣は全快する、その喜びの餘り、引續きこの神を崇信し致誠して居ると、その内に自然に祈禱占トの法を會得した者が少なくない。(平南、平原)

13、巫女賤民(53)某は、四十三歳の時一夜、祈禱を業とする時は子孫が繁榮するとの神夢があり、而してその祈禱方法も夢中自然に會得した。(咸北、雄基)

(二) 神明の告げに従ひ神物を得て成るもの

この標式の成巫過程は、その神に選ばれる點は神憑成巫のそれと同様であるか、第二過程たる試練の仕方が神物探索と云ふことであつて、勞苦を厭はず之を探しあてるか、又は容易に得る事

の出来ない時には、神力におすがりして之を得る事に依つて巫の資格を成就し、而してこの神物を所持する間、神巫としての機能を有すると云ふ、神物取得の標型をなすものである。即ち

1、巫と成つた者には、神から夢に神物のありかを告げられ、それを獲得して巫と成つた者もある。これは黃海道長連での例であるが、某巫女は或晩の夢に神があらはれて、巫覡の祈禱占トに用ふる道具が某山中に隠されてある事を告げられたので、その告げに従つて山中を探し、遂にそれを探しあて、持來り、後先輩の巫に模倣して祈禱占トを始めた。

2、平安北道、新義州府外、古津面、西隣洞居住、巫女金氏は神、仙と稱して今日まで數千圓の財を積み裕福に暮して居るが、この巫女の成巫過程は次の如くである。彼女は廿一歳の正月七日夢に神のお告げがあつてから巫女となつたのであるが、即ち夢中、先づ東海に虹が現はれ、次いで青鶴を描いた白扇が鮮かに浮出し、この扇の青鶴の後方に白鶴に乗つた白髮の聖人が天降り、聲朗らかに告げて曰く、汝行きて彼の白扇を取り來れと、そこで命のまゝに早速その扇を取らうとすると、突然海があらはれて自分と扇との間を隔て、了つたので躊躇して居ると、その聖人が、物指を持つて行けば容易にとれると再びお告げになつた。このお告のまゝ、物指を手にとると安々とその海が渡れて恰かも地上を行くが如く難なくその白扇を取ることが出來た。それから後、常にこの神のお告げを受けるやうになり、そのお告げに依つて病者の治療をなす

に至つたのである。(大正十二年七月廿一日、京日)

3、咸鏡南道、北青郡、新昌面李於錢(女、五十七歳)は昭和二年當時の住所たる利原郡鐵山に於て突然精神に異状を呈し、狂氣の様になつて夜中でも山野を彷徨して居たが、その際山中で眞鍮製の龜型占具を發見した。不思議やこの占具を拾ふと同時に氣分は落付いて爽快になり全く元の通りとなつてしまつた。そこでこれは巫女となるべき前兆であると信じ同處に住む巫女を師として修業した。

この龜型占具は神から授けられた神物としてお守りして居るが、之を持つて居らぬと病氣に罹り、之なければ祈禱も出来ないので非常に大切に居り、この神物を身につけて居る時は決して夫と關係しないこととして居る。かく大切に居る神物は、眞鍮製の精巧な作で山野に埋没してあつたものゝ如くには一寸見受けられない。背甲には北斗七星を、腹甲には三極即ち天地人三才をあらはした小穴があり、口は五厘銅貨を出入し得る大きさに開き、鼻の部位には二個の穴を具へて居る手も足もないものである。(昭和六年三月)

4、京畿道、富川郡、多朱面、長意里一六九金泰鍾の實兄金公植の墳墓が、五月二日夜半何者かによつてあばかれたことを仁川署員が探知し、この墳墓あらしの犯人を捜査中のところ、四日朝、仁川南花平里、無職李平潤(卅七歳)の妻崔玉順(卅七歳)を容疑者として留置取調べの結果、崔はかく

しきれず犯行を逐一自白した。それによれば、犯人は三月以來頭痛と共に腹痛を覚え、毎夜の如く悪夢に襲はれたが、或夜のこと神様が乗りうつり「長意里の山中に鐘と太鼓が一緒に葬られてゐるがその鐘と太鼓をお前に譲つてやる」と枕邊に立つた神のお告げがあつたので、それを迷信し夫を伴ひ五月二日の眞夜中お告げの場に至り、持つてゐたスコップで約一米位發掘したが見當らず、二人はむなしく家に歸つたが急に目が覺め恐ろしさに夫はそのまゝ逃走したことが判明、目下夫を捜査中である。(昭和六年五月五日、京日)

右の諸例に於けるが如く、この成巫標型の特色は成巫の第一過程たる神選が主として神夢の形式を採ることであり、而してその與へられる神物は多くは巫の使用する祈禱用具であつて、その小なるものはお守りとして肌身離さず携帯し、大きなものは常に祈禱する時に使用する處のものであつて、巫者と離すべからざる條件を具へたものであることである。即ち前例(2)に於ける白扇は、巫女の祈禱時に鈴と共に缺くべからざる聖物であり(3)に於ける龜形占具は、巫女の卜占をなすとき使用する神具であり、而して(4)に於ける鐘、太鼓も亦巫業者になくてならぬ祈禱用具である。

處が中には次の例に見るが如く、この神物が巫業者の祈禱用具と云ふよりも、祈禱を捧げる本尊(神體)たる場合もないではない。即ち

5、忠清北道清風(今の堤川郡清風面)には、その昔木偶人を得て巫覡となり、この木偶人を神として毎年五六月の間之を旅館に開張して廻つたので、附近一帯の者が悉く参來し久しい間の流弊となつて居たが、郡人金延壽が郡守となつて赴任するや、この巫覡を捕へて首事を杖罪に處し、その木偶神を火に焼いてしまつたことがある。(東國輿地勝覽卷十四)

6、巫女の多くは、自發的でなく所動的になつたもので、通例二三十歳の頃俄然精神に異状を呈し、神の告げだと云つて各種の吉凶禍福を説き、又諸方を徘徊しながら、各戸を遍歴して鐵類及び衣類を蒐め來り、之を以て神像を作つて一定の場所に安置し朝夕祈禱をする。かくて自他ともに之は巫になる兆であると認めるや、先輩の巫に就いて二三月間の修業をした後獨立して巫業に従ふのである。(黄海、南川)

の例に見るが如く、前者は神像をなせる木偶を獲得し、後者は鐵類や衣類を貰ひ蒐めて之を以て神像を造つて守り本尊とし祈禱の對象としたのである。之等は木偶神を世に出してお守りとする事、乃至製作の材料を蒐めて神體を造ることが、神明に對する試練であり、修行であり、奉仕であると云ふ譯に外ならない。

以上は概して成巫の第一過程たる神選が、偶然に又は發作的に致されたものであつて、成巫者が自から進んで神に近かんとしたものでない。處が、時には病弱とか子の出生がないと云ふや

うな事から神に致誠(お祈り)し、かくて神の選擇にあづかると云ふ者もないではない。次の例は子祈りから出發して神物成巫の過程を踏んだ代表的なものであり、而して巫の性的變換を如實に物語るものとして、著者が昭和六年三月見出した處の一實例である。

7、咸鏡南道北青郡北青面東里李玉(女四十五歳は、二十三歳の時に結婚したが子なきの故を以て去られ、後再び嫁したがこの夫が今の夫である)またも子供の出生する氣配がない、その上彼女の生家は代々子孫の少ない家柄でもあるので、彼女はこれは神に祈るより外に途がないと考へて、それから毎日北青郡居山面の某山中でお祈りをつゞけて居た。處が或日の事即ち今から十六年前の三月十五日夢に玉皇上帝が現はれて、お前は北海黑龍の縁に依つて世の中に生れたのであるから、子供を生むと云ふことよりも祈禱業者とならなければ三十七歳になつたら死ぬ。この厄を免れる祈禱師となるには、毎日午前二時に自分を拜まなければならぬ。いとのお告げがあつた。そこでその後は、毎日二三百回位も熱誠こめて禮拜した。やがてまた夢に、この山の奥に寶物があるとお告げがあつたので、探して歩くと、果してこの山には無い立派な石を發見した。大喜びで持ち歸り、之を守護神として肌身離さず奉持して居ると、不思議やそれから文字「靈字」が書けるやうになつた。やれ有難やと一層熱禱すれば、その後は時々正午と午前二時頃との禮拜時に先生(玉皇上帝)が降りになり、人事一切の吉凶禍福を

啓示した文字を彼女の右手を動かして紙上に書きあらはされ、そして人の難儀は朦昧から由來するのであるから、汝はこの文字に依つて人の難儀を救つてやらなければならぬ、然も報酬は他の占卜者が米を一斗もらふところは、一升、壹圓貰ふところは二十錢位貰つて神の御告げを公平に知らせてやれとの事である。だから彼女の祈禱は神に祈りをあげたる後、この靈字を判讀して人の吉凶を占ひ之が抜苦の方法を教示するやり方である。

彼女の言葉に依れば、先生は正直と清潔を好まれ汚れや偽りを嫌忌せられる、だから祈禱を乞ひに来る者があつても、若しその人が先生を信じない人である時には先生はお下りにならない。(先生のお下りになる時は彼女の體が震ひ出すから直ちにその否やを知ることが出来る。これはその人が表面信するやうな體裁をしながら内心信じない不正直な心根をお嫌になるからである。又先生は先生の與へた寶石を粗末にしたり、人に見せたり或は身につけて居ながら男に接したりするやうな事があれば決して啓示を垂れない、それは神聖な寶石を汚すからであると。また先生は彼女の祈りを捧げる時はいつでもお下りになるのであるが、月に六日間だけはお下りにならない、この期間は彼女の經期で彼女の體が汚れて居るからである。かうした清潔を保つて先生を祈る處から、彼女はやがて女性としての性慾を禁止して中性的な生活をしなければならぬ者となつてしまつた。なぜならば、普通の時でも毎日正午と午前

二時との二回缺かしてはならぬ禮拜時には、水垢離をとつて全身を清めねばならぬ、それ以外の祈禱時には手を洗ひ口をすすぐだけである。然るに月に六日と、夫に接した日には、特別に身を清めなければならぬ、これが一つの苦痛である。體のけがれた日には神が下らない、しかも祈禱依頼者は押しかけて來る、然るに神の啓示を傳へることが出来ない。これは一つに神が難儀な者を救へよとお告げになつた命令に従はないこととなり、一つに依頼者に不信を買ふ虞となる、これが苦痛の第二である。彼女の體は神の下る神聖な體である。然るにこの神聖な體を汚すことは神に對して恐れ多いと云ふ感じがある。これが苦痛の第三である。かくして彼女は、性慾を満すことが罪惡の如く感ぜられ、性慾の要求があつても夫と接する場合には云ひ知れぬ苦痛を忍ばねばならぬこととなり、この苦痛感が強くなるに従つて彼女の性慾は克服せられ、遂に夫に接することが非常に不快なものとなつてしまつた。

然しながら夫と同棲してゐる以上夫の要求もだしがたい。そこで數年前からうら若き今年二十一歳妾を夫に娶り、夫婦關係はこの若き妾へと譲り渡し、彼女は斷然夫と接しないこととした。二間ふたしかない家庭に同居しながら、夫と若き妾とのさゝやきに何等の苦痛を感ぜず、家内至極圓滿に行つて居ると云ふ世間の噂からしても、彼女が如何に著しき中性化をなし遂げたか、察せられるであらう。

彼女の夫は五十六歳の健康な人であるが、その云爲行動極めて温順で、接客の態度から、妻の命に従つて酒を買つて來たり(妻から錢を渡されて)膳を供したりする點、夫妻その地位をかへた觀があつた。これは一家の生活が彼女の祈禱料に負ふ處多きは勿論、彼女の中性がやがて男性化せむとする過渡的現象の一斑ではなからうか。(昭和六年三月)

猶ほこの神物獲得に就いて看過してはならないことは、かゝる神物が如何にして山野に隠されて居るかと云ふ事である。朝鮮の鬼神信仰に於ては、神は事物の在否を示教する能力を有すとは充分認めて居るが、未だ神が物を製作し、之を移動し隠匿するものであるとは信じられて居ない。然らば神の告げに依り之を獲得することに依つて巫と成る神物は、一體誰が製作し誰に依つて隠されたものであらうか。他なし、これは普通の器具製作者に依つて製作され、巫に依つて隠されたものである。蓋し朝鮮の巫俗に於ては、一亘巫道に入つた者は之を後繼者に相續しなればならないものと信じられて居る。従つて世襲巫はその業をその子女に相續せしめ、世襲巫でない者も、自分と師弟の關係ある者を後繼者と定めてその巫業を繼がしめるのである。然るに世襲巫でもなく、又自分の後繼者として定むべき弟子のないやうな者は、神力に依つて將來自己の後繼者たる者を選定して貰ふ意味から、この神の選定に依つて自己の後繼者となつた者へ巫業を相續せしむる神符として、自己の常に愛用して居た器具の一種を山野に埋藏するの

である。だから若し或人が神の選びに依りその器具の所在を告げられ、之を探し求め得たる場合には、この器具を通じて之を隠匿した巫と取得した巫とは、こゝに巫業の相繼を完了し、隠匿者は新得者を以て己の後繼者となし、新得者は之を得て先巫者の後繼者としてその巫業を相續することとなり、かくて巫業の相繼が永久に斷絶しない事となるのである。

それであるから、この神物は巫業相繼の印符として、これを獲得したものは巫の血統に屬せざる者でも、血縁こそなければ巫縁の相繼に依つて、血縁に依る世襲巫に對立して巫となることの出来る極めて重要なものであると云はねばならぬ。

(三) 神明ののりくらとなるもの

この標型に依つて成る巫は、偶然に或は災厄を介して、鬼神が巫の身體に宿り、爾後その身を鬼神の宿主となし、事あるごとに巫の身口を役役して神意を宣べ、神的行動をなさしむるものと信ぜられる者である。之には空唱巫と口寄巫との二者がある。今前者に就ての一例を可なり古い奇談集たる『慵齋叢話』の中から拾つて見る。

1、昔、京畿道、楊州の某家、慵齋の外姑の家、に召使はれて居る年若い下婢に神が降つて、禍福吉凶の中せざるなく、言へば諷ち應ありと云ふ譯であるので、附近の人は皆之を畏れて物を隠匿す

る者もなく、主家も戸を鎖ざさずして枕を高く眠り得た。さてこの下婢が占をするとき聞える託宣の聲は、朗らかでよく透る、恰も老鶯の聲の如きもので、晝間は空中から、夜間は梁の上から聞えるのであつた。或時此家の下奴が物を盗んで隠匿したのを曝露された腹立たしさから之を罵倒すると、不意に地に仆れて一時人事不省に陥つたが暫くしてから蘇生したので其の故を問ふと、罵倒するや否や紫髯の丈夫が彼の頭髮をぐつと摔つたので、氣が遠くなつて起ち得なかつたと語つた。又或時隣りに住む世々高官を出した兩班の主婦が、立派な釵(かんざし)を見失つた處から、その罪を下女に歸して殿責めしたので、下女はその苦しみに耐えず隣の空唱婢にあかりをたてゝ呉れと頼んだ。すると聲あり曰く、その在りかはちやんと知れて居るが汝には話せないから主婦を呼んで来れば直接に話すとの事、そこで下女は急ぎこの事を主婦に告げると主婦も早速やつて来た。しかし神の告では、その所在はわかつて居るが之を語るに忍びない、若し一度之を口にすれば汝は赤恥をかゝねばならぬから、と言つて明示しない、主婦は再三尋ねたが應えないので立腹して叱りつける、それなら語るはいと易いこと、この前の何日汝は隣の某と一緒に楮畑に入りこんだ事があらう、釵はその時その枝にひつかつたのだと。下女が走つて畑中を探すと果してその釵があつたので之を持ち歸ると、主婦は其處に居たまらぬ位に赤面したのであつた。然しこんなに畏れられて居る神でも、この家の

人公である鄭相國雉には頭があがらないと見えて、雉の在宅時は去り、留守になるとやつて来る。そこでこの事を知つた雉が一日神を呼び出して、人家に久しく居るのは宜しくないから汝の藪に往くべしと渡りをつけると、自分が此家へ来てからは家福を増しこそすれ少しの殃もなさない、實は世々此家に奉公して居たいと思つて居たのだが、大人の命には背かれないと痛哭しながら辭去し、その後は何事もなかつたと。(備齊叢話卷之三)

この古談に於て吾人の注意を惹くことは、先づ第一にこの空唱巫たらしむる鬼神は、男子に降らずして女子に降つたことである。現在朝鮮の各所に存在する空唱巫も、その數決して少なくないのであるが、それらの悉くが女性であつて男子の空唱巫と云ふ者は殆んど稀有に屬することである。朝鮮古來の逸話集「筆苑雜記」の著者徐居正は、その雜記の中に空唱巫を擧げ、之を評して「女巫あり、能く鬼神の語を爲す、往事を試みれば百中すれども將來を問へば百に一も中らず。少時(居正の)狂斐數十輩、巫家に直抵し呼んで之を試みる、巫口を嚙して開かず、蓋し男子は陽なり、鬼神は陰なり、陰は陽に伏す、理の必然、且つ男巫少くして女巫多し、是れ其の驗なり」と論じ、神が女巫に宿るのは、鬼神はもとく陰であるから、陰に屬する女性に宿り易いからである。だから巫に男巫が少くして女巫が多いのであると、陰陽説から之を説明して居る。

然しながら前掲古談にあらはれて居るが如く、小婢に宿つた鬼神は其家の奴僕の眼に見えた

ところでは、紫髯の丈夫たる男子の姿であつた。又前掲(二)の(7)例北青の巫女李金玉の先生神も亦彼女に見神された時の姿は白髪の老人であり、同(二)の(2)例新義州の巫女金氏に見神した神の姿も同様に白髪の聖人であつて皆男神であつた。姿は男神の姿でも鬼神は元來現人の陽なるに對して陰なる者であると、鬼神陰觀説では云ふであらうが、この鬼神を陰となす説は、人の死して爲つた鬼神に對して、生を陽となし死を陰とする觀念から、人の死後の鬼神を陰的存在とするのであつて、凡ての神明鬼神を悉く陰なるものと見なすのではない筈である。若しさうでないならば開城徳物山上に祠る崔瑩將軍の靈に若き處女を御供するとか、羅州錦城山神に娼妓四人を輪番宿直せしむるが如き行事の説明が出来ない事となるであらう。

然り、神が女子に多く降り宿るのは、徐居正の論評とは全く反對に、神明鬼神が陽なる男神なるが故に、好んで陰なる女性に憑依し降宿するものであるに外ならない。加ふるに女性には男性に比し感情的に激し易く、情熱的な信仰状態に入り得ることが容易であるが爲めに、よく神ののりくいらとなり、神の託宣者として適任な資格の所有者であるが故に、男子よりも多く巫として神選を被ることになるのである。

この古談に依つて窺はるゝ第二の點は、この小婢に憑いて居る鬼神の居る所が小婢の体内ではなくて、晝の間は空中、夜になると梁上に居り、而してその聲が小婢の本有の音聲に依るのでな

くて、老鶯の聲の如く朗らかであると云ふ様に小婢の聲とは全く別な聲であることである。實際現在に於ける空唱巫の行ふ大部分の託宣法もやはり之であつて、室内ならば天井又は壁隅の上方等から、一種鳥の啼聲遠くから聞ゆるやうな似た聲を發し、巫はこの聲を翻譯してその託宣の如何なるものであるかを物語るのである。これが空唱巫の他の口寄巫と異なる所であつて、空唱巫でない巫もよく鬼神の口寄せをするが、その時は巫の口から巫の音聲を用ゐて、即ち神靈が巫の口と言葉をかりて直接に物語りをなすのであつて、空唱巫の如く神の聲を翻譯するが如き間接なやり方をしないのである。第三に注意すべきは、この古談では小婢に憑依した鬼神は小婢とは別段血縁的關係のないもので、鬼衆の常巢である處の藪に棲む鬼神であつた事である。

然るに現在に見る空唱巫の鬼神は、概して自分の子とか、甥とか又は養子の死亡した死靈と云ふが如く、空唱巫と血縁的親族的近親の關係にあるもの、しかもその年少の者が多いのである。次にその一二例を示すであらう。

2、全羅南道順天郡順天面生木里朴南玉常民女三十三歳は二十五歳の時三人の子供をかゝへて夫に先立たれ寡婦となつたので非常に困難な生活をつゞけて居たが三十一歳の時に血の出るやうな暮らしの中に育て、來た愛兒が三名とも相次いで死亡してしまつた。一再なら

ぬ不幸に彼女は遂に發狂し、暫らく精神異常者となつて夢遊病者の如く諸所を彷徨して居た。この病状はやがて全癒したが、それからと云ふもの三番目の愛兒の靈魂が彼女の頭に宿るやうになり、この兒靈の靈感に依つて人事一切の吉凶禍福が明確に判るやうになつた。この兒靈が彼女に宿る時には、彼女は全く神かゝりの狀を呈し、神の託宣は彼女の口を通じて物語られる。この事が噂に上るや諸方から占を乞ふ者が引もきらず參集し、一般の巫女よりもその靈顯がたしかであると云ふので、汎く信仰されて居る。(昭和五年十月)

3、慶尙南道、河東郡、邑内洞一七八、方處伊女五十歳は十七歳の時に此家に嫁し來り、母に就て巫業を見習つたが母の生前は従事せず、十餘年前母が死んでから母の主祭神を勸請して母の業をついで巫女となつたのである。彼女の語る處に依れば、彼女の母は生來巫ではなかつたが十六歳の時急に病氣に罹り、狂者の如く精神に異常を呈したので、母の父親は母を物置に監禁してしまつた。母はこの監禁室に呻吟して居ると、或夜以前死亡した母の甥の靈があらはれて、母に「明道」と云ふ神を知らせ、如何なる病氣でもこの神に祈れば病は立處に全治すべしと告げ、同時にその祈禱のやり方を一緒に教へた。そこで母は教へられた通りに一心に明道神を念じて祈禱した處、時々明道神を面のあたり見神することもあり、從來の病氣は次第に快方に向ひ、入監してから三年の後にはすっかり全快してしまつた。その間この靈感に打

れた彼女の母親は、彼女を監禁室から解放して彼女の意のままに自由に祈禱をやらせたのであると。この母の感得した主祭神の明道は、現在、小さな甕の中に若干の白米と赤青の布片とを入れ、白紙を被せて蓋としたものをその神體として居るものである。(昭和五年十月)

4、大邱に住む奇怪なる靈媒者劉順和(丑)は、以前ある女易者に使はれて居たが、この易者と亭主との間に子供がなかつたので、順和は彼の妾となつて四人の子供を擧げた。女易者は自分の亭主の妾であるにも拘らず順和をよく愛し、若し自分が死んだら、この占ひの法はお前に譲るといつて居たが、間もなく女易者が死し、續いて亭主も死んだので、順和は四人の子供を連れて金泉の實家に歸り、實母の厄介になつて居た。處が或る晩のこと、死んだ女易者が順和の夢枕に立つて、「くらしの道を授けてやるから大邱に行け」とつけた。そこで彼女はその夢を信じ、實母から麥一斗五升を餞別に貰ひ、大邱に行つて暮して居たが、ある朝卒倒して以來、亡主人がやつて居たお錢の占をはじめた。しかし餘り近所の信用もないので浦項に移り、そこでまる四年占をして居た。その後醴泉に引越してから亡兒の靈が乗り移り、それから空唱巫となつた。この兒靈に就ては、本人はたゞ三歳の子供の靈で、亡兒のやら誰のやらハッキリ判らぬと云つて居る。(昭和二年十一月二十六日、京日)

即ち現在に於ける空唱巫の巫神は、概して年少者の死靈、小兒の靈魂であると考へられて居る

のである。然るに之等の死靈は何れも偶然に死亡した者の靈魂であつて、血縁關係以外には空唱巫と別段の交渉ありとも考へられず、それが空唱巫に巫神として降るのも全く偶然としか解せられないのであるが、空唱巫の巫神は次例に示すが如く、任意に之を作り得るものとも信ぜられて居るのである。

5、平安北道寧邊郡泰平面の池聖人(50)と南蔚峴面の張某妻李氏(30)の兩人は、數日前隣郡の雲山

邑内にやつて来て、次の如き成巫(空唱巫になる)の秘訣を漏した。それは

小兒に食を與へず甕の中に入れて置き、食を與へると稱して手のみを出さしめ、出したら竹針でその手を刺し、又全身處かまはず刺して出血せしめ、遂に之を餓死せしめた後、その小兒の爪を切り取りて之を携帯すれば忽ち其死兒の魂が宿り、この魂に依つて吉凶禍福を占ふ立派な賣卜者となることが出来る。

と云ふのであり、中にはうつかりこの流言に迷はされて心を動かした者もあつた。(大正十三年十一月二十九日京日)

上例は空唱に使用する小兒巫神を作爲する代表的な一例であるが、兎に角小兒を苦しめ、餓えしめて之を故意に死亡せしめ、而してその身體の一部分を切り取り携帯する事に依つてその全靈魂を巫神として利用しようと云ふ極めて慘酷なものである。かく慘酷なものであるが故に公

然之を行ふこと能はず常に隱密の間に行ふものであり、且つ一旦かくして巫神を作り上げて空唱巫となつた者でも、堅く口を緘して居るを常とするから、この巫神作製に依つて空唱巫となつた者は、實際に於て容易に發見されることのないのは云ふ迄もなき。

この空唱巫神が、小兒の靈魂に限られたるが如き觀ある信仰の由來如何。それは次の如き理由から來たものに他ならない。即ち朝鮮には、小兒の靈魂は死後遠くに離れたり、又は直ちに滅失するものでなく、親族の住居附近に彷徨して機會あれば再び生れ出でんとして居るものであるとか、小兒の靈魂は生きて居る兒童と同じく可愛がれば、その者の處に來て離れないと云ふ信仰などがあり、この信仰に、兒童は父母長上の命令には絶對服従して如何なる事でもなすものであると云ふ觀念が結付き、尙ほ小兒は成人の如き汚れがなく純無垢であるから、その靈ならば如何なる處にも出入し、如何なる者の動靜も、何等のかけひきなく、無邪氣に、正しく、ありのままに見聞することが出来る、と云ふ想像が作用して、こゝに小兒の靈魂が最も適當なる空唱巫神とされてしまつたのである。

血縁なき者が慘酷な行爲を取つて巫神を作るのは、苦痛を與へて之をあはれ、れ、んでやり、養育者としての愛情の濃さを、苦痛を與ふる事に依つて高め、かくてその小兒の養育者を懷ふ心を詐欺的愛情行爲に依つて強く養育者に結縁せしめんとする手段であり、死亡の後その指や爪を切

りとするのは、餓に苦しむその小兒に食を與ふるふりをして、その食を取らんとする小兒の全精神をその手指、爪に集中せしめ、之を繰返し行ふ間に小兒の全精神が悉くこの指、爪等の小部分に集まり、小なる指や爪がやがてこの小兒の生命の腑、全靈の宿る所となるを俟ち、死亡後この指、爪を所持すればその小兒の靈魂を完全に把握することが出来る爲めの手段に過ぎないのである。

以上は空唱巫の場合であるが、巫業者の中には此の外或一定の神を託宣の巫神として、その神託に依つて云爲する巫も少なからず存在する。李朝世宗實錄に「世宗二十六年癸亥秋七月丁未、議政府淫祀を禁ずるの法を條陳す。一、巫女等或は古今に無き神を稱し、或は當代死亡せる將相の神を稱し、別に神號を立て、自ら神已に託すと謂つて妖言衆惑する者は、造妖言妖書律に依つて處斷す。云々」李能和氏著朝鮮巫俗考からと載せてあるのがそれであつて、前(二)の(7)例に擧げた北青の巫女が天神である玉皇上帝を巫神として之が託宣をなす者などもその例であり、(二)の(5)例に示した清風の木偶神を巫神とする巫觀などもこの種の者である。この種の巫に於ては北青の例の如く、神が彼女の手に託して文字を書くこと云ふやうに、神が巫に託して云爲するものと信ぜられて居るから、この信仰が少しく進めば、この巫はやがて神力あるものと自任し、また外部の者も之を神視し、巫神の化身と見做して、その行爲を全く犯すべからざる神聖なものと信ずるに至るであらう。従つて次例に見るが如き凄慘な犯罪が、神の名に依つて斷行せられることも

免れないのである。

6、慶尙北道、金泉郡縣谷面、公明里居住、林分烈と云ふ癩病女は、數年前まで乞食をして各地を徘徊して居た者であるが、その後前記の所に居住し、里民の救護を受けて僅かに糊口を凌ぎ居る内、昨年九月頃から「自分は神夢に依り鬼神の力を以て醫藥を用ゐず、萬病を全治することが出来るやうになつた」と流言したので、金泉は勿論遠く達城、善山、軍威等の諸地方から、日々十數名の老幼患者が來集して治療を乞ふに至つた。(大正六年三月十四日、京日)

7、慶尙南道、金海郡、生林面、鳳林里、鄭殷鏞の妻、金蒼嚴(55)は、數箇月以前から精神に異狀を來し、嚙言を口走つたり豫言めいたことを喋るので、家族の者も近隣の人達も皆これは神の乗り移つたものであると信じて居た。それが爲めに、彼女が彼女の實子、鄭小時、女七歳、鄭義粉、女一歳の兩人を指して、これは犬だから殺してしまへと命じたので、母を全く神の化身と信じて居たところの長男、鄭億烈(二十四歳)は、その命に背いてはならぬとあつて、酷くもその二女を慘殺してしまつた。(大正十三年十月十五日、京日)

本節を終るに臨み、空唱巫の如何なるものであるかを科學的に闡明した、理學博士小幡重一氏の「明道會事件を鑑定して」を添えて、参考に供するであらう。

『靈の聲』の正體（明道會事件を鑑定して）

第二の大本教事件として世の非常な注目を引いた醫學博士岸一太氏及び朝鮮人みこ高大陸の明道會詐欺事件は、東京帝大醫學部教授三宅鏞一博士の鑑定によつて、岸博士は誇大妄想性精神異狀者、高大陸は憂鬱性精神病者として遂に免訴となつた事は、本紙十二月十日朝刊に報ぜられた所であるが、筆者はこの事件に關し東京地方裁判所から高大陸の『靈の聲』の鑑定を命ぜられ、高大陸について色々な實驗を行ひ、又岸博士が高大陸を通じて靈界における平田篤胤と談話を交換し、古事記の研究を行ふ實驗には三宅博士と共に立會つたりした關係上、こゝに『靈の聲』の正體を曝露して迷信打破の一助としたいと思ふ。

手つとり早く結論からいへば、『靈の聲』等といふものは實に愚にもつかないたわけた事であつて、少しく常識ある者ならば一笑に付せらるべき代物であるが、迷ひ易ききは世の習ひ、大本教の王仁三郎等とは違ひ、博士の學位を有する偉い學者のいふ事ではあるし、殊に岸氏の堂々たる風貌と、その如何にも科學的根據のありさうな巧妙な説明のもとに明道さん（靈）の力によつて單に遠隔の地の家族や友人が今何をして居るかを知る事が出来るばかりでなく、數百年前に死んだ人達の靈魂と談話を交換する事が出来るといふのであるからして、無線電話で太

平洋を隔て、アメリカと話をし又はテレビジョンで居ながらにして早慶野球戦を觀ようとするまでに進歩した今日の科學の力をも遙に超越した實に稀代の靈術として世の善男善女の隨喜の涙を流さしめ、全國にわたつて實に三千餘名の信徒を獲得するに至り、遂に六萬餘圓の詐欺を働いたものとして起訴されるに至つたものである。

以來滿一ヶ年東京地方裁判所柴田豫審判事の係として審理され、筆者も又鑑定人として『靈の聲』が荒唐無稽なものである事を證據立てるために汗水たらした者であるが、今更それが氣違ひの所業と決定されてみれば、三千の信徒又はこの鑑定の結果に異議を申し立てようとした檢事團と共にいさゝか拍子ぬけのした形である。

昭和六年一月某日、東京地方裁判所からの呼びだしによつて筆者は恐る／＼豫審廷に出頭した。柴田判事から型の如く、住所、年齢及び被告岸一太と親戚關係の有無等を問ひ質された上、左の事項について鑑定を命ぜられた。

詐欺被告人 高 大 業
同 岸 一 太

鑑 定 事 項

一、高大陸ニ憑依セル靈(明道)ノ聲ト稱スル音ハ何ノ音ニテ何處ヨリ發スルモノナリヤ其音

ノ性質特徴

二、高大業ノ位置ヲ變更セズシテ其音ノ源ノ位置ヲ變更シ得ルカ
三、其音ヲ以テ五十音ヲ發シ得ルカ並ニ語句ヲ形成シ得ルカ (以上)

よつて宣誓書に良心に従ひ誠實に鑑定をなすこと誓ふ旨を記載し拇印を押させられる。高大業の發する靈の聲の實際を檢分する前に柴田判事からまづその性質の一通りを聞かされた。そのもつとも不思議な性質の一つは、音の源を空間のどこへでも隨意の場所に持つて行く事が出来るといふ事で、鑑定事項の第二に掲げられたものがこれである。岸博士の説明によれば、靈の聲は空間にびまんするエーテルの振動が空氣に傳はるのであるが、音の源を高大業の身體から段々遠くに持つて行くに従つて、音のエネルギーは距離の自乗に逆比例して減るから、音は非常に弱く聴きとれにくくなる、かやうな事は高等數學を知つてをれば直に諒解出来る事ださうである。

然し空間のどんな所からでも勝手に音がだせる等といふ、そんな馬鹿げた事の出来るはずはなからうとはどんな素人でも直に考へるところであるが、高等數學の知識だとか距離の自乗に逆比例するなど六ヶ敷い事をいはれてみると、そこはあひにく左様な知識の持ち合せのない素人の悲しさ、すぐにギヤフンと一本まいらされてしまふのである、かやうな如何にも

高遠な學術的根據のありさうな説明をする所が愚民を迷はす岸博士の手であつて、靈の寫眞について、もまた一見素人を承服させるに十分な實に巧妙な説明がなされるのである。

筆者も實は判事から以上の様な説明を聴き、實物を見る前にはこれはひよつとしたら餘程珍しい音の種類であるかも知れないとひそかに考へたものである。元來我々が音のくる方向を判定する能力には随分錯覺があるもので、例へば室の一方の側に樂器を置いて他の側からかすかに音をだすとあたかもその樂器が鳴つて居る様な誤つた感じを生ずるといふ様な例もあるから、高大業が何等かの方法である特別な方向に向けて音をだすといふ様な事が出来れば、その巧妙な身振り等によつて信者をして空間の勝手な所から音がくる様に誤認させる事もあながち不可能ともいへまい。

學者の馬鹿正直は通り相場であるが、筆者もまた學者のはしくれとしてこの「靈の聲の問題」も宣誓書に書いた通り相當眞面目に考へてみた。前に述べた様に音源が方向性を持つて居る場合にはそれを簡単に調べるにはどうしたら良いだらうか、等といふ様な事に關しても相當頭を悩ました次第である。

然しながら越えて數日再び裁判所に呼びだされて實際に高大業の發音する模様を見參に及んで、それが豫想した様な六ヶ敷いものではなく、全く素人だましの簡單なものである事を

知つて實は少からず興味を失つた次第である。

鑑定事項第一第二は多くの試験をなす事なく高大業の發音状態を精細に觀察し、かつ二三質問を試したゞけで直に判明した。筆者はこゝに早速「靈の聲」の種明しをする譯である。一口にいへば「靈の聲」と稱するものは矢張り一種の口笛であつて、上下兩唇の間のあきを丸くして、ただ普通の口笛とは少しく違ふものであるが、唇を僅に開き、上下の齒は軽くかみ合せ舌は下あごの上に靜止させて軽く息を吹きだしあるひは吸ひ込む時に出る音である。かういふと如何にも六ヶ敷く聞こえるが、か様な口笛を吹く人はしばしば見受ける所で、現に警視廳高等課の某氏の如きも巧みに「靈の聲」の眞似をされた。か様なかすかな口笛でヒユウ／＼ヒユウ／＼と色々に調子を變へてある意味を現さうとするものである。

然しかう簡單に片つけてしまふと何んだ馬鹿々々しい、そんなものにだまされる奴は餘ほど間拔けた奴だと思はれるであらうが、明道會の堂々たる建物の中で「八意思兼大神」を祭つた嚴めしい祭壇の前で、岸博士のおごそかなお説教に伴つて室の一隅からヒユウ／＼ヒユウヒユウとかすかな聲が聞えてくれば、迷ひに悩む善男善女に靈界の聲として受取らせるにはけだし一〇〇パーセントの要素を備へて居るといふ事が出来よう。

「靈の聲」の源が高大業の口の中に固定して居つて別に特殊のものでないと知れれば、鑑定事

項第二高大業の位置を變へず音源を變更する事が出来ない事は明かで又空間の勝手な所から音をだす等といふ馬鹿げた事の不可能である事に讀者も疑ひを抱かれないであらう。

次には鑑定事項第三で、か様な「靈の聲」で五十音がだせるか、語句を形成し得るか、即ち意味のわかる言葉とする事が出来るかといふ事であるが、この問題に解答を與へるためには實は五十音とはどういふ性質のものであるかを詳しく説明するの要があるのであるが、それは餘りに専門的になるからこゝには略するが、五十音の基調となる「アイウエオ」の五つの母音の區別はどうして出来るかといふに、一口にいへば音の波の形がそれ／＼違ふのである。よつて「靈の聲」もしその音の波の形を知る事が出来れば、五十音との區別を明かに示し、同時に調子の變化等も詳しく調べる事が出来るわけである。

幸ひに筆者の手許東京帝國大學航空研究所物理部には、音響の性質を調べる色々な設備はあるし、殊に音の波の形を寫眞に撮る完全な装置もある事であるから、高大業を筆者の實驗室に連れて来て、靈界よりくる音の寫眞をとつて調べて見ようといふ事になつた。新聞の社會記事流に書けば、最新科學の照魔鏡を以て靈界の音の正體をあばいてくれようといふ次第であつて、正にグロー／＼パーセントの様に聞えるが、正直に筆者の意圖をいへば、かくして「靈の聲」なるものは簡單なる笛的の音である事を目に見える様にする事が出来るし、又か様な方法

で「靈の聲」の調子の上り下りが詳しく調べられるから、以つてどの程度まで意味を表し得るかを知らうとしたに過ぎない。

二月某日、柴田判事、長谷川検事を始め警視廳刑事等十數名に守られて、みこ、高大業が筆者の實驗室に連れて來られた。この室は音響に關する精密な實驗や測定を行ふ室であるから、丁度放送局のスタジオの様、音の反射を防ぐため、天井、壁床等は總て厚い吸音材料を以ておぼはれ、室内で一吋會話をしても反響がまるでないのです。こぶる異様に感ぜられる室である。室内にはたゞ中央にマイクロフォンがすゑられてあるばかりで、高大業がこれと相對して座らせられて居る。音の寫眞装置等は總て隣室に備へられ、電線によつて室内のマイクロフォンと結ばれて居る。室内で神様の發音如何にとかたづをのんで監視して居るは判事以下一二の人々で、他の多くの隨行者は總て隣室に控へて居る。全く實驗室ではめつたに見られない物々しい光景であつた。然しいざ實驗となつて、神様が中々思ふ様に發音しないので、大に判事を手こずらせたのであつたが、なだめたり、叱つたり、さては好物の煙草を與へて御機嫌をとつたりして、漸く幾つかの御託宣多くは朝鮮語を得、その波形寫眞がとれた次第である。

こゝで「靈の聲」の音の波形の寫眞を掲げる事は、大に讀者の興味を増すものであるとは思ふが、新聞紙の鮮明でない寫眞では、却て貴重な紙面を空費する結果となる恐れがあるから遺憾

ながら結果の要點だけを述べるに止めて置く。「靈の聲」は一種の笛の音であるから、その波形もまた大抵豫想出来る通り極めて簡單なものであり、母音の波形とは比較にならぬものである。寫眞を精細に研究した結果によれば、その高さ即ち振動数は毎秒二〇〇〇付近ピアノの中央のCから三オクターブ上の付近である。しかしてこの音の高さ、強さ及び繼續時間を巧に變化して通常の言葉における「アクセント」あるひは言葉調子を眞似るもので、かやうにして「カッソー」朝鮮語行つたの意、「ワッソー」朝鮮語來たの意、平田先生、白髭神社等の簡單な言葉の調子をだすものである。従つてこれを聴く者が平常聴き慣れて居る語句であるならば、音の調子の上り下りだけからしてその意味を推察する事が出来るので、かくて信者は靈驗あらたかな明道さんの御託宣として隨喜の涙を流す次第である。

以上の説明で世を騒がした明道會の「靈の聲」なるものもその正體を曝露してみれば、實に枯れ尾花以上に馬鹿げた取るに足らないものである事が諒解された事であらう。

「靈の聲」の話はこれだけであるが、終りに臨んで是非一言して置きたい事は、世間の人々は今少しく科學的常識を養つて科學の力に信賴して頂きたいといふ事である。一體科學者がかやうな心靈現象を今時そんな馬鹿な事があるかと一笑に付さうとするに對して、世の中はさう一から十まで總て科學の力で解釋出来るものではないと思つて居られる人が随分澤山あ

る。これは誠に誤解も甚だしいもので、科學者といへども、決して科學萬能と考へて居る次第ではなく、科學の力で説明出來ない現象が澤山ある事は良く承知して居るのである。否寧ろ科學の本領はさういふ限られた領域のみを論ずるものであつて、決して心靈現象等に觸れるべきものではない、然しながら事の起りは心靈現象にあるにしても、これが寫眞乾板上に像を現したり、空氣を振動させて音を發するに至らば、最早純然たる科學的現象であり、自然法則の支配を科學の嚴正なる批評の下に置かるべきものである、従つて靈の聲だとか靈の寫眞乃至は千里眼などといふものはあり得べからざるものである。

どうか讀者諸君におかれても、尙一層科學の力を信賴され、かやうな荒唐無稽の靈術に迷はされるやうな事のないやうに切に希望してこの稿を終る事にする。(昭和六年十二月十四、五、六日・大阪毎日新聞)

第三節 世襲巫の成巫過程

朝鮮に於ける世襲巫は、巫業者中の第二位を占めて居る者であるが、その殆んど全部社會階級上、最下位に列せられる賤民出であつて、父母祖先からこの巫業を繼續して來た爲に、その子孫も

亦父母の業を繼いで巫業者と成つたものである。而してその修業は概して幼少の折から父母のなすところを見習ふのであるから、世襲巫の成巫過程は靈感巫の如き秩序立つたものではないのである。いまこの世襲巫の成巫過程を示す一二の例をあぐれば次の如くである。

- 1、當地方では巫となる者に大別して二種類ある、その一つは兩班でも常民でも病氣に苦しんで居たのが巫女の祈禱に依つて奇蹟的に全快した場合、謝恩的に自分も巫女となつて他人の病苦を除いてやりたいと、自分が祈禱して貰つた巫女に就いて修業して巫となる者であり、一つはこれは多くは賤民であるが、女系尊屬に巫女たるものがあれば親族内の女系卑屬の誰かゝその業を相續しなければならぬと云ふ傳統的慣習があるので、母か叔母に巫業をするものがあれば、娘なり姪なりがその後繼者となつて巫となる者である。(京畿、廣州)
- 2、巫覡はその業を代々相續しなければならぬものと信ぜられて居るので、子女中の一人をその後繼者と定め、幼少より巫業を修習せしめるものである。(慶北、清道)
- 3、巫女の中には、巫女であつたその實母が死亡後、母に憑いて居た靈神がこんどはその娘たる彼女に遺傳した爲めに巫女となつたものもある。(京畿、楊平)

前例に示された如く世襲巫の大部分は「親族内の女系尊屬に巫業をなすものがあれば、その親族内の女系卑屬の誰かゝその業を相續しなければならぬ」とか、或は「巫覡はその業を代々相續し

なければならぬ』乃至『巫女に憑いて居た巫神がその巫女の死後、彼女の娘に遺傳するから巫女になる』などと云ふが如き、傳統的巫業相續信仰に依つて成るものであるが、中には次に掲ぐる諸例に見るが如く、巫業は賤民に限られた特種業態であつて、巫業をなす者はその身分を賤民の域から脱することが出来ない、と等しく、賤民以外のなすべき他の業態に轉することを許されなかつたので、詮方なく父祖の業を繼いで巫業者となつて居る者も決して少なくないのである。

4、巫覡の多くは賤民出であり、世襲的であつて、朝鮮古來の慣習上巫覡の子孫は當然巫業に従事しなければならなかつた關係上、自づからその家業を見習つて巫覡となつたものである。

(慶北、浦項)

5、巫覡は舊來彼の白丁と等しく特種階級に屬する賤民であつて、祈禱占卜の巫業を專業として他の業に轉することなく、親傳子受の方法に依り巫覡の子孫たるものは當然巫業に従事すべきものとされて居たので、幼時より見聞實習することに依つてその業を受け繼いだものである。因に當地の巫覡は殆んど悉くが賤民である。(慶北、安東)

6、巫覡は古來一般から賤められ、普通民常民との間は婚姻を爲すことなく、大部分は同階級者相互に通婚し、而して祖先傳來祈禱占卜を本業又は副業となし、幼時から父母兄弟又は親族等に就きて修業をする者である。稀には常民で大病に罹り、精神身體ともに衰弱の極、神の託宣

に依つて快復したる者が巫となることがあるが、この場合には家族知己にその旨を觸れ込み、暗に普通民の默許を得て本業に従事するのである。(慶南、咸陽)

7、巫覡は祖先傳來一般民衆から賤業として擯斥せられ常に壓迫せられて來たので、大部分他の業務を營むことが出来ず、従つてその子女は自然父母のなす所を見習ひ修得して巫業に従事するのである。(全南、長城)

そもそも朝鮮では、久しき以前から社會階級を、兩班、中人、常民、賤民の四等に分ち、その區別を嚴守して、結婚並びに職業を他階級に渡つて行ふことを嚴禁した。即ち結婚は同一階級の間にのみ行ふことを許し、職業も亦階級に依つて一定し、兩班は官に中人は吏に、常民は農に而して賤民はそれ以外の賤しむべき業態に依つて生活せしめられたのである。この賤民には僧侶、巫覡、白丁、俳優、娼妓等の七種があつて、これまたその種別に依り僧侶は讀經念佛、白丁は屠殺業、俳優は遊藝、娼妓は賣花等、各その生業を異にし、自己種族に許された專業以外には他の職業に依つて生計を營むことが出来なかつたのである。而して舞樂祈禱の巫業こそ賤民中の一種たる巫覡のみ許された業態であつたのである。

巫覡業者はかく久しき往昔から、殊に階級觀念の強き朝鮮に於て、世々その業を繼續して來たのであるから、今日階級制度が打破せられ、四民平等となつた場合に於ても、因襲の久しき結果、社

會の階級制約力が相當強固に作用して、彼等をして他業に轉ぜしむる事を容易ならしめず、且又たとひ社會が之を許容したにしても、傳統的な業務に従事する方が他業に轉ずるよりも容易である處から、巫業の世襲をつゞけるものである。

この世襲巫には、他の成巫過程に依つて巫業者となつた者に見られない、タンゴル制度と云ふものがある。その二三例を示せば

8、當地では靦が少なく巫女が絶對多數であり、就中賤民出のものが多く、皆祖先傳來の職業として繼承し來つたもので、その大部分はタンゴル制に依つて營業をなし、このタンゴル權を互に賣買するが如きことも行つて居る。(京畿、龍仁)

9、巫靦(當地では巫女巫夫と云ふ中、*단골* 早甘(タンゴルムーダン)と稱する者は、世襲巫であつて父母の祈禱業を繼承したものであるから、別段の修業と云ふものなく、家庭で見習つて巫と成つたものである。(京畿、平澤)

10、當地方での世襲巫多くは、タンゴルムーダンは、母から娘へと巫業を繼續するもので、祖先から傳承せる家傳の口傳を母から受ける事に依つて巫女となるので、あつて、他の巫に就いて修業するなどの事はない。(京畿、安城)

の如くであるが、このタンゴル制度の行はれてゐる範圍は、單に前掲例示の地方だけでなく、全鮮

に行き渡つて居るものであり、就中賤民出の巫靦多き南鮮に於て最もその多きを見るのである。

そもこのタンゴル制なるものは、巫と信徒との間に結ばられた一種の宗教的結合關係であつて、この制度に於ては、巫はタンゴル巫として信徒の要求する祈福禳災の需に應じ、信徒はタンゴル家として春秋二季に衣食の料をタンゴル巫に給與するものであつて、この巫と信徒との關係は信仰的に永久に結合せられるものである。已に前例中にも見たる如く、この制度が多く世襲巫に依つて支持されて居り、またこの制度の性質上この制度を圓滑に永續せしめんが爲には、巫も信徒も世襲に依つてその關係をつゞける方が最も好都合であらうから、この制度は世襲巫の存續の上に尠からざる影響を及ぼし來つたものと觀ねばならぬ。(このタンゴル制に就いては後章に於て詳説するであらう。)

さて之等の世襲巫は如何なる成巫の修業をなすか。之等の世襲巫は、已に世襲巫の家庭に生れ養育されたものであるから、自づから遺傳的に巫業者たるに適する素質を有し、加ふるに幼少以來常に父母の巫業行爲を見なれ聞なれして居るのであるから、學よりも習の強き結果、別段の修業なくしても充分巫業者として立ち得る能力を養成されるに相違ない。従つて事實上にも世襲巫の大部分は、家庭に於て見習ひ、父母から口傳教授せられる者が大部分であつて、それ以外の成巫的修業をなす者は極めて少ないのである。然しながら中には自分の家のみでなく、或は

山中に入りて修業するとか、或は優れた先輩に就いて學ぶとかに依つてその業を磨く者も皆無ではない。次例は之等の修業過程を示すものである。

11、巫覡は多く世襲であり、その修業は以前には断食をするとか、又は仙境に行ひ澄ますと云ふが如き方法で、巫覡としての心身鍛錬を行つたものであるが、現今ではかゝる修行をなすものなく、大部分は家庭に於て父母祖父母から傳授を受けるか、或は他の同業者に就いて誦經其他の事を習得するのが通例である。(全北、苴浦)

12、巫覡業者は全部賤民であり、世々その業を繼續するのであるから、修業は幼少の頃から自家に於て父母の爲すのを見習ふが普通であり、中には他の巫覡に就いて學問的修業をなす者もあるが、彼等は先祖代々傳統的に巫業を行ふものであるから、先天的に普通の人よりも藝能に上達する素質を帯びて居るものと見られて居る。(全南、康津)

13、數百年前から、巫輩は巫業を世襲的にする慣習があつたので、巫家には代々子孫に傳授すべき祈禱祓ひに關しての書籍を家寶として藏して居た。この書籍は概ね諺文で書いた極めて平易なものであるが、この秘書を本として父母が子女に談話體に又は歌唄體に教へるのである。而して占卜業は巫としては缺くべからざる修業ではなく、巫覡の中で、それを好んだ者が之を研究して占卜を兼業するものである。だから巫覡から見れば祈禱及び祓ひが本職であ

つて、占卜は副業に外ならない。(全南、谷城)

14、巫覡は世襲であるが、その修業は地方の面又は里に「主神房」「主巫堂」と稱する祈禱占卜業者を訪ね歩るき、その者の手下となつて暫らく見習をして修業するのである。(濟州島、濟州)

15、世襲巫の多くは、父母より巫業を相續するだけの教育を受けるか、又は他の巫覡の下男下女となつて舞樂、祈禱、豫言、吉凶判断等を習得するものである。(慶北、永川)

16、巫覡中で巫業を世襲する家には巫書があつて、この巫書に就て傳習するのが、普通であるが、之なきものはその地方に傳承されて居る種々の迷信を寄せ集めて、それを自分の祈禱法となすものであるが、現今ではこの後者に屬する者、又はかくして成つた巫に就いて修業した者が最も數多いのである。(濟州島、濟州)

以上の諸例に依つて窺はれるが如く、現在に於ける世襲巫の大多數は父母の家庭に於て巫業を習得するのであるが、以前には上例(11)の如く断食するとか或は山間に籠つて修行するとかの成巫過程即ち靈感巫の成巫過程と等しき試練の修業を積んで、神秘の力を獲得せんとしたものであつた。然るに彼等が世々その業を専らにして繼續するや、彼等の子孫には遺傳的法則(血統的乃至環境的に遵つて、別段の靈感成巫の過程を経なくても巫と成るべき資質を充分に賦與せられて居るものと見做された爲に上例(12)参照)次第に断食とか山籠とかの難行苦行は省略され

修行は資格付けの修行でなくて、單に巫術習得の學修のみに限られるに至つた。是に於てか世襲巫の家には、各々この巫術學修に便すべき巫書なるものが出現し、この巫書に就いて學ぶことが成巫の捷徑ともなつたのである。然しながらこの巫書は各家に秘藏するものであるから、自づからその内容に相違があり、殊に優秀な先巫に依つて編纂されたものがない場合には、上例(16)に於けるが如き、杜撰なものが粗造されることもあるから、眞實に巫道を修めんとする眞摯な者にとつては自家の巫書のみ就いて學ぶに飽足らず、こゝに優秀巫の下に巡禮し、又は奴婢としての奉仕を厭はず、巫道の研磨に精勵する事も行はれたのである。上例(11)(14)(15)はこの成巫過程を物語つて居る。

世襲巫家に藏する巫書は、多くは諺文假名に依つて書き記されたものであつて、學修には極めて容易であるが、この巫書は世襲巫にとつて次の如き功過二つながらを併せ與へたものである。即ち巫書は先巫の修得せるものを記録して傳へるものであるから、時々優秀なる者が出で、之を受續ぐ間には整理増訂に依つて著しき巫術の發達を促すことが出来る。従つてこの巫書に依つて學修する世襲巫は、靈感巫が各人各様の動機と啓示に依つて獲得した斷片的な巫術に比して體系整備せる巫術を、しかも勞少くして修得することが出来るであらう。かくて世襲巫はその巫道に通じ巫術に達する點に於ては他巫に對して斷然その優位を占める事が出来る。こ

れ實に正しく神の靈感に浴し得ざる者でありながら、しかも世襲巫の故を以て充分巫業に従事し得た所以であつて、これが巫書の與へた功である。

然しながら巫書は已に記録であつて、體驗そのものでないから、それが如何に増補訂正に依つて發展し得たとしても、それが發展すればする程體驗とはかけ離れたものとなり、巫道の學術的進歩を效しても、學術的なだけ巫道の眞髓には遠ざかるを免れがたい。殊にこの巫書が諺文に依つて筆寫される者であるから、體驗と離れたゞけに一層誤傳訛寫の危険を免れ得ないであらう。だからかゝる巫書に依つて學修した者は勿論、たとひ訛誤なき巫書整備せる巫書に就いて修得した者でも、已にこの巫書に依る修行が學術に偏した修行である事だけから考へても、眞に神に接し神の靈感に打たれた者に比して、神と交際する巫本來の性質からすれば、劣つた者であることは明白なことであらう。これ巫書が世襲巫をして容易に巫術に達せしむると同時に、次第に彼等をして眞巫の域を離れしめた、世襲巫への禍に他ならない。

第四節 生業巫の成巫過程

こゝに生業巫と稱するは、生活の爲めに巫業の従事者となつた者の事であつて、神の靈感を受けたが故に巫業に依つて生活する者や、巫業を世襲するが故に巫となつて暮しを立てる者を云

ふのではない。靈感巫や世襲巫は靈感、世襲を動機として巫を生業とする者であるが、之に反して生業巫は生活を維持せむが爲めに、即ち生業を動機として巫となつた者であつて、成巫と生業との關係前二者と全くその本末を異にして居るものである。

この生業巫は往昔に於ては如何なる趨勢にあつたか、容易に之を明にする事は出来ないのであるが現在に於ては朝鮮巫覡業者中に斷然その首位を占めると云ふ優勢を示して居るのである。如何にしてかく優勢の地位を占むるやうになつたであらうか。察するところは近代に於ける階級制度の打破と生活困難の現象との協作に依つてあらはれたものであらう。と云ふのは、之等の生業巫の大多數が常民、稀には兩班と云ふ、賤民よりも上位にあつた階級から出て居る者であると云ふ事實がそれを證明して居る。若しも階級制度が従前の如く嚴存し、階級觀念が一般民庶の間に強く存在して居るならば、如何に有利な業態と見えてもよもや自分を下賤の身分に下げてまで巫業に走らなかつたであらう。然るにこの階級意識と云ふ社會的制約の力が階級制度打破に依つて弱めらるれば、大した勞働なく且つ資本も要することなくして相當の生活費をかき得る巫業は、彼等の下賤に身を墮すと云ふ自尊心を左迄傷くることなしに歡迎され選擇されるであらうから。階級制度の打破あり従つて従來の專業をすて、他に轉業することが自由になれば、生計を安易の途に依つて求めんとする民情の動きは、従來の貧民を驅つて

巫覡業へと走らせ、遂に同業者中の第一位を占むるに至つたものであらう。然らば之等生業巫の成巫過程如何。之等の巫は已に世襲に由らず、靈感に依らず、全く生活の方便として巫道に入門せむとする者であるから、従つてその成巫過程も亦自づから世襲巫、靈感巫のそれと異なるものがなければならぬ。以下その代表的なものを例示して之を観察するであらう。

1、巫女は古來白丁と同列に賤視せられ、常民社會とは一切交際出來ない爲めに、世々その業を繼續した者が大部分であつたが、最近に至つては普通常民中から、之に依つて生活の資を得んが爲めに巫女となる者が増加して來た。(京城・東大門)

2、平南平原地方の巫覡は、多く常民の生活に困難する者が巫となつて生計を立てやうと云ふので、先輩の巫覡に付いて數年間見習助手として修業した者である。

3、巫覡となる者は多くは家計貧困に起因する者であつて、普通約七八年間先輩につき經文呪文の讀誦符呪の記載方等を修習したる後獨立して營業するに至るのである。(江原、華川)

之等の成巫例は生業成巫一般の代表的なものであるが、その何れも生活の資を得んが爲になつたもので、先輩の巫覡に師事し、數年の間助手見習として修業したる後獨立巫とし巫業に従事するのである。例(1)に古來賤視したものであるに拘らず、嘗て上層に位した者が斯業に入り、且つかゝる傾向が近來著しく増加して來たと云ふが如きは、よく生業巫成巫の趨勢を雄辯に物語

つて居る。

生活の資を得るが爲めに巫業の選擇が許されるれば、生來不具病弱にして從來の家業に従事することの出来ない者の斯業に赴くことも亦自然の行き方であらう。次例は之を示したものである。

4、咸北、穩城地方の巫覡は皆常民で、卜術と通稱して居るが、その大部分は不具とか病弱とかで家業に就くことが出来ない處、巫覡になれば相當の収入があり、且つ一般から尊敬を受け信頼せられるので、之を榮譽と思ひ、先輩に就いて誦經その他を習つたものである。

5、盲覡常民某(58)は少年の頃眼疾の爲め失明し、家業に従ふことが出来ないので十五歳の時吉州郡、長白面、英湖洞の占卜者(盲人)に就き十餘年間修業して傳授された。(咸北、吉州)

6、盲覡常民某(50)は幼時不幸にして失明したので、將來他の職業に就くことが出来ず、占卜を爲して生計の途を立てやうと志し、吉州郡、長白面、普賢寺に至り約十餘年間修業した。

7、盲覡常民某(50)は幼時盲となりたる爲め生活費を得むとする目的で、十五歳の時から五年間平安北道、泰川郡、陽化寺に於て占卜法及び經文を習得した。(咸北、新阿山)

前例(4)に於て見るが如く、生業成巫の動機には單に不具病弱だけでなく、處に依つては巫業者が相等の収入があり、且つ一般から尊敬を受け信頼されるので之を榮譽と心得てなるものもある。

る。(5)以下の例は、悉く不具即ち盲者なるが故に普通の生業をなし得ない處から巫業に従つた者のみであるが、朝鮮には昔から、盲者は必ず占卜業、祈禱業をなすべきものであると云ふ慣習があつて、これは身分の如何を問はなかつたものである。蓋し盲者はその眼の見えざるところから精神統一が可能であり、且つ普通可視者の如く外界の物象を見得ざる代りに、その心眼を以てよく普通人に見えざる事物を識ることが出来ると信ぜられて居たので、普通人に識り得ない吉凶禍福の運命及び普通人の眼に見えない神明鬼神の存在動靜を感知することが出来るとされ、殊に巫覡が過去のみを明にするに反し、盲卜はよく將來の運命を判じ得るとされ、かくて占卜及び祈禱を事とする巫覡業に従つたものである。従つて之等の盲人占卜業者はその身分の上からも、又その動機の上からも一般巫覡殊に世に賤視せられた世襲巫と同一線に立つものでなく、之等の巫覡業者とは全く別異なものとして自他ともに許して居たのである。然しながらその身分の相異、動機の相異はあつても、その業態に於ては他の巫業者と等しく、神靈を介して人生の除災招福をなすものであるから、殊に常民兩班中からも巫業者の輩出する今日に於ては、之を巫覡として取扱つても決して失當ではないと信ずる。

この生業巫に於て他の成巫と著しき相違點の見出されるのは、次の例にも示すが如く、他の成巫が多くは女性であるのに反して、この生業巫には男性即ち覡の多き事である。即ち

8、江原道旌善地方では、巫女よりも覡の方が多し。これはこの地方が奥まつた山間僻地であつて、醫療機關に缺乏して居り、巫禱業者が病氣に對する治療機關と認められて居るが爲めに、祈禱占卜ともに先輩者につき深く修業した者が重んぜられるからである。

9、當地方では巫女よりも覡男の方が絶對多數を占めて居る(即ち覡三二名に對し巫は二名に過ぎない)。讀經者誦經者又は卜術者と通稱されて居るが、その動機と修業は、主として生活資料を得る爲め占卜類の書籍を講讀し、後ち六七年間山中に於て研究修業するか、又は先輩の卜術家に就きその門徒となつて八九年間修業するのである。(咸北、明川)

等の如く、地方に依つてはこの覡の方が絶對多數を占めて居るのであるが、これはどうした理由からであらうか、他なし之等は生業成巫であるから、民衆の信頼を勝ち得んが爲めには靈感又は普通の巫術よりも、靈感巫及び世襲巫のよくなし得ざる方面の法術學問に通じて以て之と對抗しなければならぬ。而してかゝる目的を果し得るには自づから女性よりも男性が適任者の地位に立つ。或は易學を研究し、或は經文を習ひ、或は醫書にもその一瞥を投げんとすれば少くも漢文字を解し之を讀むだけの素養をつけなければならぬ。然るにかゝる讀書研鑽は從來朝鮮女性の全くよくし得なかつた處である。生業巫に男巫即ち覡の多き、この理に由るのである。

以上は生業巫成巫の常態であるが、この常態から進んで、次の如き變態に傾いたものもないではない。

10、農民中貧困の爲め何か副業を得たいものと物色中、たま／＼巫業が勞働をしないで相當の收入があるところから、巫になることを決心し、先輩に就いて暫らく修業した者も少くない。

(忠南、青陽)

11、巫覡には常民出が最も多いが、その成巫の動機は、生活困難の擧句他の巫覡につき教授を受けるか又は自己の身體に神明が附著したと僞稱し、甘言利説を弄して愚民を欺く手段に出づる者も少くなく、之等は先輩に就て修業する等のことなく全く神示に事寄せて居るのである。

(忠北、鎮川)

即ち生業巫の中には、もと／＼靈感を受けてなど云ふ觀念からでなく、何かうまい儲け口もかなと物色中、巫業が勞働することなくして相當の收入を得るものなるに著眼し、かくて巫となると云ふ者もあるのである。これは露骨な功利的成巫と目し得やう、かゝる功利的な觀念が成巫の動機となるに至れば上例(11)にあるが如く「自己の身體に神明が附著したと僞稱し、甘言利説を弄して愚民を欺く手段に出づる者も少くない」のは當然な傾向であらう。事實かうした成巫に依る巫覡も、巫業者殊に生業巫の中には決して尠くないと云はれて居る。

第五節 其他の成巫過程

前節までに列挙した成巫が朝鮮巫業者の大部分を占むるものである。然し之等の外にも尙ほ若干以上の成巫以外各種の動機から巫となつた者がないでもない。本節に於てはそれ等を一括して述べる事とする。

いま之等の成巫を類別すれば、除災招福の目的からのもの、模倣に依つて成るもの、放逸にして労働を嫌ふ處から成る者、其他等に攝することが出来る。先づ除災招福の目的から巫に成つた者から始めよう。この一種に次の如き厄運回避に因するものがある。

1、咸鏡南道、北青郡、新昌面、李双可梅女、二十五歳は男四人、女四人の八人兄弟の三女であり、男四人は皆夭折し、母も亦彼女の八歳の時三十六歳の若さで死亡した。かく不幸がつゞく上、彼女も亦時々大病に冒されるので、之を占つて見ると巫女となつて賤しい商賣をしなければ十五歳で死ぬ運命であると云ふ事である。そこで遂に自分の不運と一家の不幸とを救ふ爲めに、十四歳の時に五十歳位の巫女を先生として見習修業をなし、一年位で一時中止したが、中止しては心身が健でなくなるので、また繼續して前後三年位も修業し、十七歳の時に三十三歳の夫を持つたが三年目に離婚し、後再び現在の夫と一緒になつたのである。未だ嘗て一人の子供も有たな。

も有たな。

彼女は自分が主となつて祈禱をすると云ふことはなく、大祈禱のある場合招かれてその席に臨み、太鼓を叩くか舞をまふ従巫としての役をつとめるのが例である。因に彼女は年は若くスラリと高い容姿であり、顔も相當美しい方であるから舞伎の役には適任であらう。咸鏡南道では一般に年若くして舞をなす巫女を(豆列口)ホセミと云つて居るが、この豆列口は(豆列口)呼即ち偶人から來た地方語ではなからうか、この李女も亦豆列口と呼ばれて居る者の一人である。(昭和六年三月)

2、咸鏡南道、北青郡、北青面、内里、金吉善女、四十六歳が巫女になつた動機はかうである。彼女の出生するまでに五人の兄と一人の姉とが生れて居たが皆幼死して仕舞つた。幾人もの愛兒をなくした父母は彼女の出生するや彼女の運命を或る占者に見て貰つた。占に依れば普通に育てたのでは十三歳を超すことの出来ない命であるが、もし之を巫女として祈禱に従事せしむれば只々この兒の厄運を免れるだけでなく、そのあとに出来る子供も皆健全に生育するであらうと。そこで父母は彼女の十二歳の時に一人の巫女を師として修業させた。師巫は北青の人、今年生きて居れば六十二歳だが四五年前に死んだ。この師に就くこと滿二箇年、毎日夕食を濟ませてから師のもとに通ひ、夜間巫術の教授を受け、夜はそこに泊り朝に自家に歸

つて晝間は家事に従事した。呪文や經文などは悉く暗誦し、師巫が依頼されて祈禱する時には常に隨從してその方法を見習ひ、十四歳から一人前の巫女として立つたのである。因に彼女の後に三人の男兒が産れたがそれ等は皆健在して居る。(昭和六年三月)

3、觀常民某(64)は今から約四十年前、卜術先生と稱する崔濟權と云ふ者に自己の運勢を判断して貰つた處、將來觀となつて祈禱占卜業に従事しなければ惡運が身に付き、妻女は二年を経たぬ内に死亡の厄に遭ふべしと告げられたので、この惡運轉改の爲め該先生の宅で四年間修業したものである。(咸北、茂山)

之等は何れも家族又は自己に災厄惡運がある處から、之を占つて貰ふと巫觀となればその厄運を轉回することが出来るが、然らざれば不幸の頻發を免れないであらうと云ふところから巫道に入り、先輩巫(多くは占つて貰つた巫觀に就いて修業し巫術を習得して巫となつた者である。こゝに少く注意すべき事は、巫になれば惡運が除かれると云ふ信仰は、偶然占卜の面にあらはれた處から起つたものでなく、古來朝鮮の民間信仰中に、この惡運轉換信仰の萌芽が存在するので、占にあらはれた「巫になれば不幸を免る」と云ふことは、この萌芽から生長したものと察せられる事である。即ち朝鮮には、昔から「世捨人となれば災厄を免れる」とか「下賤の者を假親とすれば弱い子も育つ」とか或は「犬糞、路傍の石等汚ない名を赤子につければ無病息災で生長する」など

云ふ信仰があり、厄運ふりかゝる期間寺に入りて之を免れるとか、巫觀の奴婢となり、巫觀に己の親となつて貰つて惡運を除かんとする者も少くなく、汚名を命じて小兒の免厄を謀ることに至つてはあまりに一般的に盛行はれ、それが普通の事であると信じられて居る程普及せる慣習となつて居るのである。之等の信仰は本來、寺僧、巫觀、犬糞、小石等に、災厄の根元たる惡魔鬼神の及ぼす魔力を無効に歸せしむる呪力があるものと信ぜられたが爲に、この呪力に依頼して災厄を免れんとした呪力禁厭信仰から出發したものであらうが、現在ではその本義が忘れられ、一般に賤しき者に身を墮せば災厄を免れることが出来ると思はれ、巫觀が身分賤しき者なるが故、災厄の運命にあるものもこの下賤な身分に下れば、一生その災厄を免れることが出来ると思ふことになつて居るのである。

次は除災の目的が病氣で入巫したものである。これも「巫となれば病氣を爲さず一家の幸福を來すと云ふので巫になつた」(新興)と云ふが如く、又次例(6)に於けるが如く呪力禁厭の信仰から出發したものと考へられぬでもない。然しその直接の目的が病氣を免れむとするものであるから、除病から入巫した者として擧げることゝした。その例次の如し。

4、咸北延社地方の巫觀は悉く常民で通稱「卜術」「神長」又は「神客」など、云つて居るが、之等の者の成巫過程は大部分病氣にかゝり、醫療に依つても全治しないので神に祈るより外に途なしと

信じ國師堂等に日參して修業し、傍ら祈禱、占卜、書籍に因つて勉強したものである。

5、巫覡に成つた者の中には、不幸に遭遇して居る者が巫覡の勧誘に依り、その言に従つて不幸を免れたので、深く之を信じて自ら巫覡となる者もある。例へば、一夜睡眠中悪夢に襲はれ、それからと云ふもの常に頭痛並に全身に痛みを覺えて苦悶して居る者が、巫覡に「巫覡となつて神に仕侍すれば全治する」と教へられ、その通りすると全快したとか、或は生來身體虛弱に加へて家計は益々衰頹するので、之を巫覡に質すと、それは山神に祈願すればよい」と云ふので、日夜附近の幽谷に籠り熱誠をこめて祈願したところ、果してその効あらはれ、身體強壯となつたので遂に巫覡となつた、などがそれである。(平北昌城)

6、大正四年、平安南道、龍岡郡、大代面、吳鳳文は、幼時から病名不詳の奇病に罹り、醫者よ薬よと百方手を盡したが、一つも効を奏さないので、朝鮮古來からの迷信に依り、七星神に仕ふる巫女である處の鎮南浦、芝山洞、李洪元を義母とし、自分はその巫女の下、僕となつて十數年來忠勤を勵んで居たが、宿病は抄々しく快癒しないばかりか、近來益々重症に陥つて來た處から、絶望の果て、精神に異狀を呈し、この巫女は自分の病氣を治すものでなくて却つて重態に陥らしめるから敵であると信じて、十二月遂に小刀を以て李洪元を刺殺してしまつた。(大正五年一月十五日、京日) 次は、除災の目的が、嫌忌する夫から離婚せむとするにありと云ふ、可なりエロチックなもので

ある。例へば次例

7、平南中和地方の巫となる者の動機に就て見るに、その多くは家業を厭ふか生活困難の爲め巫業者の助手をして居る内に成る者等であるが、中には自分の夫が賤しむべき行爲をなしたので、之と同棲するを嫌ひ、離婚の目的で本業者となつた者もあり、大部分經歷ある先輩巫女に就き五箇月乃至一年間位修業するものである。

の如きがそれであつて、これは巫女となつて下賤の階級に身を墮せば、夫家の體面上その家の妻として置く譯に行かぬから夫の方から離婚を餘儀なくしなければならぬことになり、朝鮮では古來女性の方から離婚を請求することが、最も不貞の譏りを免れないのであるが、巫女に身を墮することは、この譏りを受けずして嫌やな夫の家から離婚が出來ると云ふ苦肉の策に出たものに他ならぬ。

以は概して除災の爲の成巫であつたが、招福を目的として巫道に入る者も少なくないのである。この成巫には「巫になれば一家の幸福を來す」「新興」「巫になれば長壽を保つことが出来る」(高原、永興等の一般的並に個人的幸福を招來せむが爲のものもないではないが、朝鮮の民間信仰中、その招福信仰の代表たり、最も力強く民心を支配して居る「祈子」「得子」の目的から成るものが、その大多數を占めて居るのである。次例を見よ)

8、巫女の中には神から子供を授かると信じて成つた者も少くない(咸南、北青)。巫覡となれば子孫繁昌従つて家運隆盛なるべしと信じて巫となつた。(咸北、好仁、下碓)

9、子なき爲めに巫女となつた者もある。(忠南、公州)

10、上掲例(1)

11、上掲例(2)

12、巫女常民某(41)は嫁して久しきに及ぶも子が出来ないので離婚せられるかさもなければ夫が妾を入れると云ふ事になつた。是に於て精神的に非常な打撃を受けた彼女は遂に佛の愛にすがらんと發心し、佛は未來のみならず現世に於ても不幸の者に同情し愛を垂れられる。我等の苦しみはこの佛の愛を知らない處から起るのであるから、之等の不幸を除くには先づ自ら修業して佛の愛に縋るに若くはないと嘗て幼少の頃から信仰して居た慶源面、月明寺に入門得度して修業した。因にこの巫女は子授けの祈禱が専門である。(咸北、慶源)

以上の如く巫になる者の中に子なき女が子を設けんが爲めの者も少くないが、これは神のいりくらとなる神聖な巫女となれば神の宿るところとなり、神の夫人ともなるのであるから、従つて子女を出生することが出来ると云ふ信仰からであらう。元來朝鮮には新羅時代から現人でない處のもの、即ち鬼神に御せられる事に依つて妊娠し、子を産むと云ふ信仰が存在し、あらた

かな鬼神には、婦人殊に處女を性的に奉仕せしむることに依つてその神慮を慰めることが出来ると云ふ信仰があつた。いま之等の信仰を物語る二三の傳説を拾へば次の如くである。

(a) 壇君出生傳説

天神桓雄が父神桓國の命を受けて人生を益すべく太伯山(寧邊頂)に降つた時、同穴に仲よく棲んで居た熊と虎とが桓雄の所にやつて来てどうぞ人間にして下さいと願つた。うるさく願ひに来るので桓雄は、艾、炷、蒜三者を與へ之を食べて百日の間日光を見なければ人になることが出来るからやつて見よと云はれた。艾、一つかみ炷、蒜二十個で百日の間穴居することは容易なことではない。だから肉食でなければ腹の承知しない虎が先づ參つてしまつて人間になることをあきらめた。しかし熊は草食でもがまん出来るので、がまんしながら二十一日の間だけ穴の外へ出ずに辛抱した處果して人間の女となることが出来た。女にはなつたが誰も夫となる者がいない熊は、またまた桓雄の天下つた壇樹の下に毎夜々々出かけて、どうぞ女の私に妊娠させて下さいと祈りを捧げた。そこで桓雄は普通の人に假裝して熊女に幸してやつた。かくて熊女は妊娠して子を生んだ。これが壇君王儉である。(三國遺事紀異卷第一)

(b) 眞智靈御傳説

新羅第二十五代眞智大王は生前有夫の一美女を意に従はせやうとしたが、仲々貞烈な女で夫

がなければ御意に従ふが、夫ある内は死んでもいやですと云ふ事をきかないので、王はそのまゝ放たれた事があつた。この女は姿容の艶美なところから桃花娘と評判された位の美人であつた。然るに王の死後三年目に、この女の夫も死んで百箇日目の晩の事、先年なくなつた管の王が普通の姿で女の居間にあらはれ、夫がなければ意に従ふと云つた前言の履行を迫つた。彼女は一應父母に相談し、父母のすゝめに従つて七日の間御意のまゝとなつた。七日すぎると王はその姿を消したが、桃花のおなかはそれからふくらみ出し、月満ちて立派な男の子を産んだ。これが眞平王に愛され十五歳にして既に執事となり、よく鬼神を使役し、衆鬼を恐怖せしめ、辟鬼除の符とまでなつた鼻判郎君である。(三國遺事紀異卷第一)

(c) 美女奉仕傳説

遼東城に朱蒙(高句麗の始祖)祠あり、祠に鎖甲鉞矛あり、前の燕の世天の降すところのもの云ふ。貞觀中、城圍れて急なり、美女を飾つて神に婦めかけはす、巫言く朱蒙悦ぶ、城必ず完しと。「新唐書」

(海東釋史卷一八禮志一・祭禮)

(d) 崔瑩祠に處女奉仕

高麗末の勇將崔瑩は、その死後もその神最も靈あり能く禍福殃慶を作し、慢に不敬な者があれば立處に取殺されるので、郷人は悉く驚怖して開城の徳物山其他の處に祠堂を建て、悉く之

を祀つた。(眉史記實、燃藝室記述別集卷之一下)この徳物山祠は開城の東一里餘の積山上にあるもので、祠の中に塑像があり、祠の傍に寢室の設備がある。この寢室は土地の人々が崔瑩の神慮を慰めんが爲めに處女を奉仕して神に侍べらせる處であつて、この處女は年をとるか又は病氣した時は更に少年の乙女と替へるのであり、侍女の言に依れば毎夜神靈が降つて交婚するとの事である。この處女奉仕は高麗末葉から三百年も變らなかつた。(八城誌)

以上の傳説に於て窺はれるが如く、神はよく婦人の性供を嘉納し、その願をかなへて下さるものであると云ふ信仰があれば、女が神に祈れば、殊に神のりくらとなり、神を慰むる巫女となれば子女を授けられると信ずるに至るのは當然なことであらう。

處がこの信仰が少しく墮落すれば、その昔全羅南道羅州錦城山に於て行はれた如き、聖交の名の下に性的亂行に陥らざるを得ないであらう。殊に前掲壇君傳説や眞智傳説の如く、神が示現を垂れる時には、必ず人間に假装し現人としてであること云ふ事が承認せらるれば、男の祈禱者やがて福と寶を授ける處の神の身代り、神の代身、遂に神そのものとして歓迎せられるに相違ない。次の錦城山祠祭祀時の状景はよくこの間の消息を物語るものである。

(e) 錦城山祠祭祀

全南羅州錦城山にはこの山神を祀つた錦城山祠がある。この神は高麗忠烈王の四年に巫に

降つて、珍島耽羅征伐の時自分は大きいと與つて力があつた。然るに將士は皆行賞を受けて居るのに自分のみ録さないのではけしからん、須らく我を定寧公として封すべきであると託宣した。そこで朝庭では羅州の邑祿米を年五石づゝ祠に寄せ、毎歲春秋二回に祝幣使を差遣して之を祭つた。この遺幣は李朝も踏襲した。國祭の外に地方民も、この神はとても靈たかであり、祭らなければ災を受けると云ふので春秋二回お祭りをしたが、この祭禮の時は羅州の人だけでなく、全羅一道の者參詣せざる者なく、山上山下は押すな押すなの大騒ぎ、男女打ち交つて野宿すると云ふ有様ではあり、ことにこの山神は毎夜娼妓四人を輪直せしむると云ふ絶倫な神様であるから、この神にあやかると、性的信仰から、一山悉く神聖な野合場と化する盛り方であつた。然しこの祭りは風俗を紊亂するの故を以て成宗の十年遂に禁ぜられてしまつた。(東國輿地勝覽三十五卷)

猶ほこの性供、聖交に就いては次に述ぶる放逸成巫を参照すべし。

次には巫覡に祈禱して貰つて居る内に、之をまねるやうになるとか、巫覡の祈禱時に手傳として働いて居る内に知らず知らずまねて來るとか、或は時々巫禱のある場所に見物に行つて居る内、自分も巫のやうな振舞をなすに至つたとか、鬼に角巫覡に接近する處から之に感化され、之に模倣して巫と成る者もあるのである。即ち

13、巫覡となつた者の中には自己又は配偶者の尊屬親中に巫覡を業とする者があり、その者が祈禱をする場合、この者に頼まれて手傳をして居る内に、不知不識の間に自己も亦之を見習つて業となすに至る者もある。(京畿、漣川)

14、巫女の多くは常民で、年少の頃諸處で行はれる巫覡祈禱を見物して居る内、自然好奇心を起し、自分もこれを見習ひ、長するに及び先輩につき數年間修業し、その後獨立に巫業を營む者である。(忠南、唐津)

15、當地方では病者あれば必ず巫女を頼んで祈禱するのが例であるが、精神病患者の時などは殊更念入りに巫女に祈禱をして貰ふ。處が突然に精神異狀を來した者の中には、自分に對して祈禱する巫女に眞似て、巫女と同様な動作を始めることがあるが、この時にはこれはこの者が巫となる前兆であると云ふので、發作が納まつてから、遂に祈禱して呉れた巫に隨伴して祈禱の見習をなし、後獨立して一人前の巫女となる者がある。(黃海、谷山)

16、病氣に罹り巫覡の祈禱を受くる内、その感化に依つて巫となるものが多い。(咸南、安邊)

17、親常民某は幼時、本籍地たる江原道の漢文書堂に通學した頃、書堂の教師に勸誘されて遂に祈禱占卜業者となつたのである。(咸北、鍾城)

次には勞働を嫌忌し、安易な方法に依つて生活せむとする者とか、又は性來輕佻浮薄普通の職

業よりも美衣をつけ美食を得て、相當の暮しの出来る巫業に入らむと志した者とから成つた巫も少くない。先づ之が例を擧げるであらう。

18、巫女は多く賤民にして巫業を世襲する者か、又は病氣等を機縁として成るのであるが、現は常民兩班に多く、その現となるのは多少漢文の素養を有する者が勞働に従事する事を嫌忌して、經文の讀誦又は卜術の研究を他の先輩に就くか又は自修して現となるのが普通である。因に當地の巫覡数は、巫女四八名全部賤民、覡一〇五名、内九四名が常民、一五名が兩班である。

(忠南、扶餘)

19、巫女となる者の中には、性來輕佻浮薄の婦女が農村生活を嫌忌し、諸方を徘徊巡遊して多言を弄して居ると、一般から巫女のやうだと云はれ、自分も遂にその氣になつて巫業に従ふものもある。(全北、全州)

20、巫女となる者の中には、農業其他肉體勞働を厭ひ、何とかして安樂な生活をしたうもの云ふ心持から常に不良の巫覡等と交際して居る内に、自然不品行に陥り遂に淫賣行爲を續行しながら、先輩の巫覡に就て巫業を見習ひ、やがて本式の巫女となるものもある。(平南、江西)

上例(20)の如きは放逸成巫の代表的なものであつて、已に成巫の動機が神靈の啓示に依つて病氣を治すとか、或は神に選ばれて巫になるとかでなく、全く勞せずして美衣美食に飽きんとする

浮薄な志に出發したものであるから、その修業は精進苦行でなしに性供を以て之に代へ、遂には呪法的巫術よりも醜行に依つて衣食の美を求めんとする、賣淫巫と成つてしまふのである。而して北鮮地方に於て、年若くおしやれの女を「若き巫女」の如しと評し、この言葉は又同時に酒賣女、酌婦を呼ぶ別稱となつて居る事、及び南鮮地方に於て、藝娼妓中巫女出身者の多きを發見する事は、この放逸成巫から賣淫巫となつた者が、古來朝鮮の性的職業界に少なからず隠見して居た事實を證するものであらう。

猶ほ巫覡の中には「神から秘術を傳授されたと稱して巫覡と成つた者がある」(長津の如く、神明其他の異物から秘法秘術を傳承したと稱する者もある)のであるが、これは古き時代から傳説として傳へられた秘法神授説を信じてか又は之を利用してのものであらう。朝鮮に行はるゝこの秘法神授の傳説は極めて數多いのであるが、他の秘法傳授説は之を措き、巫術傳授に關するものゝ内、その一二を顧みれば次の如くである。

(f)、百濟の末期、義慈王の王女に桂山と云ふ美人があつた、この王女は幼少の時から劍法を好んでその奥義に通じ、殊に南海の女道士から神術を習得して仙術にも通じ、その上に自勇兵器と云ふ武器を發明し、自ら天下無敵と稱して居た。その武器は鐵で造つた弓と刀で、それには神將の名號が刻してあり、之を使ふには空に向つて呪文を唱へると、忽ち多くの兵隊があらはれ

て來ると云ふ神秘的なものであつた。新羅が唐の蘇定方と軍を合して百濟に攻めて來た時彼女は一羽の鵲となつて新羅の陣中に偵察に出かけた。ところがこれも神術に通じた新羅の名將金庾信に見あらされ彼の神劍を握せられたので、その術が破れて地に墮ちた。彼女は庾信に放たれて歸國するや、父王に新羅と和睦するやうすゝめたが容れられない爲め自作の自勇兵器を毀り扶蘇山に隠れてしまつた。

(g) 高麗の法術家であつた李靈幹は嘗て少年の機山寺に遊學して居た。丁度その時寺僧が酒を醸つて居たが熟きた頃になると誰れか盗んで飲んでしまふ。寺僧はつきり靈幹の仕業であらうと非難した。靈幹はとんだ濡衣を被せられたので、酒泥棒の正體をつきとめて自分のあかりを立てやうと竊かに窺つて居ると、或夜酒をすゝる音が聞える。早速現場にとび込みその泥棒をとつて押へると、それは一匹の古狸であつた。靈幹は此奴の爲めに自分が濡衣をきせられたのだと憤激の餘り一打に殺さうとすると、その古狸が猝に人語をなし、命だけはお助け下さい、その代り奇術の秘書を差上げますからとの事、そこで之を許すと一人の青衣童子が一部の書を靈幹に投げて與へた。靈幹はその狸を逃してやり、その書を藏し、之を研究して遂に秘術に通ずることが出來たと云ふことである。(東國輿地勝覽大東野乘)

第六節 成巫の機關

以上に述べたるが如く、現在に於けを巫覡の大部分はその巫業を修むるに、家庭に於て父母に就き習得するとか、或は神靈に依つて山野に修業するとか、乃至先輩に就て或る期間見習をなすとか、多くは個人的の修業をなして居るのであるが處に依つては所定の課程を踏み、之に合格することに依つて巫と成ると云ふ、成巫の修業機關があつて、巫覡の養成に任じて居るものもあるのである。この成巫機關はその名稱を或は「神廳」と稱し、「下廳」「學習堂」或は「崇信組合」と呼ばれて居る。次に之等の如何なるものであるかを略述するであらう。

先づ「神廳」から述べよう。

1、全羅南道、光州地方では、今はないけれども、邑内に一箇所づつ「神廳」と稱する巫神事研究所があつて、巫覡になる者は此處に於て二三年間巫神事を修業して始めて一人前の巫覡となつたものである。この神廳はまた巫覡の集會所でもあつて、祭祀、相談事、研究等をなす場合に使用されたものであつた。(昭和五年光州にて)

2、全羅南道、羅州にはこの「神廳」が現存して居る。現存のものは近頃、元の神廳前が道路となつて人馬が往來するので神聖を汚す虞れがあると云ふ關係から、此處に移轉して新築したもの

であつて、間口三間奥行二間の亞丹葺平家のさゝやかな造りで中央奥の間に廟があり、廟の中に「先生案」と稱する古來からの巫覡の先輩人名録を安置して居る。(この廟は年二回仲間の者が悉く參集して祭典を擧げる時でなければ絶対に開けぬことになつて居るのである。此處ではこの神廳を先輩巫の先生案の奉安所、即ち先輩巫覡の靈神が鎮まります處として極めて神聖な殿堂となし、春秋二季この神廳を中心として兄弟仲間となつて居る附近の巫覡が參集して共同祭を行ふ時、又は新たに巫覡となる者の入門祭を行ふ時以外には使用しない事となつて居る。(因にこの神廳の維持費は、この神廳に屬する巫は誰でも一人前年二十二錢を春秋二季の祭費として納付する事になつて居るが、この祭費の殘餘を以て之に充てて居る。處が今ではこの祭費の殘餘積立が相當な額に達して居るので、祭典費はこの積立金の利子を以てしても猶餘りある位である。だから他所では時運のすゝむにつれて神廳は皆廢絶してしまつたが、此處ではその厄を免れ今度の移轉なども他に寄附金など一文も集めず全部この積立金から支辨したのである)。

さてこの神廳使途の第二である處の入門祭はどういふ風にして行はれるか。この入門祭は新巫が舊巫の仲間入をする式典であつて、之を「奉神祭」と呼んで居る。而してこの「奉神祭」には次の如き三つの場合がある。即ち、在來この仲間であつた者の子女が新たに一人前の巫覡として

仲間入する場合(一)、他地方に在住する巫覡の家から仲間の家に嫁して來た者を仲間として認める場合(二)、及び父母が巫覡業者でないにも拘らず、新に巫覡となつて仲間入する場合(三)の三つである。

一、世襲巫の子女が一人前の巫覡として入門する場合。新入門者は生家に於て久しくその父母の薫陶を受け、巫業一般に通じたる成年成婚期たる事を必要條件とし、この條件を具へた者の父母が仲間に自己の子女の爲めに「奉神祭」の擧行を乞ふて始めて入門祭が行はれるのである。かく入門の願出あるや、仲間中最年長の巫兄巫と云ふ或は仲間より推戴された監督長が入門者ありて奉神祭を擧行すべき旨を各仲間に通知して全部の參集を求め、日を期して新入門の本人及び仲間悉く神廳に集り、兄巫又は監督長が主祭者となつて參集者揃つて祈禱をなし、祖神並に諸先輩の靈に仲間の一人が新に殖えた事を奉告し、祀り終つて酒宴を開きこの宴席で新入門者を仲間の者に披露するのである。この時の祭費、宴會費が新入門者の負擔すべきものであることは勿論である。この祭典を経て初めて新入門者は一人前の巫覡として巫業に従ふことが出来るのである。

二、婚嫁に依る入門の場合。巫覡業者の結婚は、巫覡業者以外の者とは通婚しない慣はしであるから、嫁し來つた新婦が巫家の産で既に巫業を習得して居る事は勿論である。だからこの

新婦は第一に於ける世襲巫の入門式に於けると、その資格條件に於て同一である。そこで父母又は夫からの入門申請があれば直ちに奉神祭を行つて仲間の一人として認めるのであつて、その儀式費用等は前者と變りがない。

三、新入巫の場合。この場合は前二者と異り、巫覡業者たる父母の下に生育したものでないから、前二者には課さなかつた巫術の試験をした上で、この試験に合格したものを奉神祭に依つて仲間入させるのである。即ち都合に依つて仲間を離れた者の子孫が、再び入巫して仲間入せむことを乞ひ出た時には、男子ならば太鼓を打つことと歌をうたふことの伎術試験をなし、女子ならば祈禱用經文の讀誦及び祈禱舞踏の試験をなし、これに合格した時奉神祭を舉行する。次に新しく巫業に入らむとする者が仲間入を乞ふ時には、その者の祖先が同類(巫業者)であつたか否かを調査し、その者の父母が同類でなくても祖先が同類である場合には、試験を行ふことは勿論、奉神祭に於て「この者は中間暫らく神業を忘れて居たが、今神様の導引に依つて、自分も同じ仲間の者であることを思ひ出し、此處に誠心からさんげして復歸を願つて居るか、もともと通り吾等の仲間に入れて貰ひたい」と云ふ祈りを捧げて後仲間に加へるのである。然しながら元來同類でなく、病氣とか不具とかの爲めに發心して入巫し仲間入をせむと願出づる者に對しては、その者が餘程の熱心家であり且つ志操堅固のものでなければ容易に仲間

入を認許しないのである。(昭和五年羅州監督長朴判石に就て調査)

3、全南長興にも神廳が現存して居るが、これも附近巫覡の集合所兼共同祭場であり、現在の建物は寄附行爲に成つたもので、祝十一名がその發起人となり地方の有志二百餘名から寄附金を募集して造つたものである。(昭和五年)

次に「下廳」であるが、それは次例の如くである。

4、盲者の巫覡となるものは、他に適當の生業がないので、巫業に従事することとなるのであるが、多くは先輩の師に就いて數年間の修業をなし、經文を習ひ占卜の方法を受けるものである。この盲巫の修業機關は、十數年前までは主要地に「下廳(盲人書堂)」と云ふものがあつて、經文の傳授や十干、十二支、陰陽、五行等、占卜に關するものの教授をしたものであるが、現在は廢されて居る。(慶南、馬山)

次は「學習堂」に就て、

5、巫覡には、生活困難の爲めに常民からなるものもあるが、大部分は巫業を世襲とする賤民出が多い。その修業、現時は他の巫に従ふか又は家庭に於て巫業を修習するを常とするが、以前は巫業者の多く居住する地方に在つては、特に巫業を傳習する「學習堂」を設置し、此處で同業者の子弟及び巫業に志す者を集合して巫業を教授し習得せしめたものである。(慶南宜寧)

最後に崇神組合は次例の如くである。

6、世襲巫は自家に於て父母からその業を傳習するが、病氣、靈感其他の動機から巫業に従事する者は、崇神組合祈禱占ト組合員の下に形式的に修男、修女の名義で約三四年間修業した後、日を期して崇神組合事務所に組合員多數の出席を求め、之等多數組合員の目前に於て試験をなし、之に合格して組合に加入し、初めて一人前の巫業者となるのである。(慶南、蔚山)

以上はその課程乃至その修業方法等に於て、それぞれ相異せる特色を有して居るものであるが、要するに巫覡業者の仲間が、巫覡養成の機關として設立したもので、専ら巫覡の業を教習し、従つて將來巫覡たらむと欲する者だけを入學せしむると云ふ、全く専門的な機關である。

處が巫覡の機關としては、この専門機關の外に、之が補助機關とも目すべきものがある。それは各地に散在する山寺がそれであり、部落に散在する書堂がそれである。前節に挙げた例(6)に有名な法術家李靈幹がその秘術を獲得したのが山寺であり、第四節の舉例(6)(7)盲覡の修學がその地方の山寺に於てある。この山寺が巫覡修業の補助機關としての機能を有するは、前例李靈幹が法術を得たる傳説に依つても徴される如く、古來朝鮮の山寺には巫業卜術に關する書籍を多藏し、且つ寺僧中に之を解する者があつて、その間暇ある處から、寺僧としての念佛三昧よりも巫卜の先生として之を研究し教授するに専らなるものが少からず存在するからである。殊

に朝鮮では、古來兩班儒生以外、漢字を解する者は、山寺に住む一部の僧侶に限られて居たから従つて兩班儒生達でも、その少年期讀書研鑽時代には、よく山寺に引籠つて勉強したものである。經文を読み、呪文を誦し、陰陽卜易の書を研究するには、是非とも漢字を知つた僧の居る寺に行かなければならなかつたのである。次例は、寺僧が巫術を知り、寺に巫書の存在して居る事實を物語つて居るものである。

7、全羅南道、海南邑、壽町九番地、金京申(49)は、二十年前から覡として祈禱占トに従事し、今では農を本業、巫を副業として居るが、金の巫業は海南郡大興寺の僧と玉泉面に住む崔道士から傳授されたもので、大興寺の寺僧からは、祈禱法と經文、呪文を習ひ、其上經文「要覽」各種の祈禱用經文、呪文、符等を編蒐したもの、寫本の相傳を受け、道士からは陰陽干支の使方及び占トの方法等を習得し、何れも三箇年位の間勉強したと云ふ事である。(昭和五年十月)

8、咸鏡北道、吉州常民覡某(54)は嘗て妻を失ひたる寂しさを慰むる目的で、端川郡所在の福興寺と云ふ古寺に寄偶して居た時、同寺にあつた占トの書類を、暇で徒然なまゝ讀んで見ると、自然に興味を湧いて來たので、そのまゝこの古寺に一箇年間とどまつて修業し、そして占トを業とするに至つたと。(昭和五年八月)

朝鮮の書堂は、地方民の子弟に文字を教ゆる唯一の民間教育機關であり、先生は漢文を解する